

磐田市アミューズ豊田外7施設 業務仕様書添付資料

【目次】

1. 利用料金・収入・減免実績	1
2. 修繕実績	2
3. 業務委託実績	5
4. 光熱水費実績	10
5. 備品一覧	11
6. 平面図等	25
7. 関係条例一覧	47
8. 個人情報取扱特記事項	129
9. リスク分担表	131
10. スポーツで創る磐田の未来	132

【過去３年間の利用実績・減免状況】

No.	施設	年度	利用実績			減免状況	
			利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用料収入 (円)	減免件数 (件)	減免額 (円)
1	磐田市アミューズ豊田	令和元年度	10,547	134,013	13,242,530	2,594	6,850,660
		令和２年度	6,879	62,455	10,588,010	1,614	4,066,070
		令和３年度	7,148	159,409	13,611,940	1,697	5,596,890
2	豊田加茂テニスコート	令和元年度	2,032	15,894	1,364,010	1,588	2,182,990
		令和２年度	1,901	14,085	1,566,710	1,332	1,413,460
		令和３年度	2,037	16,577	1,742,890	1,284	1,778,520
3	豊田加茂グラウンド	令和元年度	296	7,625	98,590	510	137,300
		令和２年度	356	5,131	38,620	415	135,490
		令和３年度	555	7,600	42,470	598	178,990
4	豊田ラブリバー公園 テニスコート	令和元年度	2,443	16,793	2,194,880	1,281	1,204,230
		令和２年度	2,295	15,617	2,124,460	1,092	1,043,250
		令和３年度	2,538	18,844	2,350,100	1,185	1,158,370
5	竜洋天竜川西堀 河川敷公園グラウンド	令和元年度	500	11,903	0	-	-
		令和２年度	473	10,094	0	-	-
		令和３年度	497	11,832	0	-	-
6	豊田天竜川 グラウンド	令和元年度	1,319	29,181	0	-	-
		令和２年度	1,260	24,089	0	-	-
		令和３年度	1,465	32,784	0	-	-

令和元年度 修繕実績一覧

(円)

No.	施設名	修繕箇所	修繕内容	経費	備考
1	アミューズ豊田	消防設備点検不良改修	アラーム弁圧力計取替・非常スピーカー不通調査 誘導灯バッテリー交換・自家発ラジエーター	313,200	
2	アミューズ豊田	事務所P C 環境確認	ウィルス チェック	19,440	
3	アミューズ豊田	サブアリーナ	AHU-3 エアコンフィルター交換	359,640	
4	アミューズ豊田	工芸陶芸室 電気窯	窯扉パッキン修理	38,880	
5	アミューズ豊田	ホームページ更新	加茂 T オムニコート 料金変更	10,800	
6	アミューズ豊田	公用車	車検	93,098	
7	アミューズ豊田	展示ホール多目的トイレ・ 和室女子トイレ	洋便器ウォシュレット*2台	135,000	
8	アミューズ豊田	時計塔	蓄電池交換	24,408	
9	アミューズ豊田	乗用芝刈機	乗用芝刈機 修理	27,000	
10	アミューズ豊田	メインアリーナ 空調	電磁接接触器交換	241,920	
11	アミューズ豊田	西側駐輪場	支柱腐食部 補強	151,200	
12	アミューズ豊田	シャワールーム	簀の子交換	166,800	
13	アミューズ豊田	柔道場入口 防火扉	クリアランス調整 タッチUP 塗装	47,520	
14	アミューズ豊田	北側車庫内・車庫廻り	産業廃棄物 搬出・処理 (7㎡分)	147,204	
15	アミューズ豊田	コミュニティ広場	スズメバチ駆除	19,440	
16	アミューズ豊田	ホームページ更新	消費増税 料金変更	6,480	
17	豊田ラブリバー公園テニスコート	Aコート照明No.8 不点灯	盤内、自動点滅器 切替装置交換	34,560	
18	豊田ラブリバー公園テニスコート	Bコート	オムニコート捲れ部、補修	88,000	
19	豊田ラブリバー公園	あずまや 屋根	ジョイント部 幕板 脱落部 再取付	34,560	
20	豊田天竜川グラウンド 竜洋天竜川グラウンド	仮設トイレ (No.5・No.9)	扉ヒンジ金物部品, 洗浄管破断交換	46,440	
21	アミューズ豊田	-	アミューズ豊田屋根改修工事	90,544,300	市修繕
22	アミューズ豊田	-	アミューズ豊田屋根改修工事監理業務委託	2,632,300	市修繕
23	アミューズ豊田	-	アミューズ豊田ゆやホール吊り下げ看板更新修繕	135,000	市修繕
24	アミューズ豊田	-	アミューズ豊田直流電源装置蓄電池交換	2,398,000	市修繕
25	アミューズ豊田	-	アミューズ豊田武道場及びトレーニング室修繕	407,000	市修繕
26	アミューズ豊田	-	アミューズ豊田メインアリーナ音響設備更新修繕	3,454,000	市修繕
27	アミューズ豊田	-	アミューズ豊田東駐車場区画ライン復旧修繕	310,000	市修繕
28	豊田加茂テニスコート	-	豊田加茂テニスコート 防犯灯修繕	5,400	市修繕
29	豊田加茂テニスコート	-	豊田加茂テニスコート扉修繕	86,400	市修繕
30	豊田加茂テニスコート	-	豊田加茂テニスコート 仮設トイレ修繕	21,600	市修繕
31	豊田加茂テニスコート	-	豊田加茂テニスコートクレイコート不陸修繕	204,600	市修繕
32	豊田加茂テニスコート	-	豊田加茂テニスコート照明ランプ取替修繕	66,000	市修繕
33	豊田加茂グラウンド	-	豊田加茂グラウンド防球ネット修繕	407,000	市修繕
34	豊田加茂グラウンド	-	豊田加茂グラウンド仮設トイレ撤去修繕	99,000	市修繕
合計				102,776,190	

令和2年度

修繕実績一覧

(円)

No.	施設名	修繕箇所	修繕内容	経費	備考
1	アミューズ豊田	消防設備点検不良改修	消火器格納BOX交換・圧力計交換 客席誘導灯 予備バッテリー交換	119,900	
2	アミューズ豊田	ゆやホール	緞帳下端部バトン袋 解れ直縫	440,000	
3	アミューズ豊田	消火ポンプ室	流量性能試験管腐食部修理	286,000	
4	アミューズ豊田	公用車	12ヶ月定期点検	28,738	
5	アミューズ豊田	H P 更新	支所移転に伴う ホームページ更新	50,600	
6	アミューズ豊田	北側車庫内・車庫廻り	産業廃棄物 搬出・処理 (4 t ※1台分)	66,000	
7	アミューズ豊田	消防設備点検不良改修	誘導灯バッテリー交換・報知器交換	49,500	
8	アミューズ豊田	事務所内	現金預機 新硬貨対応工事	71,500	
9	アミューズ豊田	公用車	車検	121,694	
10	アミューズ豊田	東側メイン、ホール外気フード (3ヶ所)	鳩避けネット張り	148,500	
11	アミューズ豊田	西側 旗揚げポール	西側 旗揚げポール 旗紐 交換 (3箇所)	85,000	
12	アミューズ豊田	リハ室 / KAWAIピアノ	KAWAI ピアノ破損弦張替	5,500	
13	アミューズ豊田	電気室	電流計 切替レバー交換 (3本)	103,400	
14	アミューズ豊田	消防設備点検不良改修	予備電源バッテリー交換 (4箇所)	37,400	
15	豊田天竜川グラウンド	仮設トイレ衛生修理	トイレ扉 ラッチ不良修理 (3箇所)	33,000	
16	豊田ラブリバー公園	男子トイレ	排水管詰まり調査・排水管高圧洗浄	44,000	
17	豊田ラブリバー公園	男子トイレ	汚水管破損部修繕	286,000	
18	豊田ラブリバー公園	トイレ大便器	排水管詰まり除去 便器外し 高圧洗浄	5,500	
19	アミューズ豊田ポケットパーク	トイレ大便器	排水管詰まり除去 便器外し 高圧洗浄	22,000	
20	アミューズ豊田		アミューズ豊田展示ホール屋根改修ドレン取付修繕	99,000	市修繕
21	アミューズ豊田		アミューズ豊田北駐車場区画ライン復旧修繕	261,800	市修繕
22	アミューズ豊田		アミューズ豊田指導員室等照明器具LED化修繕	403,700	市修繕
23	豊田加茂テニスコート		豊田加茂テニスコート照明ランプ取替修繕	97,900	市修繕
24	豊田加茂グラウンド・豊田加茂テニスコート		豊田加茂グラウンド・テニスコート給水配管修繕	27,500	市修繕
25	豊田加茂グラウンド		豊田加茂グラウンド防球ネット修繕	187,000	市修繕
26	竜洋天竜川西堀河川敷公園グラウンド		天竜川西堀河川敷公園グラウンド陥没修繕	192,500	市修繕
合計				3,273,632	

令和3年度

修繕実績一覧

(円)

No.	施設名	修繕箇所	修繕内容	経費	備考
1	アミューズ豊田	電気室	電流計切換レバー交換	83,600	
2	アミューズ豊田	展示ホール・多目的トイレ	多目的トイレ衛生修理（自動フラッシュバルブ交換）	272,800	
3	アミューズ豊田	ボイラー室	ボイラー室給気ファン修理（Vベルト交換）	27,500	
4	アミューズ豊田	駐車場北東外部散水栓	敷地内北東散水修理（漏水バルブ交換）	88,000	
5	アミューズ豊田	東,北,南 外灯タイマー	外灯用回路 交換工事	86,900	
6	アミューズ豊田	ボイラー室内	機械室・ボイラー室 配管部品修理	73,700	
7	アミューズ豊田	車両	車検	126,834	
8	アミューズ豊田	メインアリーナ ロールバックスタンド	電動式移動観覧席 部品交換	11,000	
9	アミューズ豊田	東側屋上（ルーフ）	鳩糞清掃・洗浄・汚泥処理	62,700	
10	アミューズ豊田	乗用草刈り機	消耗部品交換	29,524	
11	アミューズ豊田	メインアリーナ ロールバックシート	電動式移動観覧席 部品交換	11,000	
12	アミューズ豊田	騎乗式 草刈り機	スナッパー草刈機修理（NXT2346）	71,819	
13	アミューズ豊田	ボイラー室	ボイラー室外部扉修理	66,000	
14	アミューズ豊田	北側車庫裏	産業廃棄物処理	221,650	
15	アミューズ豊田	前室・廊下・各所	クロス貼り替え・ブラインド補修工事	209,000	
16	アミューズ豊田	各所	消防設備点検 不良改修	72,600	
17	アミューズ豊田	騎乗式草刈り機	騎乗式草刈り（修繕・溶接）	28,050	
18	アミューズ豊田	公用車 エブリー	12ヶ月点検（浜松41あ8915）	24,613	
19	アミューズ豊田	騎乗式草刈機	騎乗式草刈機修繕（消耗部品交換）	96,701	
20	アミューズ豊田	騎乗式草刈機	騎乗式草刈機修繕（調整・修理）	5,005	
21	アミューズ豊田ポケットパーク	多目的トイレ	フラッシュバルブ 改修修理	260,700	
22	豊田天竜川グラウンド	7番コート	サッカーゴールポスト破断部分・溶接修理	29,700	
23	豊田ラブリバー公園テニスコート	オムニ Bコート内	3箇所オムニコート部分補修	132,000	
24	アミューズ豊田	-	アミューズ豊田調光設備緊急修繕	19,690,000	市修繕
25	アミューズ豊田	-	アミューズ豊田西側外壁雨漏り修繕	1,705,000	市修繕
26	アミューズ豊田	-	アミューズ豊田ゆやホールホワイエブラインドボトム修繕	275,000	市修繕
27	アミューズ豊田	-	アミューズ豊田ブラインド開閉・回転コード修繕	391,600	市修繕
28	アミューズ豊田	-	アミューズ豊田電話交換機無停電電源装置修繕	48,400	市修繕
29	アミューズ豊田	-	アミューズ豊田ゆやホールネット点検口取付修繕	46,200	市修繕
30	アミューズ豊田	-	アミューズ豊田ゆやホール排煙機緊急修繕	1,045,000	市修繕
31	アミューズ豊田	-	アミューズ豊田電気設備改修工事	47,718,000	市修繕
合計				73,010,596	

業務委託実績

磐田市アミューズ豊田

業務種別	内 容	実績回数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
清掃業務	日常清掃業務	開館日	自社対応	自社対応	自社対応
清掃業務	床面洗浄ワックス塗布業務	年2回	自社対応	自社対応	自社対応
清掃業務	カーペット洗浄業務	年2回	自社対応	自社対応	自社対応
清掃業務	ガラス清掃業務	年2回	自社対応	自社対応	自社対応
環境衛生	ねずみ等の防除業務	月1回	124,260	124,260	124,260
環境測定	ばい煙濃度測定	年2回	168,950	168,950	168,950
舞台装置	舞台装置操作業務	開館日	5,992,800	5,992,800	5,992,800
電気工作物	自家用電気工作物保安全管理業務	年6回	563,748	563,748	563,748
電気工作物	電力デマンド監視業務	毎日	39,240	39,240	39,240
建築設備	建築・設備日常保守運転管理業務	開館日	自社対応	自社対応	自社対応
冷温水発生器	吸収式冷温水発生器保守点検業務	年4回	3,323,274	3,323,274	3,323,274
空調	CT、ポンプ、AHU他保守点検業務	年2回			
空調	空調機フィルター清掃	年4回			
受水槽	受水槽、給水ポンプ保守点検業務	年2回			
ボイラー	給湯、熱源ボイラー保守点検業務	年2回			
貯湯槽	貯湯槽清掃業務委託	年1回	469,935	469,935	469,935
貯水槽	貯水槽清掃消毒作業	年1回			
消防設備	消防用設備点検業務(機器点検)	年1回	469,935	469,935	469,935
消防設備	消防用設備点検業務(総合点検)	年1回			
空調	空調自動制御機器及び中央監視装置保守点検業務	年2回	1,493,573	1,493,573	1,493,573
舞台装置	舞台機構保守業務	年4回	1,349,747	1,349,747	1,349,747
舞台装置	舞台音響設備保守点検業務	年1回	854,123	854,123	854,123
自動ドア	自動ドア装置保守点検業務	年4回	33,191	33,191	33,191
テレビカメラ・時計	監視カメラ・親時計・子時計保守	年1回	83,421	83,421	83,421
舞台装置	舞台照明設備保守点検業務(一般点検)	年1回	252,126	252,126	252,126
舞台装置	舞台照明設備保守点検業務(精密点検)	年1回	1,501,794	1,501,794	1,501,794
電動式椅子	ロールバック保守点検業務	隔年	322,283	0	322,283
警備	機械警備業務	毎日	498,065	498,065	498,065
トレーニング機器	トレーニング機器保守点検業務	年3回	199,143	199,143	199,143
体育機器	体育器具保守点検業務	年2回	289,397	289,397	289,397
グランドピアノ	グランドピアノ保守点検業務(カワイ)	年2回	77,445	77,445	77,445
グランドピアノ	グランドピアノ保守点検業務(ヤマハ)	年2回	77,445	77,445	77,445
樹木管理	樹木管理(抜取除草)	年3回	1038345	1,038,345	1,038,345
樹木管理	樹木管理(機械芝刈)	年3回			
樹木管理	樹木管理(生垣刈込)	年1回			
樹木管理	樹木管理(刈込)	年1回			
樹木管理	樹木管理(剪定)	年1回			
樹木管理	樹木管理(薬剤散布)	年1回	103,880	103,880	103,880
樹木管理	花壇管理	年8回			
樹木管理	観葉植物管理	月2回	127,890	127,890	127,890
建築設備	建築設備定期検査	年1回	213,150	213,150	213,150
建築設備	特定建築物定期検査	隔年	-	387,200	-
環境測定	空気環境測定	年6回	自社対応	自社対応	自社対応
水質検査	飲料水・貯湯槽水質検査(11項目)	年1回	9,155	9,155	9,155
水質検査	飲料水・貯湯槽水質検査(12項目)	年1回	63,141	63,141	63,141
水質検査	飲料水・貯湯槽水質検査(16項目)	年1回	12,716	12,716	12,716
水質検査	雑用水水道検査(2項目)	年6回	13,276	13,276	13,276
水質検査	簡易専用水道検査	年1回	2,192	2,192	2,192
廃棄物処理	廃棄物処理	適時	371,734	371,734	371,734
		合 計	19,376,229	19,441,146	19,376,229

業務委託実績

豊田ラブリバー公園テニスコート

業務種別	内 容	実績回数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
清掃業務	日常清掃	週1回	自社対応	自社対応	自社対応
照明	夜間照明管理	週1回	自社対応	自社対応	自社対応
器具	器具の点検	週1回	自社対応	自社対応	自社対応
消耗機材	消耗機材の点検	週1回	自社対応	自社対応	自社対応
その他	コート周辺・防風ネット	週1回	自社対応	自社対応	自社対応
その他	コート周辺ごみ処理	適時	自社対応	自社対応	自社対応
その他	駐車場不陸整備	年4回	自社対応	自社対応	自社対応
樹木管理	外周樹木剪定・除草	年6回	自社対応	自社対応	自社対応
コート整備	コート整備	適時	自社対応	自社対応	自社対応
調整池	浚渫作業	適時	658,735	自社対応	自社対応
廃棄物処理	廃棄物処理	適時	自社対応	自社対応	自社対応
		合 計	658,735	0	0

豊田天竜川グラウンド

業務種別	内 容	実績回数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
清掃業務	日常業務	週1回	自社対応	自社対応	自社対応
トイレ	トイレ清掃	週1回	自社対応	自社対応	自社対応
器具	器具等の管理	週1回	自社対応	自社対応	自社対応
消耗機材	消耗機材の点検	週1回	自社対応	自社対応	自社対応
植栽	植栽管理業務	適時	自社対応	自社対応	自社対応
グラウンド整備	グラウンド整備	適時	自社対応	自社対応	自社対応
トイレ	トイレ汲み取り	適時	111,545	100,700	90,820
除草	外野部の草刈	月1回	自社対応	自社対応	自社対応
除草	内野部の抜取	年2回	自社対応	自社対応	自社対応
その他	周囲ごみ処理	適時	自社対応	自社対応	自社対応
廃棄物処理	廃棄物処理	適時	自社対応	自社対応	自社対応
		合 計	111,545	100,700	90,820

竜洋天竜川西堀河川敷公園グラウンド

業務種別	内 容	実績回数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
清掃業務	日常業務	週1回	自社対応	自社対応	自社対応
トイレ	トイレ清掃	週1回	自社対応	自社対応	自社対応
消耗機材	消耗機材の点検	週1回	自社対応	自社対応	自社対応
グラウンド整備	グラウンド整備	適時	自社対応	自社対応	自社対応
植栽	植栽管理業務	適時	自社対応	自社対応	自社対応
トイレ	トイレ汲み取り	適時	12,585	13,770	16,100
除草	外野部の草刈	月1回	自社対応	自社対応	自社対応
除草	内野部の抜取	年2回	自社対応	自社対応	自社対応
その他	周囲ごみ処理	適時	自社対応	自社対応	自社対応
廃棄物処理	廃棄物処理	適時	自社対応	自社対応	自社対応
		合 計	12,585	13,770	16,100

委託業務実績

■令和元年度

アミューズ豊田ポケットパーク公園

業務名	業務内容	実施日	金額(円)
樹木管理業務	害虫防除	年1回	—
	刈込み	年1回	—
	藤棚剪定	年2回	—
	ロータリー式機械除草	年4回	—
トイレ清掃	トイレ清掃・ペーパーの補充	週2回	—
その他	落葉、枯葉の片付け、ゴミ拾い	適時	—

■令和2年度

アミューズ豊田ポケットパーク公園

業務名	業務内容	実施日	金額(円)
樹木管理業務	害虫防除	年1回	—
	刈込み	年1回	—
	藤棚剪定	年2回	—
	ロータリー式機械除草	年4回	—
トイレ清掃	トイレ清掃・ペーパーの補充	週2回	—
その他	落葉、枯葉の片付け、ゴミ拾い	適時	—

■令和3年度

アミューズ豊田ポケットパーク公園

業務名	業務内容	実施日	金額(円)
樹木管理業務	害虫防除	年1回	—
	刈込み	年1回	—
	藤棚剪定	年2回	—
	ロータリー式機械除草	年4回	—
トイレ清掃	トイレ清掃・ペーパーの補充	週2回	—
その他	落葉、枯葉の片付け、ゴミ拾い	適時	—

委託業務実績

■令和元年度
豊田ラブリバー公園

業務名	業務内容	実施日	金額(円)
樹木管理業務	害虫防除	年1回	—
	低木刈込	年1回	
	生垣剪定	年1回	
	抜取除草	年2回	
	肩掛式機械除草	年4回	
	ロータリー式機械除草	年4回	
	高木剪定	適時	
流れ掃除	流れ、池の浚渫・清掃	年6回	—
遊具点検	保守点検、補修作業	年3回	—
トイレ清掃及び点検	浄化槽法定点検	年1回	9,500
	浄化槽清掃	年1回	451,645
	浄化槽維持管理	年3回	
	トイレ清掃・ペーパーの補充	随時	—
その他	落ち葉、枯葉の片付け	年1回	—
	園内のゴミ拾い	適時	

■令和2年度
豊田ラブリバー公園

業務名	業務内容	実施日	金額(円)
樹木管理業務	害虫防除	年1回	—
	低木刈込	年1回	
	生垣剪定	年1回	
	抜取除草	年2回	
	肩掛式機械除草	年4回	
	ロータリー式機械除草	年4回	
	高木剪定	適時	
流れ掃除	流れ、池の浚渫・清掃	年6回	—
遊具点検	保守点検、補修作業	年3回	—
トイレ清掃及び点検	浄化槽法定点検	年1回	9,643
	浄化槽清掃	年1回	458,420
	浄化槽維持管理	年3回	
	トイレ清掃・ペーパーの補充	随時	—
その他	落ち葉、枯葉の片付け	年1回	—
	園内のゴミ拾い	適時	

■ 令和3年度
豊田ラブリバー公園

業務名	業務内容	実施日	金額(円)
樹木管理業務	害虫防除	年1回	—
	低木刈込	年1回	
	生垣剪定	年1回	
	抜取除草	年2回	
	肩掛式機械除草	年4回	
	ロータリー式機械除草	年4回	
	高木剪定	適時	
流れ掃除	流れ、池の浚渫・清掃	年6回	—
遊具点検	保守点検、補修作業	年3回	—
トイレ清掃及び点検	浄化槽法定点検	年1回	9,643
	浄化槽清掃	年1回	458,420
	浄化槽維持管理	年3回	
	トイレ清掃・ペーパーの補充	随時	—
その他	落ち葉、枯葉の片付け	年1回	—
	園内のゴミ拾い	適時	

○光熱水費実績（磐田市アミューズ豊田外7施設）

令和元年度

（円）

施設	電気	水道	ガス	施設計
磐田市アミューズ豊田	15,201,409	2,040,943	6,460,953	23,703,305
豊田加茂テニスコート・グラウンド	482,658	213,852	0	696,510
豊田ラブリバー公園テニスコート	808,711	23,880	0	832,591
豊田ラブリバー公園	295,900	111,136	0	407,036
豊田天竜川グラウンド	0	0	0	0
竜洋天竜川西堀河川敷公園グラウンド	0	0	0	0
アミューズ豊田ポケットパーク	9,585	151,236	0	160,821
合計	16,798,263	2,541,047	6,460,953	25,800,263

令和2年度

施設	電気	水道	ガス	施設計
磐田市アミューズ豊田	13,864,882	1,785,802	5,789,617	21,440,301
豊田加茂テニスコート・グラウンド	380,774	309,110	0	689,884
豊田ラブリバー公園テニスコート	717,120	23,994	0	741,114
豊田ラブリバー公園	278,989	68,805	0	347,794
豊田天竜川グラウンド	0	0	0	0
竜洋天竜川西堀河川敷公園グラウンド	0	0	0	0
アミューズ豊田ポケットパーク	9,691	149,331	0	159,022
合計	15,251,456	2,337,042	5,789,617	23,378,115

※アミューズ豊田分については、豊田支所改修工事に伴う業者負担分495,000円を含む

令和3年度

施設	電気	水道	ガス	施設計
磐田市アミューズ豊田	15,900,477	1,923,718	7,471,104	25,295,299
豊田加茂テニスコート・グラウンド	487,513	463,697	0	951,210
豊田ラブリバー公園テニスコート	772,023	23,625	0	795,648
豊田ラブリバー公園	274,570	73,892	0	348,462
豊田天竜川グラウンド	0	0	0	0
竜洋天竜川西堀河川敷公園グラウンド	0	0	0	0
アミューズ豊田ポケットパーク	8,837	162,705	0	171,542
合計	17,443,420	2,647,637	7,471,104	27,562,161

※アミューズ豊田分については、豊田支所負担分1,301,107円を含む

備品一覧

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
5401	1005099	その他箱類	M&R MR2U	アミューズ豊田
5476	1013015	受信機	パナソニックWX-R822(ワイレス用)	アミューズ豊田
5478	1013016	スピーカー	YAMAHA2115 はね返り	アミューズ豊田
5482	1013016	スピーカー	YAMAHA2115 はね返り	アミューズ豊田
5504	1013035	プレーヤー	CDプレイヤー CD450	アミューズ豊田
5514	1013037	放送装置	ミキサー卓 MG16/6FX	アミューズ豊田
5563	1013039	マイクロフォン	ラベリアマイクロホン サンケンCOS-11D R-BK-RAMSA	アミューズ豊田
5564	1013039	マイクロフォン	ラベリアマイクロホン サンケンCOS-11D R-BK-RAMSA	アミューズ豊田
5565	1013039	マイクロフォン	ラベリアマイクロホン サンケンCOS-11D R-BK-RAMSA	アミューズ豊田
5566	1013039	マイクロフォン	Panasonic WX-TB831	アミューズ豊田
5567	1013039	マイクロフォン	Panasonic WX-TB816	アミューズ豊田
5568	1013039	マイクロフォン	Panasonic WX-TB816	アミューズ豊田
5570	1013039	マイクロフォン	Panasonic WX-TB831	アミューズ豊田
5574	1013039	マイクロフォン	ラベリアマイクロホン サンケンCOS-11D R-BK-RAMSA	アミューズ豊田
5627	1013039	マイクロフォン	ワイレスマイク パナソニック WX-TB816	アミューズ豊田
5628	1013039	マイクロフォン	Panasonic WX-TB816	アミューズ豊田
5629	1013039	マイクロフォン	ワイヤレスマイク パナソニックWX-4212C	アミューズ豊田
5630	1013039	マイクロフォン	ワイヤレスマイク パナソニックWX-4212C	アミューズ豊田
5644	1013042	周波数変換器	YAMAHA Q2031B	アミューズ豊田
5757	1013099	その他電気器具	舞台用備品MD・CDデッキTASCAM MD-CD1	アミューズ豊田
45439	1001005	会議用机	会議用机 8184MA.M692(リハーサル室)	アミューズ豊田
45440	1001005	会議用机	会議用机 8184MA.M692(リハーサル室)	アミューズ豊田
45441	1001005	会議用机	会議用机 8184MA.M692(リハーサル室)	アミューズ豊田
45442	1001005	会議用机	会議用机 8184MA.M692(リハーサル室)	アミューズ豊田
45443	1001005	会議用机	会議用机 8184MA.M692(リハーサル室)	アミューズ豊田
45444	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45445	1001005	会議用机	会議用机 8184MA.M692(リハーサル室)	アミューズ豊田
45446	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45447	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45448	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45449	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45450	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45451	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45452	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45453	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45454	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45455	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45456	1001005	会議用机	会議用机 8184MA.M692(相談室)	アミューズ豊田
45457	1001005	会議用机	会議用机 8184MA.M692(和室ロビー)	アミューズ豊田
45458	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45459	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45460	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45461	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45462	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45463	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45464	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45465	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45466	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45467	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45468	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45469	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45470	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45471	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45472	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45473	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45474	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45475	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田
45476	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サブ西)	アミューズ豊田

[illegible]

備品一覧

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
45535	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サフ西)	アミューズ豊田
45536	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サフ西)	アミューズ豊田
45537	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サフ西)	アミューズ豊田
45538	1001005	会議用机	会議用机8184MA、M692(サフ西)	アミューズ豊田
45539	1001009	その他机	テーブル 8189TH,M651(アミューズ清掃員控)	アミューズ豊田
45540	1001014	片袖机	ND14EF,M373	アミューズ豊田
45541	1001014	片袖机	片袖机DB14LL,M212(ホール調整室)	アミューズ豊田
45542	1001014	片袖机	片袖机 DB14LL,M212	アミューズ豊田
45543	1001014	片袖机	片袖机DB14LL,M212(ホール調整室)	アミューズ豊田
45545	1001014	片袖机	片袖机 ND14EF,M373(アミューズ事務室)	アミューズ豊田
45546	1001014	片袖机	片袖机 ND14EF,M373(アミューズ事務室)	アミューズ豊田
45547	1001014	片袖机	片袖机 ND14EF,M373(アミューズ事務室)	アミューズ豊田
45548	1001014	片袖机	片袖机 ND14EF,M373(アミューズ事務室)	アミューズ豊田
45549	1001014	片袖机	片袖机 ND14EF,M373(アミューズ事務室)	アミューズ豊田
45550	1001014	片袖机	片袖机 DB14LL,M212(楽屋事務室)	アミューズ豊田
45552	1001014	片袖机	片袖机 ND14EF,M373(アミューズ事務室)	アミューズ豊田
45554	1001014	片袖机	片袖机 ND14EF,M373(アミューズ事務室)	アミューズ豊田
45555	1001014	片袖机	片袖机 ND14EF,M373(アミューズ事務室)	アミューズ豊田
45556	1001014	片袖机	片袖机 ND14EF,M373(アミューズ事務室)	アミューズ豊田
45557	1001014	片袖机	片袖机 ND14EF,M373(アミューズ事務室)	アミューズ豊田
45558	1001014	片袖机	片袖机 ND14EF,M373(アミューズ事務室)	アミューズ豊田
45559	1001016	両袖机	両袖机 ND04EB,M373(アミューズ事務室)	アミューズ豊田
45560	1001016	両袖机	両袖机 ND04EB,M373(アミューズ事務室)	アミューズ豊田
45562	1002001	安楽イス	マッサージ機 ナショナルEP-538-K(相談室)	アミューズ豊田
45565	1002010	スツール	8363ZS-F(丸型)	アミューズ豊田
45566	1002010	スツール	8363ZS-F(月型)	アミューズ豊田
45567	1002010	スツール	8363ZS-F(丸型)	アミューズ豊田
45568	1002010	スツール	スツール 8363ZS-F(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45569	1002010	スツール	スツール 8363ZS-F(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45570	1002010	スツール	スツール 8363ZS-F(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45571	1002010	スツール	スツール 8363ZS-F(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45572	1002010	スツール	8363ZS-F(月型)	アミューズ豊田
45573	1002010	スツール	スツール 8363ZS-F(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45574	1002010	スツール	8363ZS-F(月型)	アミューズ豊田
45575	1002010	スツール	8363ZS-F(月型)	アミューズ豊田
45576	1002010	スツール	8363ZS-F(月型)	アミューズ豊田
45577	1002010	スツール	8363ZS-F(月型)	アミューズ豊田
45578	1002010	スツール	8363ZS-F(月型)	アミューズ豊田
45579	1002010	スツール	8363ZS-F(月型)	アミューズ豊田
45580	1002010	スツール	8363ZS-F(月型)	アミューズ豊田
45581	1002010	スツール	8363ZS-F(月型)	アミューズ豊田
45582	1002010	スツール	8363ZS-F(月型)	アミューズ豊田
45583	1002010	スツール	8363ZS-F(月型)	アミューズ豊田
45584	1002010	スツール	スツール 8363ZS-F(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45585	1002010	スツール	スツール 8363ZS-F(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45586	1002010	スツール	スツール 8363ZS-F(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45587	1002010	スツール	スツール 8363ZS-F(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45588	1002010	スツール	スツール 8363ZS-F(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45589	1002010	スツール	スツール 8363ZS-F(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45590	1002010	スツール	スツール 8363ZS-F(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45591	1002010	スツール	スツール 8363ZS-F(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45592	1002010	スツール	スツール 8363ZS-F(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45593	1002011	応接用イス	応接用椅子 8324CZ.P485(楽屋洋室)	アミューズ豊田
45594	1002011	応接用イス	応接用椅子 8324CZ.P485(楽屋洋室)	アミューズ豊田
45595	1002011	応接用イス	応接用椅子 8324CZ.P485(楽屋洋室)	アミューズ豊田
45596	1002011	応接用イス	応接用イス 8308AS,FB79(アミューズ応接)	アミューズ豊田
45597	1002011	応接用イス	応接用イス 8308AS,FB79(アミューズ応接)	アミューズ豊田
45598	1002011	応接用イス	応接用椅子 8324CZ.P485(楽屋洋室)	アミューズ豊田

備品一覧

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
45599	1002011	応接用イス	応接用イス 8308AS,FB79(アミューズ [®] 応接)	アミューズ豊田
45600	1002011	応接用イス	応接用イス 8308AS,FB79(アミューズ [®] 応接)	アミューズ豊田
45601	1002011	応接用イス	応接用イス 8308AS,FB79(アミューズ [®] 応接)	アミューズ豊田
45602	1002011	応接用イス	応接用イス 8308AS,FB79(アミューズ [®] 応接)	アミューズ豊田
45603	1002012	ソファ	椅子 JCM-101-92(ホールホワイエ)	アミューズ豊田
45604	1002012	ソファ	椅子 JCM-101-92(ホールホワイエ)	アミューズ豊田
45606	1002012	ソファ	椅子 JCM-101-92(ホールホワイエ)	アミューズ豊田
45612	1002012	ソファ	椅子 JCM-101-92(ホールホワイエ)	アミューズ豊田
45613	1002012	ソファ	椅子 JCM-101-92(ホールホワイエ)	アミューズ豊田
45616	1002012	ソファ	椅子 JCM-101-92(ホールホワイエ)	アミューズ豊田
45618	1002012	ソファ	椅子 JCM-101-92(ホールホワイエ)	アミューズ豊田
45619	1002012	ソファ	椅子 JCM-101-92(ホールホワイエ)	アミューズ豊田
45621	1002012	ソファ	椅子 JCM-101-92(ホールホワイエ)	アミューズ豊田
45622	1002012	ソファ	椅子2383DZ,P257(ホール母子室)	アミューズ豊田
45623	1002012	ソファ	椅子 JCM-101-92(ホールホワイエ)	アミューズ豊田
45624	1002012	ソファ	椅子 JCM-101-92(ホールホワイエ)	アミューズ豊田
45626	1002012	ソファ	椅子 JCM-101-92(ホールホワイエ)	アミューズ豊田
45628	1002012	ソファ	椅子 JCM-101-92(ホールホワイエ)	アミューズ豊田
45630	1002012	ソファ	椅子 JCM-101-92(ホールホワイエ)	アミューズ豊田
45632	1002012	ソファ	椅子 JCM-101-92(ホールホワイエ)	アミューズ豊田
45635	1002014	長イス	長椅子 JVW31(和室 [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45637	1002014	長イス	2343XB-FK	アミューズ豊田
45641	1002014	長イス	長椅子L136BZ-FA39(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45642	1002014	長イス	2343XB-FK	アミューズ豊田
45643	1002014	長イス	長椅子 JVW31(和室 [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45645	1002014	長イス	2343XB-FK	アミューズ豊田
45647	1002014	長イス	2384DT P258(2人掛)	アミューズ豊田
45648	1002014	長イス	長椅子L136BZ-FA39(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45649	1002019	ピアノイス	コンサート用ピアノ椅子No.100	アミューズ豊田
45650	1002019	ピアノイス	コンサート用ピアノ椅子 No.100(リハーサル室)	アミューズ豊田
45656	1002020	ベンチ	ベンチL-950BN-P141(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45657	1002020	ベンチ	ベンチL-950BN-P141(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45658	1002020	ベンチ	ベンチL-950BN-P141(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45659	1002020	ベンチ	ベンチL-950BN-P141(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45661	1002020	ベンチ	ベンチL-950BN-P141(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45664	1002020	ベンチ	ベンチL-950BN-P141(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45665	1002020	ベンチ	ベンチL-950BN-P141(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45666	1002020	ベンチ	ベンチL-950BN-P141(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45667	1002020	ベンチ	ベンチL-950BN-P141(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45668	1002020	ベンチ	ベンチL-950BN-P141(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45669	1002020	ベンチ	ベンチL-950BN-P141(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45671	1002020	ベンチ	ベンチL-950BN-P141(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45672	1002020	ベンチ	ベンチL-950BN-P141(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45673	1002020	ベンチ	ベンチL-950BN-P141(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45674	1002020	ベンチ	ベンチL-950BN-P141(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45675	1002020	ベンチ	ベンチL-950BN-P141(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45676	1002020	ベンチ	休憩ベンチ L311TA,W306(トレーニング [®] 室)	アミューズ豊田
45677	1002020	ベンチ	ベンチL-950BN-P141(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45678	1002020	ベンチ	休憩ベンチ L311TA,W306(トレーニング [®] 室)	アミューズ豊田
45679	1002020	ベンチ	ベンチL-950BN-P141(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45680	1002020	ベンチ	ベンチL-950BN-P141(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45683	1003001	演台	演台 4310DZ.WO3	アミューズ豊田
45684	1003001	演台	演台4310DZ,W03(研修会議室)	アミューズ豊田
45685	1003001	演台	演台LD-9(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45686	1003001	演台	演台 LD-9(メインアリーナ南側)	アミューズ豊田
45687	1003018	応接用テーブル	応接用テーブル 8348TA,W191(アミューズ [®] 応接)	アミューズ豊田
45688	1003019	角テーブル	角テーブル L136TZ-W213(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田
45689	1003019	角テーブル	角テーブル L136TZ-W213(アミューズ [®] ビ [®])	アミューズ豊田

備品一覧

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
45690	1003019	角テーブル	角テーブル L136TZ-W213(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45691	1003020	丸テーブル	丸テーブル L136TR-W213(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45692	1003020	丸テーブル	丸テーブル E616TAP(アミューズ中庭)	アミューズ豊田
45693	1003020	丸テーブル	丸テーブル L136TR-W213(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45694	1003020	丸テーブル	丸テーブル L136TR-W213(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45695	1003020	丸テーブル	丸テーブル E616TAP(アミューズ中庭)	アミューズ豊田
45696	1003021	カウンター	カウンター 4858FZ,M373(トレーニング室)	アミューズ豊田
45697	1003098	その他台	平台 6尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45700	1003098	その他台	司会者台FD-9(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45701	1003098	その他台	花瓶台MD-9(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45702	1003098	その他台	平台 4尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45703	1003098	その他台	めくり台(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45704	1003098	その他台	平台 4尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45705	1003098	その他台	平台 3尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45706	1003098	その他台	平台 4尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45707	1003098	その他台	平台 4尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45708	1003098	その他台	平台 3尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45709	1003098	その他台	平台 4尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45710	1003098	その他台	平台 4尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45711	1003098	その他台	指揮者台1セット(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45712	1003098	その他台	花瓶台 MD-9(メインアリーナ南側)	アミューズ豊田
45713	1003098	その他台	司会者台FD-9(メインアリーナ南側)	アミューズ豊田
45714	1003098	その他台	平台 6尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45715	1003098	その他台	卓上キャビネット4361DB,M260(研修会議室)	アミューズ豊田
45716	1003098	その他台	平台 4尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45717	1003098	その他台	平台 3尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45718	1003098	その他台	平台 4尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45719	1003098	その他台	平台 4尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45720	1003098	その他台	平台 4尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45721	1003098	その他台	平台 3尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45722	1003098	その他台	平台 3尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45723	1003098	その他台	平台 3尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45724	1003098	その他台	平台 3尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45725	1003098	その他台	平台 3尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45726	1003098	その他台	平台 3尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45727	1003098	その他台	平台 3尺×6尺(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45728	1003099	その他テーブル	映写テーブルPT-ST(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45729	1003099	その他テーブル	その他テーブル JVT05W(アミューズ応接)	アミューズ豊田
45730	1004003	陳列戸棚	1780×675×1040	アミューズ豊田
45731	1004003	陳列戸棚	展示ケース 513-1103(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45732	1004003	陳列戸棚	陳列棚賞状2200×600×2240(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45733	1004003	陳列戸棚	陳列棚 1200×1200×2500(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45734	1004004	スチール棚	コクヨ 横1800×縦1800×奥行600	アミューズ豊田
45735	1004004	スチール棚	コクヨ 幅1800×縦1800×奥600	アミューズ豊田
45736	1004004	スチール棚	クリスタルA4トレー 4709ADZ13(アミューズ事務室)	アミューズ豊田
45737	1004004	スチール棚	クリスタルA4トレー N401AC,Z13(アミューズ事務室)	アミューズ豊田
45744	1004099	その他戸棚	移動式書庫N954BM,Z210(アミューズ事務室)	アミューズ豊田
45745	1004099	その他戸棚	ハンフレッツ棚木製1200:330:1800(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45746	1004099	その他戸棚	機材棚(ガラス戸)4247AZ(アミューズ事務室)	アミューズ豊田
45751	1005001	書庫	両開き書庫4236ZZ,Z210(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45752	1005001	書庫	中量ラック(300kg) R476AO,Z325(アミューズ書庫)	アミューズ豊田
45753	1005001	書庫	中量ラック(300kg) R475AO,Z325(アミューズ書庫)	アミューズ豊田
45754	1005001	書庫	中量ラック(300kg) R476AO,Z325(アミューズ書庫)	アミューズ豊田
45755	1005001	書庫	両開き書庫(アミューズ事務室)	アミューズ豊田
45756	1005001	書庫	両開き書庫 F755ZAZ13(アミューズ医務室)	アミューズ豊田
45757	1005001	書庫	両開き書庫4236ZZ,Z210(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45758	1005001	書庫	両開き書庫4236ZZ,Z210(ホール調整室)	アミューズ豊田
45759	1005002	金庫	金庫 T727NG00018 (アミューズ書庫)	アミューズ豊田

備品一覧

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
45760	1005005	下駄箱	1600×1000	アミューズ豊田
45761	1005005	下駄箱	1600×1000	アミューズ豊田
45762	1005008	更衣ロッカー	ロッカー(4人用)4574DZ,Z21(アミューズ事務室)	アミューズ豊田
45763	1005008	更衣ロッカー	ロッカー(4人用)4574DZ,Z21(アミューズ事務室)	アミューズ豊田
45764	1005008	更衣ロッカー	ロッカー(4人用)4574DZ,Z21(アミューズ休憩室)	アミューズ豊田
45765	1005008	更衣ロッカー	ロッカー(4人用)4574DZ,Z21(アミューズ清掃員控)	アミューズ豊田
45766	1005009	ロッカー	ロッカー 45903C.Z323(楽屋洋室)	アミューズ豊田
45767	1005009	ロッカー	ロッカー 45903C.Z323(楽屋和室)	アミューズ豊田
45769	1005009	ロッカー	ロッカー 4574DZ.Z21(楽屋事務室)	アミューズ豊田
45770	1005011	パンフレットケース	パンフレットケースZR-PS113(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45771	1005011	パンフレットケース	パンフレットケースZR-PS113(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45772	1005099	その他箱類	フラワーボックス FB-15NG(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45773	1005099	その他箱類	フラワーボックス FB-15NG(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45774	1005099	その他箱類	金ぴょうぶ2427:7276(ホール舞台)	アミューズ豊田
45776	1005099	その他箱類	フラワーボックス FB-15NG(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45777	1005099	その他箱類	フラワーボックス FB-15NG(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45778	1006003	タイムレコーダー	アマノEX5100(アミューズ事務室)	アミューズ豊田
45790	1011003	草刈機	RB131	アミューズ豊田
45791	1011099	その他機械器具類	波マシンNAE2-1000W(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45793	1011099	その他機械器具類	波マシンNAE2-1000W(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45795	1011099	その他機械器具類	省エネ製氷機 IM-35M W500×D450×H800	アミューズ豊田
45797	1013005	映写機	16mm映写機 エルモLX-2200T(ホール調整室)	アミューズ豊田
45798	1013005	映写機	16mm映写機 エルモLX-2200T(ホール調整室)	アミューズ豊田
45799	1013005	映写機	スライド映写機エルモ オムニ1200AF(ホール調整室)	アミューズ豊田
45803	1013028	パソコン一式	システム制御用コンピュータDELL Latitude E5500(アミューズ)	アミューズ豊田
45804	1013030	ビデオデッキ	ビデオデッキ NV-H2T(和室ステージ)	アミューズ豊田
45806	1013038	マイクスタンド	マイクスタンド高砂,FM18TM(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45807	1013038	マイクスタンド	マイクスタンド高砂,MS-28(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45808	1013038	マイクスタンド	マイクスタンド高砂,MF34T(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45809	1013038	マイクスタンド	マイクスタンド高砂,FM18TM(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45810	1013038	マイクスタンド	マイクスタンド高砂,MF34T(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45811	1013038	マイクスタンド	マイクスタンド高砂,MF34T(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45812	1013038	マイクスタンド	マイクスタンド高砂,FM18TM(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45813	1013038	マイクスタンド	マイクスタンド高砂,MF34T(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45814	1013038	マイクスタンド	マイクスタンド高砂,MS-28(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45815	1013038	マイクスタンド	マイクスタンド高砂,FM18TM(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45816	1013038	マイクスタンド	マイクスタンド高砂,MF22TM(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45817	1013038	マイクスタンド	マイクスタンド高砂,MF22TM(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45818	1013038	マイクスタンド	マイクスタンド高砂,MF22TM(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45819	1013038	マイクスタンド	マイクスタンド高砂,MF22TM(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45820	1013038	マイクスタンド	マイクスタンド高砂,MS-28(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45821	1013038	マイクスタンド	マイクスタンド高砂,MS-28(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45822	1013039	マイクロフォン	ワイヤレスマイク Panasonic WX-4212C(ホール舞)	アミューズ豊田
45823	1013039	マイクロフォン	マイクロホンAKG,C-451EB,comb(ホール舞台)	アミューズ豊田
45824	1013039	マイクロフォン	マイクロホンSHURE,SM-57(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45825	1013039	マイクロフォン	マイクロホンSONY,C-48(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45826	1013039	マイクロフォン	マイクロホン SHURE,SM-58(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45827	1013039	マイクロフォン	マイクロホンSHURE,SM-57(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45828	1013039	マイクロフォン	マイクロホン SHURE,SM-58(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45829	1013039	マイクロフォン	マイクロホン SHURE,SM-58(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45830	1013039	マイクロフォン	マイクロホン SHURE,SM-58(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45831	1013039	マイクロフォン	マイクロホン SHURE,SM-58(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45832	1013039	マイクロフォン	マイクロホン MD421-II(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45833	1013039	マイクロフォン	マイクロホン SHURE,SM-58(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45834	1013039	マイクロフォン	マイクロホンSONY,C-48(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45835	1013039	マイクロフォン	マイクロホン MD421-II(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45836	1013039	マイクロフォン	マイクロホンAKG,C-451EB,comb(ホール舞台)	アミューズ豊田
45837	1013039	マイクロフォン	マイクロホン MD421-II(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田

備品一覧

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
45838	1013039	マイクrophon	マイクrophon AKG,C-451EB,comb(ホール舞台)	アミューズ豊田
45839	1013039	マイクrophon	マイクrophon AKG,C-451EB,comb(ホール舞台)	アミューズ豊田
45840	1013039	マイクrophon	マイクrophon 松下,WX-3300(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45842	1013039	マイクrophon	マイクrophon 松下,WX-3300(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45843	1013039	マイクrophon	マイクrophon MD441U(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45845	1013040	音響装置	音響調整卓YAMAHA LS9-32外(アミューズ豊田)	アミューズ豊田
45846	1013047	スポットライト	ETCソースIV436(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45847	1013047	スポットライト	ETCソースIV436(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45848	1013047	スポットライト	ETCソースIV436(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45849	1013047	スポットライト	ETCソースIV436(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45850	1013047	スポットライト	ETCソースIV436(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45851	1013047	スポットライト	ETCソースIV436(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45852	1013099	その他電気器具	プロジェクターOHPJ-HP-A305S(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45853	1013099	その他電気器具	インターホン、ベルトバックCC-85(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45854	1013099	その他電気器具	移動用FBスピーカーYAMAHA,S-115HⅡ(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45855	1013099	その他電気器具	インターホン、ベルトバックCC-85(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45857	1013099	その他電気器具	スピーカースタンド(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45858	1013099	その他電気器具	マイカフDS-2(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45859	1013099	その他電気器具	マイカフDS-2(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45860	1013099	その他電気器具	マイカフDS-1(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45861	1013099	その他電気器具	マイカフDS-1(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45864	1013099	その他電気器具	インターホン、ベルトバックCC-85(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45866	1013099	その他電気器具	インターホン(ヘッドセット)(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45867	1013099	その他電気器具	移動用FBスピーカーYAMAHA,S-115HⅡ(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45868	1013099	その他電気器具	インターホン(ヘッドセット)(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45869	1013099	その他電気器具	ミラーホールMB-240:400-R-S(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45870	1013099	その他電気器具	インターホン(ヘッドセット)(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45871	1013099	その他電気器具	インターホン(ヘッドセット)(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45872	1013099	その他電気器具	除湿機ナショナル,CD-B100F(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45873	1013099	その他電気器具	フィルム巻返機MW-1800(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45874	1013099	その他電気器具	オーロラマシン DF-4型(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45875	1013099	その他電気器具	インターホン、ベルトバックCC-85(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45876	1013099	その他電気器具	インターホン(ヘッドセット)(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45877	1013099	その他電気器具	インターホン、ベルトバックCC-85(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45878	1013099	その他電気器具	除湿機 CD-B160F-W	アミューズ豊田
45883	1016099	その他厨具類	ビジネスキッチン 4695ZZ,Z”(楽屋給湯室)	アミューズ豊田
45884	1016099	その他厨具類	フロアキャビネット KB045P6YR-PW(アミューズ給湯室)	アミューズ豊田
45885	1016099	その他厨具類	食器乾燥機 KA-045PVALPW(アミューズ給湯室)	アミューズ豊田
45886	1017002	どん帳	西陣織緞帳11.5×14.6(ホールステージ)	アミューズ豊田
45889	1017006	ホワイトボード	ホワイトボード 掲示板 HT-36F(アミューズロビー)	アミューズ豊田
45890	1017006	ホワイトボード	ホワイトボードLS-36(選手控室)	アミューズ豊田
45891	1017006	ホワイトボード	ホワイトボードOB1000N1-269-006(研修会議室)	アミューズ豊田
45892	1017006	ホワイトボード	ホワイトボードBB-K636W1(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45894	1017008	衝立	ローパーテーション800 N8344X,F983(アミューズ応接)	アミューズ豊田
45895	1017008	衝立	ローパーテーション1000WN8G46X,F983(アミューズ応接)	アミューズ豊田
45896	1017008	衝立	ローパーテーション1200WN8G47X,F983(アミューズ休憩室)	アミューズ豊田
45897	1017008	衝立	ローパーテーション1000WN8G46X,F983(アミューズ応接)	アミューズ豊田
45898	1017008	衝立	ローパーテーション690R N8340X,F983(アミューズ応接)	アミューズ豊田
45899	1017008	衝立	ローパーテーション690R N8340X,F983(アミューズ応接)	アミューズ豊田
45900	1017008	衝立	ローパーテーション800 N8344X,F983(アミューズ応接)	アミューズ豊田
45901	1017008	衝立	ローパーテーション800 N8344X,F983(アミューズ応接)	アミューズ豊田
45902	1017099	その他室内用具類	舞台階段H650:W900(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
45903	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45904	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45905	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45906	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45907	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45908	1017099	その他室内用具類	ござ上敷10間(ホール舞台袖)	アミューズ豊田

備品一覽

[illegible]

備品一覧

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
45968	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45969	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45970	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45971	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45972	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45973	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45974	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45975	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45976	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45977	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45978	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45979	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45980	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45981	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45982	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45983	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45984	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45985	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45986	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45987	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45988	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45989	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45990	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45991	1017099	その他室内用具類	フロアシート CK510,511(23m)(メインアリーナ)	アミューズ豊田
45992	1021014	ピアノ	ピアノ CFⅢ-S(リハーサル室)	アミューズ豊田
45993	1021014	ピアノ	カワイコンサートグランドピアノEX(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45994	1021099	その他教材器具類	指揮者用譜面台(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
45995	1021099	その他教材器具類	賞状盆大型 ST-55 (アミューズ書庫)	アミューズ豊田
45996	1021099	その他教材器具類	賞状盆大型 ST-55 (アミューズ書庫)	アミューズ豊田
46007	1023003	支柱	多目的支柱 テクノ8-12 1対	アミューズ豊田
46008	1023003	支柱	兼用支柱1組 セノ-DE4510(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46009	1023003	支柱	兼用支柱1組 セノ-DE4510(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46010	1023003	支柱	兼用支柱1組 セノ-DE4510(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46011	1023003	支柱	兼用支柱1組 セノ-DE4510(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46012	1023003	支柱	ハレーホール支柱2本1組セノ-DE1015(サブ西)	アミューズ豊田
46013	1023003	支柱	兼用支柱(テニス)1組 セノ-DF0135(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46014	1023003	支柱	多目的支柱 テクノ8-12 1対	アミューズ豊田
46015	1023003	支柱	多目的支柱 テクノ8-12 1対	アミューズ豊田
46016	1023003	支柱	兼用支柱1組 セノ-DE4510(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46017	1023003	支柱	ハレーホール支柱1対 セノ-DE1015(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46018	1023003	支柱	兼用支柱1組 セノ-DE4510(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46019	1023003	支柱	兼用支柱1組 セノ-DE4510(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46020	1023003	支柱	兼用支柱1組 セノ-DE4510(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46021	1023003	支柱	兼用支柱1組 セノ-DE4510(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46022	1023003	支柱	ハレーホール支柱1対 セノ-DE1015(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46023	1023003	支柱	兼用支柱(テニス)1組 セノ-DF0135(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46024	1023003	支柱	ハレーホール支柱1対 セノ-DE1015(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46025	1023003	支柱	兼用支柱1組 セノ-DE4510(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46026	1023004	審判台	審判台セノ-DE0100(サブ西)	アミューズ豊田
46027	1023004	審判台	審判台 セノ-DL0100(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46028	1023004	審判台	審判台 セノ-DL0100(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46029	1023004	審判台	審判台 セノ-DL0100(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46030	1023004	審判台	審判台 セノ-DL0100(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46031	1023004	審判台	審判台 セノ-DL0100(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46032	1023004	審判台	審判台 セノ-DL0100(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46033	1023004	審判台	審判台 セノ-DL0100(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46034	1023004	審判台	審判台 セノ-DL0100(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46035	1023004	審判台	審判台 セノ-DL0100(メインアリーナ)	アミューズ豊田

備品一覧

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
46036	1023005	マット	すべり止めマット（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46037	1023005	マット	すべり止めマット（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46038	1023005	マット	幼児用マット	アミューズ豊田
46039	1023005	マット	幼児用ウレタンマット（柔道場）	アミューズ豊田
46041	1023005	マット	投込みマット 早川繊維S911（柔道場）	アミューズ豊田
46042	1023005	マット	幼児用ウレタンマット（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46043	1023005	マット	土俵マット（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46044	1023005	マット	幼児用ウレタンマット（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46045	1023005	マット	投込みマット 早川繊維S911（柔道場）	アミューズ豊田
46046	1023005	マット	すべり止めマット（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46047	1023005	マット	すべり止めマット（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46048	1023005	マット	土俵マット（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46049	1023005	マット	幼児用マット（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46050	1023005	マット	幼児用マット（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46052	1023005	マット	幼児用マット（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46055	1023008	卓球台	卓球台 カワイクC820-B（サブ東）	アミューズ豊田
46056	1023008	卓球台	卓球台 カワイクC820-B（サブ東）	アミューズ豊田
46057	1023008	卓球台	卓球台 カワイクC820-B（サブ東）	アミューズ豊田
46058	1023008	卓球台	卓球台 カワイクC820-B（サブ東）	アミューズ豊田
46059	1023008	卓球台	卓球台 カワイクS-250SB（サブ東）	アミューズ豊田
46060	1023008	卓球台	卓球台 カワイクS-250SB（サブ東）	アミューズ豊田
46061	1023008	卓球台	卓球台 カワイクS-250SB（サブ東）	アミューズ豊田
46062	1023008	卓球台	卓球台 カワイクC820-B（サブ東）	アミューズ豊田
46063	1023008	卓球台	卓球台 カワイクC820-B（サブ東）	アミューズ豊田
46064	1023008	卓球台	卓球台 カワイクC820-B（サブ東）	アミューズ豊田
46065	1023008	卓球台	卓球台 カワイクC820-B（サブ東）	アミューズ豊田
46066	1023008	卓球台	卓球台 カワイクC820-B（サブ東）	アミューズ豊田
46067	1023008	卓球台	卓球台 カワイクC820-B（サブ東）	アミューズ豊田
46068	1023008	卓球台	卓球台 カワイクC820-B（サブ東）	アミューズ豊田
46069	1023008	卓球台	卓球台 カワイクC820-B（サブ東）	アミューズ豊田
46070	1023008	卓球台	卓球台 カワイクC820-B（サブ東）	アミューズ豊田
46071	1023011	綱引きロープ	太さ38mm 長さ50m	アミューズ豊田
46072	1023011	綱引きロープ	太さ38mm 長さ50m	アミューズ豊田
46073	1023011	綱引きロープ	太さ38mm 長さ50m	アミューズ豊田
46074	1023015	得点板	得点板セノDS0110（サブ西）	アミューズ豊田
46076	1023015	得点板	得点板（バドミントン）セノDS0610（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46077	1023015	得点板	得点板（バレーホール）セノDS0110（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46078	1023015	得点板	得点板（バドミントン）セノDS0610（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46079	1023015	得点板	得点板（バドミントン）セノDS0610（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46080	1023015	得点板	得点板（バドミントン）セノDS0610（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46081	1023015	得点板	得点板（バドミントン）セノDS0610（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46082	1023015	得点板	得点板（バドミントン）セノDS0610（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46083	1023015	得点板	得点板（バドミントン）セノDS0610（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46084	1023015	得点板	得点板（バドミントン）セノDS0610（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46085	1023015	得点板	得点板（バドミントン）セノDS0610（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46086	1023015	得点板	得点板（バドミントン）セノDS0610（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46087	1023015	得点板	電光得点表示板1組（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46088	1023015	得点板	電光得点表示板1組（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46089	1023015	得点板	得点板（テニス）セノDK0520（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46090	1023015	得点板	得点板（テニス）セノDK0520（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46091	1023015	得点板	得点板（バレーホール）セノDS0110（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46092	1023015	得点板	得点板（バレーホール）セノDS0110（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46093	1023016	とび箱	跳箱ゴム付（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46094	1023016	とび箱	跳箱ゴム付（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46095	1023016	とび箱	跳箱ゴム付（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46096	1023016	とび箱	跳箱ゴム付（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46097	1023020	踏切板	ロイター式踏切板（メインアリーナ）	アミューズ豊田
46098	1023020	踏切板	ロイター式踏切板（メインアリーナ）	アミューズ豊田

備品一覧

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
46099	1023020	踏切板	ロイター式踏切板 (メインアリーナ)	アミューズ豊田
46100	1023020	踏切板	ロイター式踏切板 (メインアリーナ)	アミューズ豊田
46103	1023029	バスケットゴール	バスケットゴール1対 セノ-DA0810(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46104	1023029	バスケットゴール	バスケットゴール1対 セノ-DA0810(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46112	1023031	ネット	硬式用ネット(テニス) セノ-DF9100(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46113	1023031	ネット	軟式用ネット(テニス) セノ-DF9500(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46114	1023031	ネット	軟式用ネット(テニス) セノ-DF9500(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46116	1023031	ネット	硬式用ネット(テニス) セノ-DF9100(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46121	1023099	その他体育器具類	バウンドテニスコート1セット(サブ東)	アミューズ豊田
46122	1023099	その他体育器具類	立位体前屈測定器TT-070B(サブ東)	アミューズ豊田
46123	1023099	その他体育器具類	立位体前屈測定器TT-070B(サブ東)	アミューズ豊田
46124	1023099	その他体育器具類	バウンドテニスコート1セット(サブ東)	アミューズ豊田
46125	1023099	その他体育器具類	バウンドテニスコート1セット(サブ東)	アミューズ豊田
46126	1023099	その他体育器具類	ジャンプメーター TO-100(サブ東)	アミューズ豊田
46127	1023099	その他体育器具類	バウンドテニスコート1セット(サブ東)	アミューズ豊田
46129	1023099	その他体育器具類	タイムアウト請求器(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46133	1023099	その他体育器具類	支柱カバー1組 セノ-DE1710(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46134	1023099	その他体育器具類	タイムアウト請求器(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46135	1023099	その他体育器具類	ファール回数表示器1組(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46136	1023099	その他体育器具類	ファール回数表示器1組(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46137	1023099	その他体育器具類	ホール整理棚 (メインアリーナ)	アミューズ豊田
46140	1023099	その他体育器具類	大音響ホーン(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46141	1023099	その他体育器具類	ホールバー整理台 セノ-DL0100(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46142	1023099	その他体育器具類	タイマー 早川繊維JH1200(柔道場)	アミューズ豊田
46143	1023099	その他体育器具類	大音響ホーン(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46145	1023099	その他体育器具類	ホールバー整理台 セノ-DK0100(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46155	1023099	その他体育器具類	タイマー 早川繊維JH1200(柔道場)	アミューズ豊田
46156	1023099	その他体育器具類	支柱カバー1組 セノ-DE1710(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46157	1023099	その他体育器具類	支柱カバー1組 セノ-DE1710(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46158	1023099	その他体育器具類	スカットボールセット(和室器具庫)	アミューズ豊田
46161	1023099	その他体育器具類	TOEL LIGHT(綱引きロープ巻取り器)	アミューズ豊田
46162	1023099	その他体育器具類	スカットボールセット(和室器具庫)	アミューズ豊田
46163	1023099	その他体育器具類	TOEL LIGHT(綱引きロープ巻取り器)	アミューズ豊田
46164	1023099	その他体育器具類	スカットボールセット(和室器具庫)	アミューズ豊田
46165	1023099	その他体育器具類	スカットボールセット(和室器具庫)	アミューズ豊田
46166	1023099	その他体育器具類	スカットボールセット(和室器具庫)	アミューズ豊田
46167	1023099	その他体育器具類	支柱カバー1組セノ-DE1710(サブ西)	アミューズ豊田
46168	1023099	その他体育器具類	バウンドテニスコート1セット(サブ東)	アミューズ豊田
46169	1023099	その他体育器具類	バウンドテニスコート1セット(サブ東)	アミューズ豊田
46170	1024001	日本画	絵画「竹林の道」(アミューズホー)	アミューズ豊田
46171	1024002	洋画	絵画「温暖化」(アミューズメインアリーナ2階ロビー)	アミューズ豊田
46172	1024002	洋画	幅980×高さ860	アミューズ豊田
46173	1024002	洋画	花を持つ女 幅660×高さ740	アミューズ豊田
46174	1024002	洋画	ぼたん一輪	アミューズ豊田
46175	1024002	洋画	朝の刻 幅700×高さ625 (和室3)	アミューズ豊田
46176	1024002	洋画	雪音を聴く 幅1900×高さ2340	アミューズ豊田
46177	1024002	洋画	枯木(幅880×高さ760)	アミューズ豊田
46178	1024002	洋画	輪廻 幅1320×高さ2000	アミューズ豊田
46179	1024002	洋画	白い村 幅1600×高さ1260	アミューズ豊田
46180	1024002	洋画	波濤 幅1320×高さ1060	アミューズ豊田
46181	1024002	洋画	弥勒菩薩半如像	アミューズ豊田
46182	1024002	洋画	幅1730×高さ1030	アミューズ豊田
46183	1024002	洋画	幅480×高さ390	アミューズ豊田
46184	1024002	洋画	立山連峰斜景 幅1320×高さ1060	アミューズ豊田
46185	1024002	洋画	幅1010×高さ890	アミューズ豊田
46186	1024002	洋画	富士山 幅700×高さ625	アミューズ豊田
46187	1024007	書	幅610×高さ2420	アミューズ豊田
46188	1024009	モニュメント	健康に勝る財宝なし 幅950×奥300×高1540	アミューズ豊田

備品一覧

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
46189	1024099	その他美術品類	はく製	アミューズ豊田
46190	1024099	その他美術品類	刺繍 幅1030×高さ625	アミューズ豊田
46191	1024099	その他美術品類	染織図 幅310×高さ400	アミューズ豊田
46192	1024099	その他美術品類	ペンジャミンL967BJP(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46193	1024099	その他美術品類	ペンジャミンL967BJP(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46194	1024099	その他美術品類	デートパームL967DAR(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46195	1024099	その他美術品類	ペンジャミンL967BJP(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46196	1024099	その他美術品類	デートパームL967DAR(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46197	1024099	その他美術品類	ブーゲンビリアL967BGP(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46198	1027014	診療台	診察台 L872MBP(アミューズ医務室)	アミューズ豊田
46199	1028001	案内板・掲示板	案内板 1200×400×300(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46200	1028001	案内板・掲示板	案内板 1200×400×300(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46201	1028001	案内板・掲示板	案内板 1200×400×300(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46202	1028001	案内板・掲示板	案内板 1200×400×300(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46203	1028001	案内板・掲示板	案内板 1200×400×300(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46218	1028099	その他雑器具類	プラントボックス,L943AZ(ホールホワイエ)	アミューズ豊田
46219	1028099	その他雑器具類	卓球フェンス台車EV KD070(サブ東)	アミューズ豊田
46220	1028099	その他雑器具類	オブジェティブレンズOL-6(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
46221	1028099	その他雑器具類	オブジェティブレンズOL-6(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
46222	1028099	その他雑器具類	オブジェティブレンズOL-4(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
46223	1028099	その他雑器具類	オブジェティブレンズOL-4(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
46224	1028099	その他雑器具類	灰皿SK-1B-S(アミューズ中庭)	アミューズ豊田
46226	1028099	その他雑器具類	プラントボックス,L943AZ(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46228	1028099	その他雑器具類	プラントボックス,L943AZ(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46229	1028099	その他雑器具類	プラントボックス,L943AZ(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46230	1028099	その他雑器具類	プラントボックス,L943AZ(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46231	1028099	その他雑器具類	プラントボックス,L943AZ(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46232	1028099	その他雑器具類	プラントボックス,L943AZ(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46233	1028099	その他雑器具類	プラントボックス,L943AZ(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46234	1028099	その他雑器具類	プラントボックス,L943AZ(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46235	1028099	その他雑器具類	プラントボックス,L943AZ(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46236	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46237	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46238	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46239	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46240	1028099	その他雑器具類	プラントボックス,L943AZ(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46241	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46242	1028099	その他雑器具類	屑入れDS-116-S(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46243	1028099	その他雑器具類	プラントボックス,L943AZ(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46244	1028099	その他雑器具類	屑入れDS-116-S(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46245	1028099	その他雑器具類	プラントボックス,L943AZ(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46246	1028099	その他雑器具類	プラントボックス,L943AZ(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46247	1028099	その他雑器具類	屑入れDS-116-S(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46248	1028099	その他雑器具類	プラントボックス,L943AZ(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46249	1028099	その他雑器具類	屑入れDS-116-S(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46250	1028099	その他雑器具類	プラントボックス,L943AZ(ホールホワイエ)	アミューズ豊田
46251	1028099	その他雑器具類	MDレコーダー-MDS-E58/8(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
46252	1028099	その他雑器具類	CDプレイヤー-CD-301MKⅡ(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
46253	1028099	その他雑器具類	プラントボックス,L943AZ(ホールホワイエ)	アミューズ豊田
46255	1028099	その他雑器具類	スピーカースタンド(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
46256	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46257	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46258	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46259	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46260	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46261	1028099	その他雑器具類	屑入れDS-116-S(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46262	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46263	1028099	その他雑器具類	移動ステージ用階段(メインアリーナ)	アミューズ豊田

備品一覧

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
46264	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46265	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46266	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46267	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46268	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46269	1028099	その他雑器具類	屑入れDS-116-S(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46270	1028099	その他雑器具類	ウォータークーラーRWF-520P(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46271	1028099	その他雑器具類	屑入れDS-116-S(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46272	1028099	その他雑器具類	屑入れDS-116-S(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46273	1028099	その他雑器具類	屑入れDS-116-S(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46274	1028099	その他雑器具類	屑入れDS-116-S(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46275	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46276	1028099	その他雑器具類	屑入れDS-116-S(アミューズロビー)	アミューズ豊田
46277	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46278	1028099	その他雑器具類	傘立L948AB,SO1(アミューズ北側出入口)	アミューズ豊田
46279	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46280	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46281	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46282	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46283	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46284	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46285	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46286	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46287	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46288	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46289	1028099	その他雑器具類	灰皿SK-1B-S(アミューズ北側出入口)	アミューズ豊田
46290	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46291	1028099	その他雑器具類	灰皿SK-1B-S(アミューズ南側出入口)	アミューズ豊田
46292	1028099	その他雑器具類	移動ステージ用階段(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46293	1028099	その他雑器具類	傘立L948ZC,SO1(アミューズ南側出入口)	アミューズ豊田
46294	1028099	その他雑器具類	傘立L948ZC,SO1(アミューズ南側出入口)	アミューズ豊田
46295	1028099	その他雑器具類	傘立L948ZC,SO1(アミューズ南側出入口)	アミューズ豊田
46296	1028099	その他雑器具類	傘立L948ZC,SO1(アミューズ南側出入口)	アミューズ豊田
46297	1028099	その他雑器具類	移動ステージ NDS-1000(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46298	1028099	その他雑器具類	傘立L948AB,SO1(アミューズ東側出入口)	アミューズ豊田
46299	1028099	その他雑器具類	移動ステージ用階段(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46300	1028099	その他雑器具類	移動ステージ用階段(メインアリーナ)	アミューズ豊田
46301	1029002	貨物自動車	DE51V-807615(軽バン)	アミューズ豊田
46302	1029099	その他車両類	平代用運搬車4尺×5尺用(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
46303	1029099	その他車両類	専用ピアノ運搬車CGP-Ⅱ(ホールピアノ庫)	アミューズ豊田
46304	1029099	その他車両類	平代用運搬車3尺×6尺用(ホール舞台袖)	アミューズ豊田
46305	1029099	その他車両類	ピアノ運送車 CGP-Ⅱ(リハーサル室)	アミューズ豊田
46417	1023099	その他体育器具類	ランニングマット 自動車引(豊岡野球場)	アミューズ豊田
47091	1023099	その他体育器具類	バウンドテニス人工芝コートJBTA公認(総合体育館)	アミューズ豊田
47095	1023099	その他体育器具類	バウンドテニス人工芝コートJBTA公認(総合体育館)	アミューズ豊田
47136	1023099	その他体育器具類	バウンドテニス(総合体育館)	アミューズ豊田
47137	1023099	その他体育器具類	バウンドテニス(総合体育館)	アミューズ豊田
48227	1002012	ソファ	三人掛け 緑	アミューズ豊田
48229	1002012	ソファ	三人掛け 緑	アミューズ豊田
51998	1013040	音響装置	UNI-PEX キーリングアンブ(CGA-200D)+ワイヤレスチューナー(DU-8200)3基+ワイヤレスアンテナ(AA-382)2本	アミューズ豊田
52000	1013016	スピーカー	UNI-PEX 防滴型2ウェイスピーカー(EWS-120)	アミューズ豊田
52001	1013016	スピーカー	UNI-PEX 防滴型2ウェイスピーカー(EWS-120)	アミューズ豊田
52002	1013016	スピーカー	UNI-PEX 防滴型2ウェイスピーカー(EWS-120)	アミューズ豊田
52003	1013016	スピーカー	UNI-PEX 防滴型2ウェイスピーカー(EWS-120)	アミューズ豊田
52008	1005099	その他箱類	UNI-PEX スピーカー用アルミケース(EWS-1CS)	アミューズ豊田
52009	1005099	その他箱類	UNI-PEX スピーカー用アルミケース(EWS-1CS)	アミューズ豊田
52010	1005099	その他箱類	UNI-PEX スピーカー用アルミケース(EWS-1CS)	アミューズ豊田
52011	1005099	その他箱類	UNI-PEX スピーカー用アルミケース(EWS-1CS)	アミューズ豊田

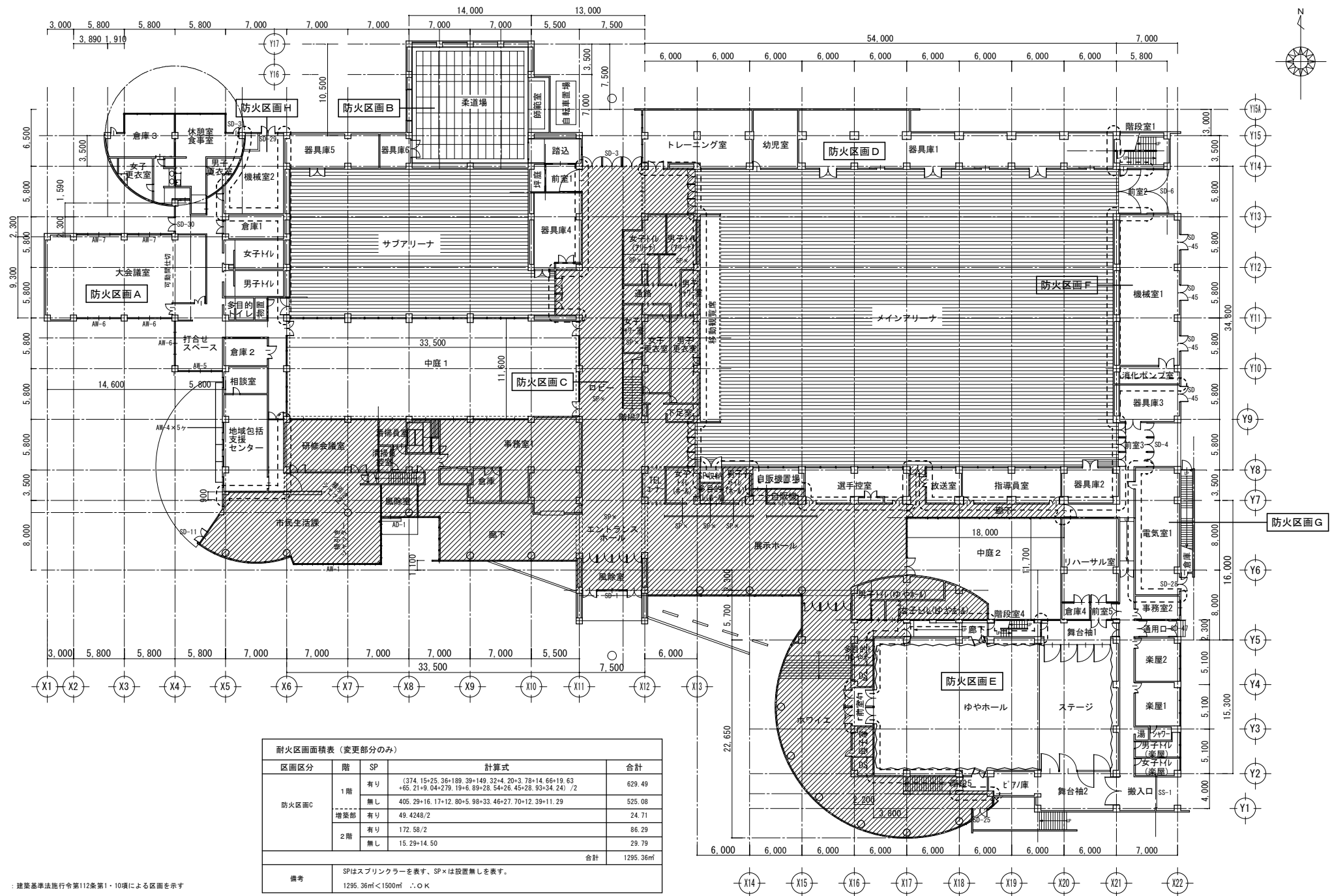
備品一覧

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
52405	1013040	音響装置	音響装置 マスターレコーダー カスタム DA-3000CFカード(32GB)共	アミューズ豊田
59297	1011099	その他機械器具類	サーマルカメラ DS-2TD1217B-6PA	アミューズ豊田
59298	1013059	ディスプレイ	モニター NSE523A(23.6型)	アミューズ豊田
59299	1013028	パソコン一式	ノートパソコン DELL Vostro15.3000	アミューズ豊田
60434	1023099	その他体育器具類	バウンドテニス人工芝コート JBTA公認	アミューズ豊田
45651	1002020	ベンチ	ベンチ S-2040(加茂テニスコート)	豊田加茂テニスコート
45652	1002020	ベンチ	ベンチ S-2040(加茂テニスコート)	豊田加茂テニスコート
45653	1002020	ベンチ	ベンチ S-2040(加茂テニスコート)	豊田加茂テニスコート
45654	1002020	ベンチ	ベンチ S-2040(加茂テニスコート)	豊田加茂テニスコート
45655	1002020	ベンチ	ベンチ S-2040(加茂テニスコート)	豊田加茂テニスコート
45660	1002020	ベンチ	ベンチ S-2040(加茂テニスコート)	豊田加茂テニスコート
45662	1002020	ベンチ	ベンチ S-2040(加茂テニスコート)	豊田加茂テニスコート
45663	1002020	ベンチ	ベンチ S-2040(加茂テニスコート)	豊田加茂テニスコート
46108	1023031	ネット	ネット 111116 (加茂テニスコート)	豊田加茂テニスコート
46110	1023031	ネット	ネット 111116 (加茂テニスコート)	豊田加茂テニスコート
46111	1023031	ネット	ネット 111116 (加茂テニスコート)	豊田加茂テニスコート
46120	1023031	ネット	ネット 111116 (加茂テニスコート)	豊田加茂テニスコート
46204	1028009	物置	物置 MBW-80F(加茂テニスコート)	豊田加茂テニスコート
57087	1023031	ネット	硬式テニスネット 鐘屋産業 K-1228	豊田加茂テニスコート
57088	1023031	ネット	硬式テニスネット 鐘屋産業 K-1228	豊田加茂テニスコート
57089	1023031	ネット	硬式テニスネット 鐘屋産業 K-1228	豊田加茂テニスコート
57090	1023031	ネット	硬式テニスネット 鐘屋産業 K-1228	豊田加茂テニスコート
57091	1002020	ベンチ	スポーツアルミベンチ(背なし) トーエイライト B-2726 SF180	豊田加茂テニスコート
57092	1002020	ベンチ	スポーツアルミベンチ(背なし) トーエイライト B-2726 SF180	豊田加茂テニスコート
57093	1002020	ベンチ	スポーツアルミベンチ(背なし) トーエイライト B-2726 SF180	豊田加茂テニスコート
57094	1002020	ベンチ	スポーツアルミベンチ(背なし) トーエイライト B-2726 SF180	豊田加茂テニスコート
57095	1002020	ベンチ	スポーツアルミベンチ(背なし) トーエイライト B-2726 SF180	豊田加茂テニスコート
57096	1002020	ベンチ	スポーツアルミベンチ(背なし) トーエイライト B-2726 SF180	豊田加茂テニスコート
57097	1002020	ベンチ	スポーツアルミベンチ(背なし) トーエイライト B-2726 SF180	豊田加茂テニスコート
57098	1002020	ベンチ	スポーツアルミベンチ(背なし) トーエイライト B-2726 SF180	豊田加茂テニスコート
46106	1023030	サッカーゴール	サッカーゴール1組 (加茂グラウンド)	豊田加茂グラウンド
46109	1023031	ネット	テニスネット 111116 (ラブリバーテニスコート)	豊田ラブリバー公園テニスコート
46115	1023031	ネット	テニスネット 111116 (ラブリバーテニスコート)	豊田ラブリバー公園テニスコート
46119	1023031	ネット	テニスネット 111116 (ラブリバーテニスコート)	豊田ラブリバー公園テニスコート
46101	1023028	バックネット	転倒式(天竜川グラウンド)	天竜川グラウンド
46102	1023028	バックネット	転倒式(天竜川グラウンド)	天竜川グラウンド
46105	1023030	サッカーゴール	サッカーゴール1組(天竜川グラウンド)	天竜川グラウンド
46107	1023030	サッカーゴール	B-4485(稗原グラウンド)	天竜川グラウンド
46207	1028011	仮設トイレ	簡易水洗トイレ TU-PIF4(天竜川グラウンド)	天竜川グラウンド
46208	1028011	仮設トイレ	簡易水洗トイレ TU-PIF4(天竜川グラウンド)	天竜川グラウンド
46209	1028011	仮設トイレ	簡易水洗トイレ TU-V1F4(竜洋天竜川グラウンド)	天竜川グラウンド
46210	1028011	仮設トイレ	簡易水洗トイレ TU-PIF4(天竜川グラウンド)	天竜川グラウンド
46213	1028011	仮設トイレ	簡易水洗トイレ TU-V1F4(加茂テニスコート)	天竜川グラウンド
46216	1028011	仮設トイレ	簡易水洗トイレ TU-PIF4(天竜川グラウンド)	天竜川グラウンド
46217	1028011	仮設トイレ	簡易水洗トイレ TU-V1F4(竜洋天竜川グラウンド)	天竜川グラウンド
53502	1028011	仮設トイレ	簡易水洗トイレ TU-V1F4C (ハマネツ製)天竜川第8グラウンド	天竜川グラウンド

磐田市アミューズ豊田外 7 施設

施設図面一覧表

No.	施設名称	ページ 番号
1	磐田市アミューズ豊田	26
2	アミューズ豊田ポケットパーク	34
3	豊田加茂テニスコート	37
4	豊田加茂グラウンド	37
5	豊田ラブリバー公園テニスコート	39
6	豊田ラブリバー公園	41
7	竜洋天竜川西堀河川敷公園グラウンド	43
8	豊田天竜川グラウンド	44



凡例

既存外壁改修部分を示す

既存外壁改修 光触媒トップ塗部分を示す。(光触媒トップ塗は南面のみ)

増築部分を示す。周囲詳細は改修後増築部立面図を参照する。

※特記無き部分は既存のままとする。

既存外壁：合成樹脂エマルション吹付
水洗、下地調整の上、外装薄塗材E吹付
※改修部共通

改修部背面外壁も改修を行う

▽GL

3,000 5,800 5,800 5,800 7,000 7,000 7,000 7,000 7,000 7,000 5,500 7,500 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 7,000

X1 X2 X3 X4 X5 X6 X7 X8 X9 X10 X11 X12 X13 X14 X15 X16 X17 X18 X19 X20 X21 X22

南立面図

1/400

▽GL

新設 アルミ製庇

既存外壁：合成樹脂エマルション吹付
水洗、下地調整の上、外装薄塗材E吹付
※改修部共通

新設 鋼製ドア カバー工法

3,000 3,500 5,800 5,800 5,800 5,800 5,800 5,800 5,800 3,500 8,000 8,000 5,100 5,100 5,100 4,000

Y15A Y15 Y14 Y13 Y12 Y11 Y10 Y9 Y8 Y7 Y6 Y5 Y4 Y3 Y2 Y1

西立面図

1/400

▽GL

7,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 6,000 7,500 5,500 7,000 7,000 7,000 7,000 7,000 5,800 5,800 5,800 3,000

X22 X21 X20 X19 X18 X17 X16 X15 X14 X13 X12 X11 X10 X9 X8 X7 X6 X5 X4 X3 X2 X1

既存外壁：合成樹脂エマルション吹付
水洗、下地調整の上、外装薄塗材E吹付

北立面図

1/400

▽GL

4,000 5,100 5,100 5,100 8,000 8,000 3,500 5,800 5,800 5,800 5,800 5,800 5,800 3,500 3,000

Y1 Y2 Y3 Y4 Y5 Y6 Y7 Y8 Y9 Y10 Y11 Y12 Y13 Y14 Y15 Y15A

東立面図

1/400



ISO14001取得「環境にやさしく人にやさしい建築の創造」
Ecology & Architecture

慧エコア総合設計

静岡県袋井市山名町 4-17

TEL 0538-43-4311
FAX 0538-42-9875

管理建築士

一級建築士事務所登録(11)第1314号 一級建築士登録第256281号 中村拓哉

令和2年度 アミューズ豊田改修工事(建築)

設計図

図

改修後全体立面図

図番

A-21

照査

一級建築士
中村拓哉

設計

一級建築士
澤山大輔

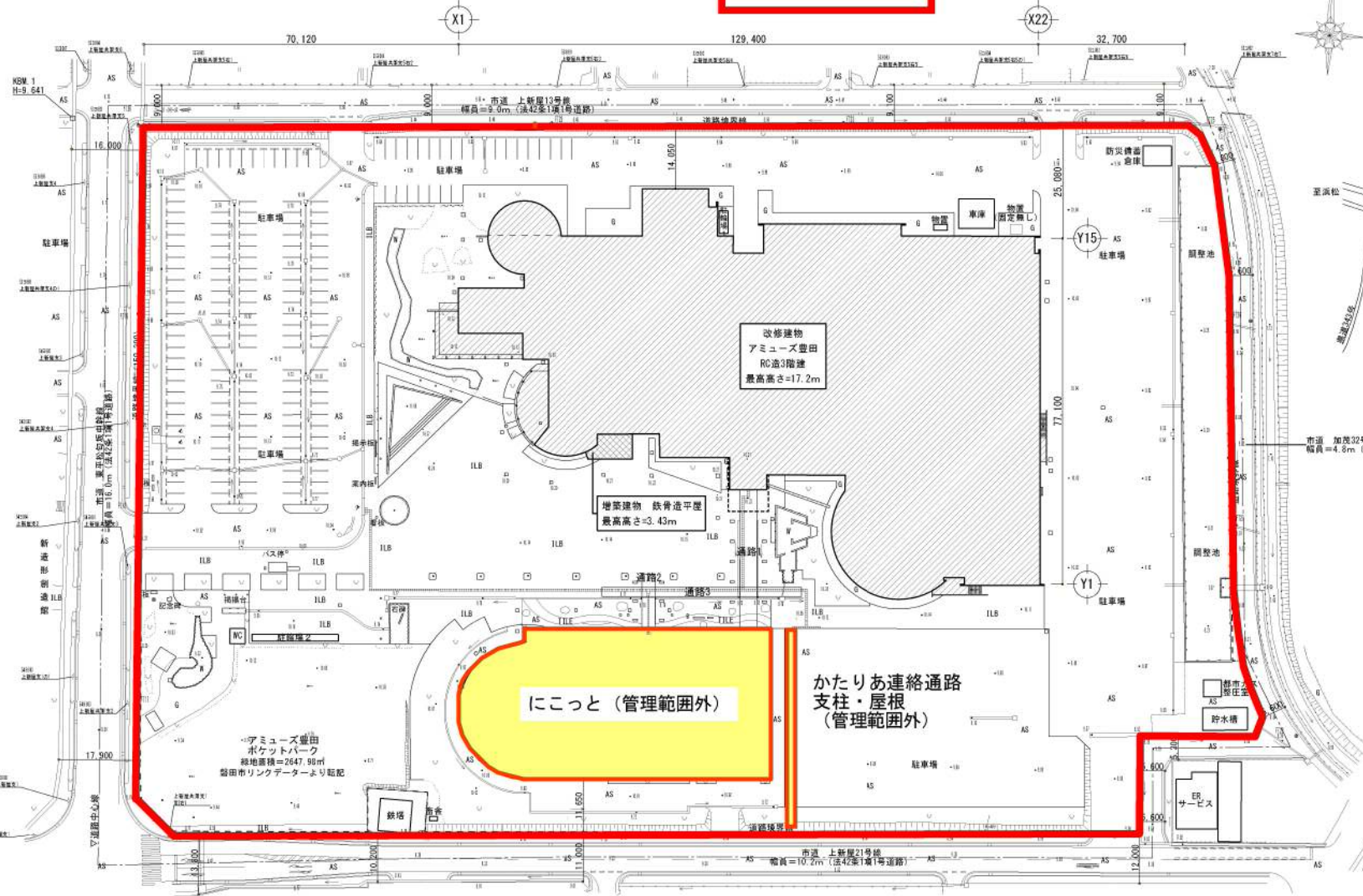
製図

一級建築士
中村拓哉

年月日

R2・6・30

管理範囲



案内図

※車道道路斜線制限
32.7m×4.80m=37.5m>20.0m ・・OK
西側道路斜線制限
70.12m×16m=86.12m>20.0m ・・OK
南側道路東道路側
11.65m×11.0m=22.65m>20.00m ・・OK
北側道路斜線制限
14.05m×9.1m=23.15m>20.0m ・・OK

凡例

- : 改修建物位置を示す
- : 増築建物位置を示す
- : 標高高さを示す

配置図

S=1/1000

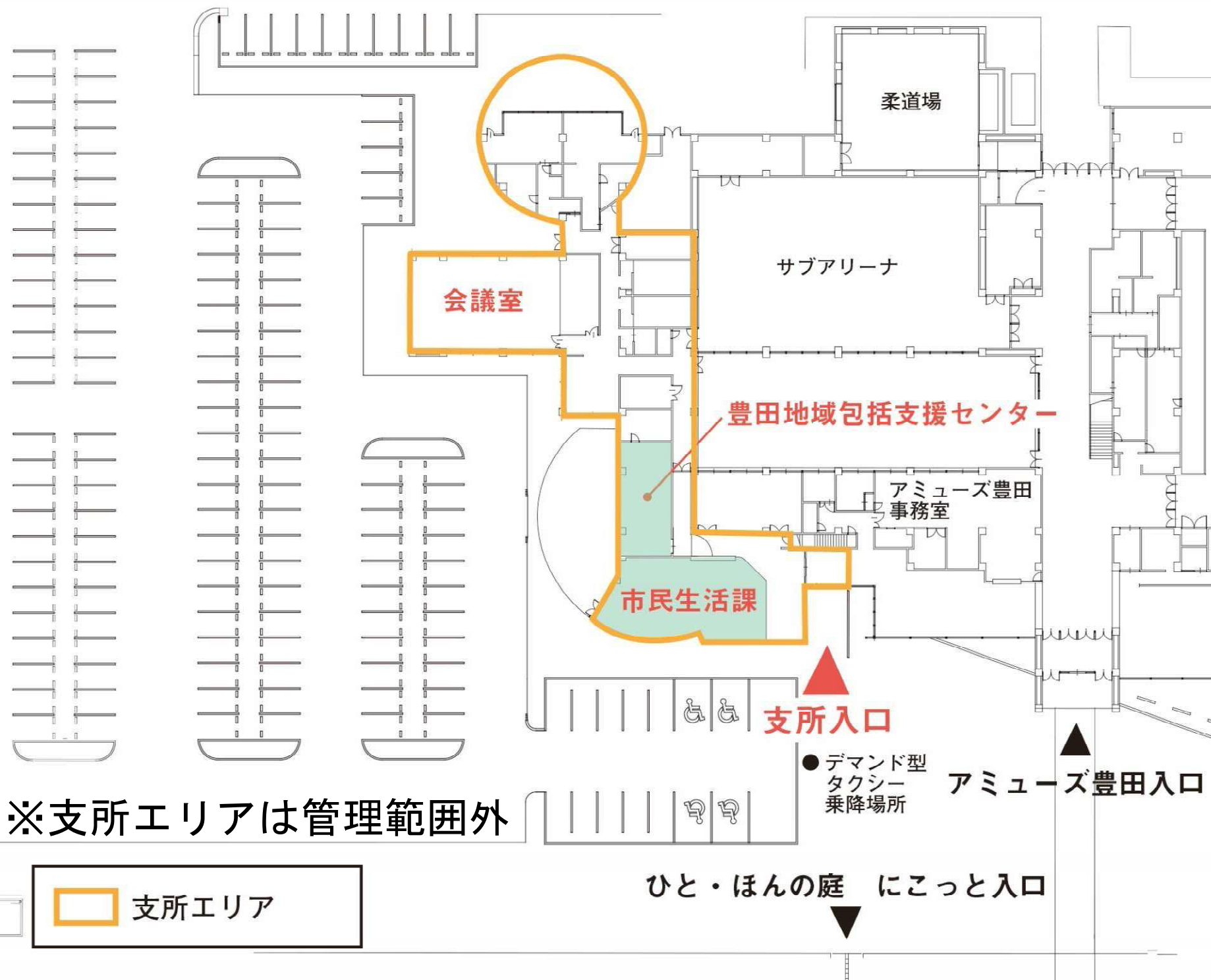
建物面積表											
棟名	構造	最高高さ	計算式	延床面積	建築面積	棟名	構造	最高高さ	計算式	延床面積	建築面積
アミューズ豊田	RC造3階建	17.20m	別紙計算表より	8283.15	7106.08	都市ガス整居室	CB造平屋建	3.30m	既存図面より	15.56	15.56
図書館	RC造2階建	14.50m	既存図面より	2712.22	2108.54	WC	RC造平屋建	3.65m	確認済証より	9.61	9.61
防災備前倉庫	S筋以造平屋建	2.615m	確認済証より	27.24	27.24	バス停	S造平屋建	2.90m	4.00×2.00	8.00	8.00
車庫	S造平屋建	3.50m	確認済証より	47.30	47.30	畜舎	木造平屋建	1.95m	1.80×1.00	1.80	1.80
物置	S造平屋建	2.14m	3.00×1.35	4.05	4.05	通路1	S造平屋建	4.55m	4.0×26.0	104.00	
駐輪場1	S造平屋建	2.28m	4.94×2.10	10.37	10.37	通路2	S造平屋建	4.55m	3.0×12.0	36.00	
駐輪場2	S造平屋建	2.12m	19.6×2.40	47.04	47.04	通路3	S造平屋建	2.80m	(45.0-4.0-3.0)×1.1	41.80	
										敷地全体面積	11166.34㎡
											9567.39㎡

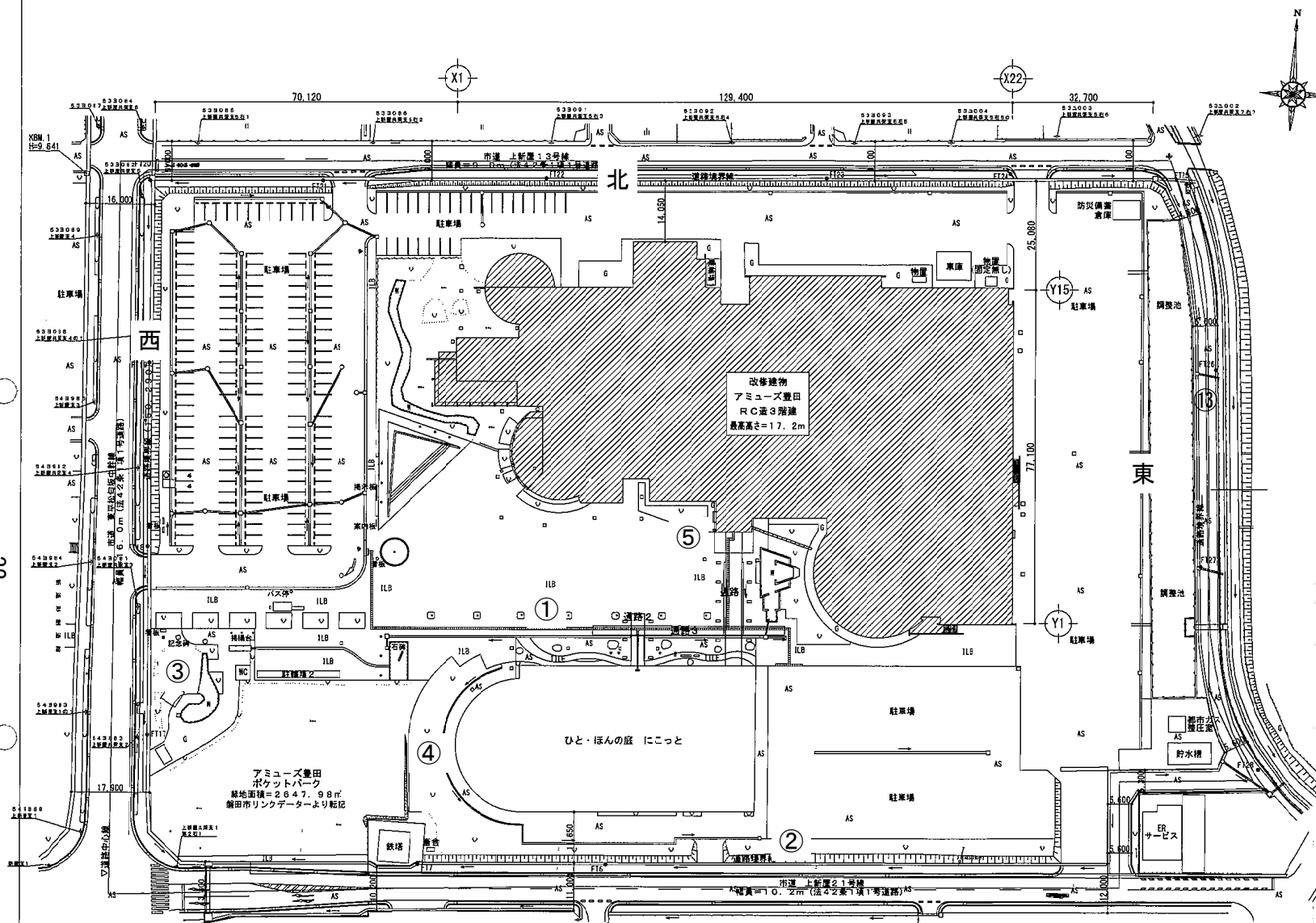
令和2年度 アミューズ豊田改修工事 (建築)

設計図

配置図、案内図

図 番





配置図 S=1/1000

※太枠内がアミューズ豊田南面特別樹木選定範囲

アミューズ豊田樹木				仕様・規格	数量	単位
1 エリア樹木						
高木類						
クスノキ				C=60～80	3	本
				C=80～100	3	本
アカマツ（仕立物）					1	本
2 エリア内樹木						
高木類						
ナンキンハゼ				C=80～100	4	本
				C=100以上	4	本
キンモクセイ				C=30～40	5	本
				C=40～60	5	本
				C=60～80	5	本
コブシ				C=60～80	4	本
低木類						
サツキ（寄植）				H1.2＝未満	152	m2
エレガントシマ生垣				H1.5程度	34	本
3 エリア樹木						
高木類						
ケヤキ				C=100以上	1	本
キンモクセイ				C=15～20	2	本
				C=20～30	1	本
モミジ				C=30～40	2	本
フジ				C=40～60	2	本
サザンカ				C=15～20	8	本
ハナミズキ				C=15～20	1	本
クロガネモチ				C=40～60	1	本
サルスベリ				C=30～40	1	本
低木類						
サツキ（寄植）				H1.2＝未満	9	m2
ツツジ（寄植）				H1.2＝未満	29	m2
シャリンバイ（寄植）				H1.2＝未満	21.5	m2
ボックスウッド（寄植）				H1.2＝未満	6.8	m2
アベリア（寄植）				H1.2＝未満	5	m2
アジサイ				H＝1.0未満	5	株
カンツバキ				H＝1.0未満	17	株
シャリンバイ				H＝1.0未満	2	株
4 エリア樹木						
高木類						
キンモクセイ				C=30～40	4	本
				C=40～60	6	本
イヌマキ				C=60～80	3	本
				C=80～100	2	本
				C=100以上	2	本
モッコク				C=20～30	1	本
				C=60～80	1	本
ヤマモモ				C=30～40	1	本
				C=40～60	5	本
				C=80～100	1	本
クロガネモチ				C=15～20	1	本
				C=60～80	1	本
クスノキ				C=40～60	1	本
低木類						
アオキ				H＝1.0未満	1	株
コデマリ				H＝1.0未満	1	株
ツバキ				H＝1.0未満	2	株
カンツバキ				H＝1.0未満	102	株
5 エリア樹木						
低木類						
サツキ（寄植）				H1.2＝未満	33	m2
ツツジ（寄植）				H1.2＝未満	1.5	m2
クチナシ（寄植）				H1.2＝未満	19	m2
カンツバキ（寄植）				H1.2＝未満	30	m2
西エリア樹木						
高木類						
クロガネモチ				C=20～30	2	本
				C=40～60	1	本
				C=60～80	1	本
				C=100以上	1	本
ヤマモモ				C=60～80	1	本
キンモクセイ				C=40～60	2	本
ヒイラギ				C=20～30	1	本
ズダジイ				C=80～100	1	本
ケヤキ				C=80～100	1	本
西エリア樹木						
高木類						
ユズリハ				C=100以上	1	本
ツバキ				C=60～80	1	本
モチノキ				C=40～60	3	本
シラカシ				C=30～40	1	本
				C=80～100	1	本
クスノキ				C=80～100	2	本
サザンカ				C=20～30	1	本
低木類						
ツツジ（寄植）				H1.2＝未満	10	m2
北エリア樹木						
高木類						
クヌギ				C=30～40	1	本
ケヤキ				C=80～100	1	本
ヒイラギ				C=20～30	12	本
サクラ				C=80～100	1	本
ザイフリボク				C=80～100	1	本
イチョウ				C=30～40	1	本
メタセコイア				C=100以上	1	本
ツバキ				C=15～20	1	本
モチノキ				C=20～30	10	本
				C=30～40	10	本
				C=40～60	1	本
ヤマモモ				C=80～100	2	本
ウバメガシ				C=30～40	1	本
				C=40～60	4	本
サザンカ				C=20～30	6	本
低木類						
サツキ（寄植）				H1.2＝未満	4	m2
ユキヤナギ（寄植）				H1.2＝未満	202.5	m2
アジサイ				H＝1.0未満	5	株
東エリア樹木						
高木類						
キンモクセイ				C=20～30	5	本
				C=30～40	11	本
				C=40～60	6	本

⑦



①



②



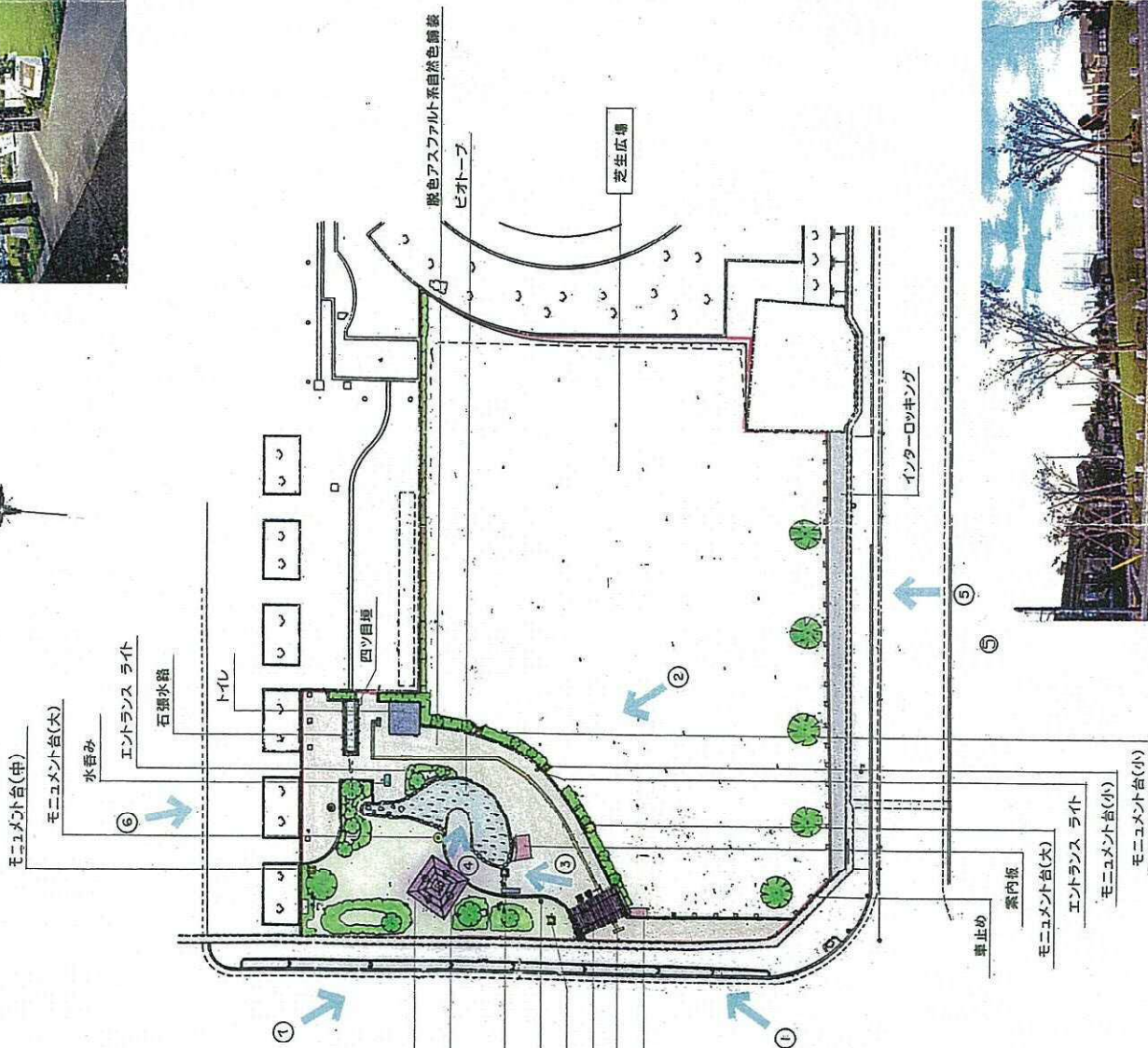
③



④



⑤



屋前

スツール

自然石ベンチ

照明灯

モニタリング台(中)

屋前

視覚障害者用誘導ブロック

案内板

禁止め

案内板

モニタリング台(大)

エントランス ライト

モニタリング台(小)

モニタリング台(小)

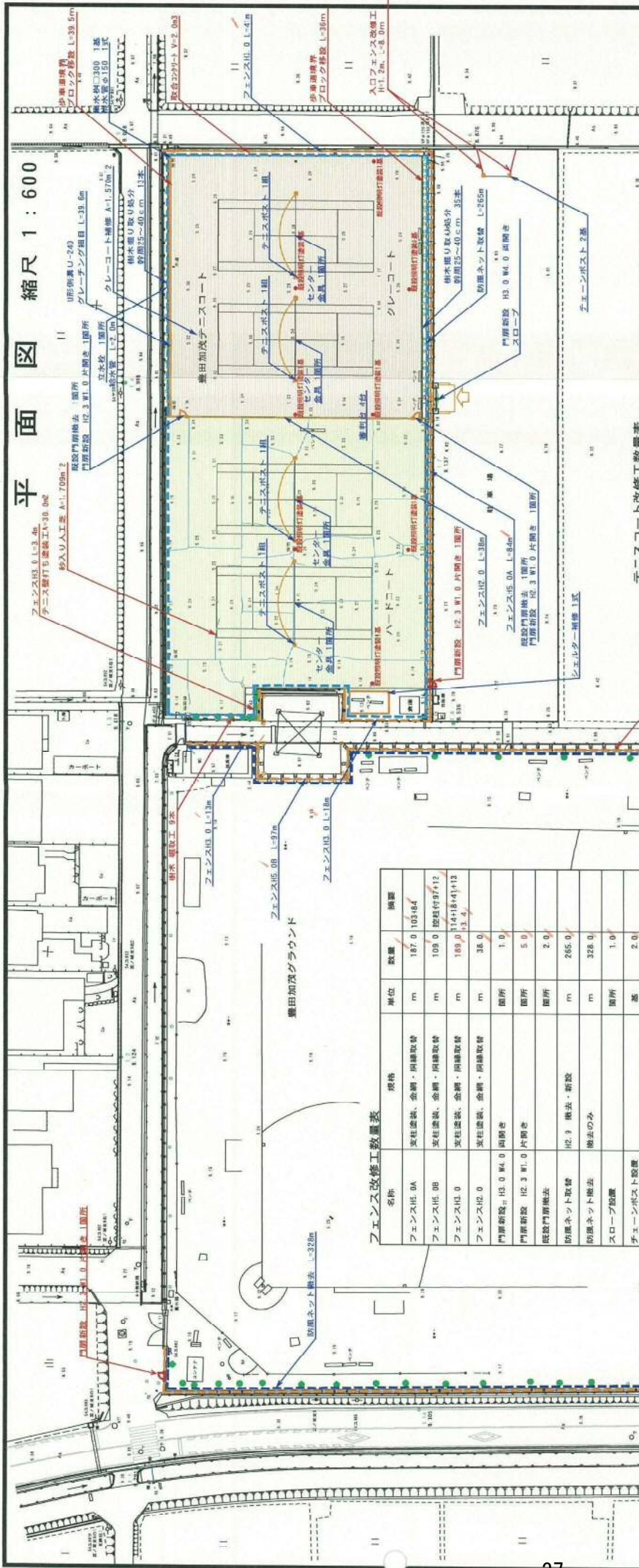
工事名	平成 25年度 アムニクス豊田水門公園の整備
工事箇所	豊田水門公園内
工事の性質	公園の整備
縮尺	1 : 500
製図年月日	25年3月25日
製図者	加藤 孝司
承認者	豊田 町役場

ふりがな		あみゅーずとよだほけつとばーく		TDA-6		作成年月日		平成18年 4月 1日	
都市公園の名称 (都市計画公園名)		アミューズ豊田ポケットパーク		所在地		豊田市上新屋字宮下311 外		設置 年月日	
平成10年度		豊田町でポケットパークを整備した。310番地の一部外10筆に関係する敷地。約 A=2,647 m ² 。但し全筆未分筆。 アミューズ豊田ポケットパーク設籍工事。公衆便所建設工事。(松村建設㈱)		平成11年 4月 1日		公園種別		街区公園	
平成11年度		都市公園法の供用開始。公園面積 A= 2,647.98 m ² 。町有地 11筆の各一部。 平成11年度・公園台帳整備業務委託。H11.6.10 ~ H12.1.31 吉田測量設計㈱。		平成11年 4月 1日		用途 地域		市街化調整区域	
平成17年 4月 1日		市町村合併により豊田市となる。		平成17年 4月 1日		公園番号		豊田都市計画 公園番号	
沿 草 の 概 要		環境・地形・特徴		法 令		年月日		適用関係	
都市計画関係		事業認可		法 令		年月日		適用関係	
告示年月日		告示番号		告示年月日		告示番号		年月日	
計画決定		計画番号		計画番号		計画番号		平成11年4月1日	
告示年月日		告示番号		告示年月日		告示番号		豊田町長・金原士朗 開始公告	
開國面積 (増 減)		開國面積 (増 減)		開國面積 (増 減)		開國面積 (増 減)		備考(権原所得の経緯等)	
告示年月日		告示年月日		告示年月日		告示年月日		備考(権原所得の経緯等)	
平成11年 4月 1日		平成11年 4月 1日		平成11年 4月 1日		平成11年 4月 1日		備考(権原所得の経緯等)	
開國及び敷地の状況		開國及び敷地の状況		開國及び敷地の状況		開國及び敷地の状況		備考(権原所得の経緯等)	
告示年月日		告示年月日		告示年月日		告示年月日		備考(権原所得の経緯等)	
平成11年 4月 1日		平成11年 4月 1日		平成11年 4月 1日		平成11年 4月 1日		備考(権原所得の経緯等)	
開國面積		開國面積		開國面積		開國面積		備考(権原所得の経緯等)	
ha		ha		ha		ha		備考(権原所得の経緯等)	
0.26		0.26		0.26		0.26		備考(権原所得の経緯等)	
市有地		市有地		市有地		市有地		備考(権原所得の経緯等)	
2,647.98 m ²		2,647.98 m ²		2,647.98 m ²		2,647.98 m ²		備考(権原所得の経緯等)	
国・県有地		国・県有地		国・県有地		国・県有地		備考(権原所得の経緯等)	
その他(私有地)		その他(私有地)		その他(私有地)		その他(私有地)		備考(権原所得の経緯等)	
市有地		市有地		市有地		市有地		備考(権原所得の経緯等)	
国・県有地		国・県有地		国・県有地		国・県有地		備考(権原所得の経緯等)	
その他()		その他()		その他()		その他()		備考(権原所得の経緯等)	
私有地		私有地		私有地		私有地</			

建蔽率調書

施設の種別		建築物の名称	棟数	建築面積 (㎡)	建蔽率	アミューズ豊田ポケットパーク	番号	TDA-6	作成年月日	平成18年4月1日	備考
一般施設	休養施設	ベンチ、スツール	1式			許容建蔽率及び 許容建築面積					
	遊戯施設										
	修景施設	芝生、植栽、池、モニュメント他	1式								
	便益施設	便所、水飲み場他	1式	9:61							芝生広場 2027東。70%張。池(ヒートープ)。藤棚(ア-ナ形)。
	管理施設	外柵、案内板他	1式								
	その他										
	小計					% ㎡		% ㎡			
特例施設	運動施設										
	教養施設	動物園									
		植物園									
		図書館									
		陳列館									
		遺跡等									
	その他										
	小計					% ㎡		% ㎡			
合計						% ㎡		% ㎡			
運動施設面積の割合		運動施設許容率及び許容面積									備考
		容積率 容積面積									

平面図 縮尺 1 : 600



フェンス改修工数量表

名称	規格	単位	数量	概要
フェンスH1.0A	支柱金具、金網・同種取替	m	187.0	107+80
フェンスH1.0B	支柱金具、金網・同種取替	m	109.0	109+0
フェンスH1.0C	支柱金具、金網・同種取替	m	189.0	14+184+13
フェンスH2.0	支柱金具、金網・同種取替	m	38.0	38+0
門扉新設 H3.0 W4.0 両開き		箇所	1.0	
門扉新設 H2.3 W1.0 片開き		箇所	5.0	
既設門扉撤去		箇所	2.0	
防風ネット取替 H2.9 撤去・新設		m	265.0	
防風ネット撤去		m	328.0	
スロープ設置		箇所	1.0	
チェーンポスト設置		基	2.0	
同種・金網給理工		m	523.0	87+139+18+138

デニスコート改修工数量表

名称	規格	単位	数量	概要
砂入り人工芝	不防排水工含む	m ²	1,708.0	ライン含む
クレーコート補修		m ²	1,578.0	ライン含む
U-240 グレーチング組立		m	38.6	
排水溝	□300	基	1.0	
排水管	φ150	式	1.0	
排水溝境界ブロック	A	m	76.6	
排水溝取り取り処分	幹路25~40cm	本	57.6	35+13+9
シェルター補修		組	4.0	
デニスポスト		箇所	4.0	
センター金具		台	4.0	
審判台		箇所	1.0	
立水栓	Y-HF 87・87付分含む	m	2.0	
給水管		m	8.0	
既設照明灯撤去工				

【赤字】変更箇所
【青字】当初（変更なし）

変更

平成30年度 豊田地区デニスコート外構設 改修工事	工事名
豊田加茂地区内	工事箇所
平面図	図面種類
縮尺：1:600	図面番号：11 第1中
測量年月日 H30.9.20	設計年月日 H30.9.20
事務所名	豊田市

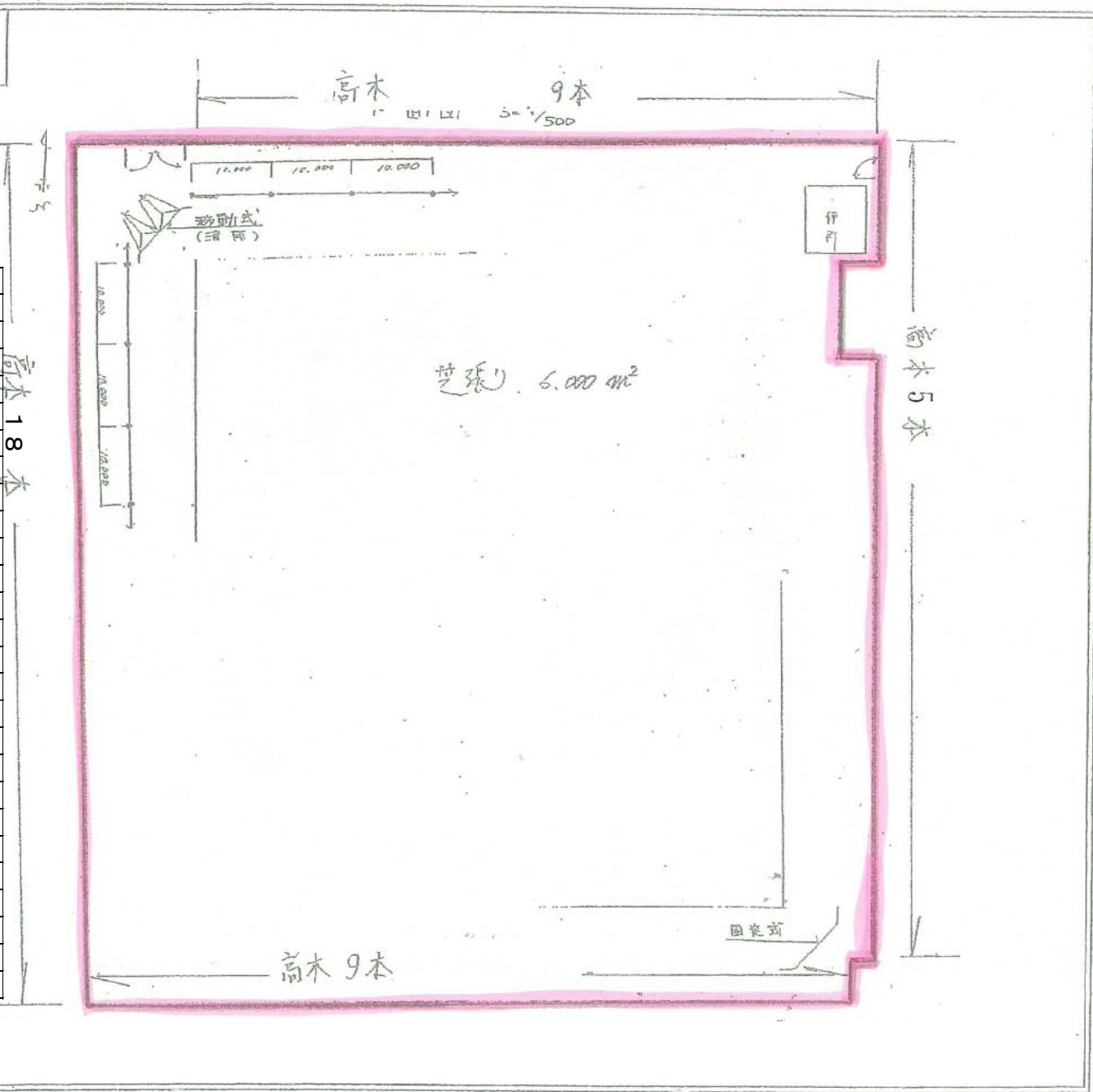


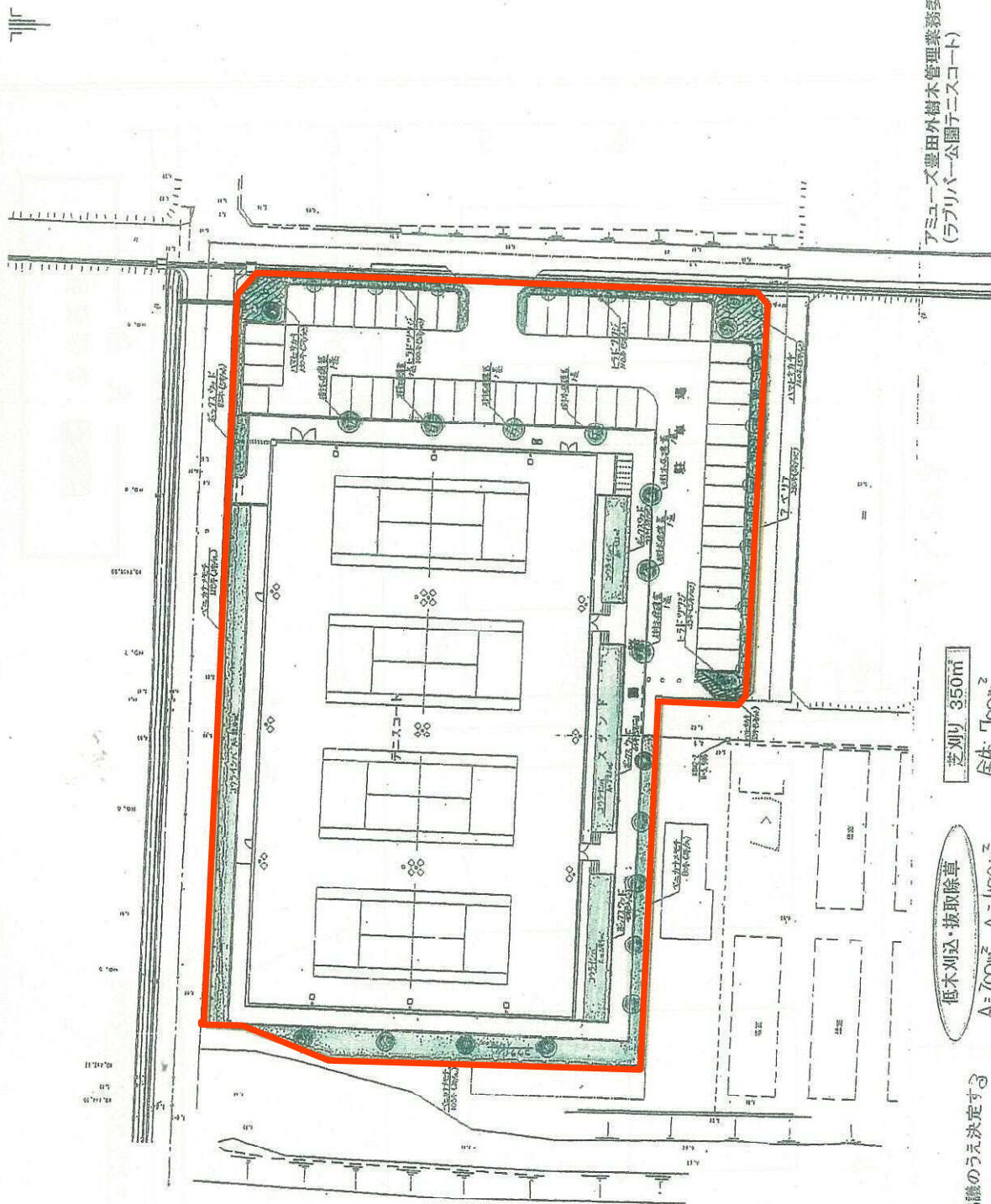
豊田加茂グラウンド樹木管理

管理範囲

概略図

加茂グラウンド樹木	仕様・規格	数量	単位
グラウンド北樹木			
サクラ	C=40~60	1	本
	C=60~80	1	本
	C=80~100	1	本
タイサンボク	C=80~100	1	本
キンモクセイ	C=40~60	2	本
	C=60~80	2	本
イヌシデ	C=80~100	1	本
グラウンド西樹木			
イヌシデ	C=60~80	2	本
	C=80~100	1	本
キンモクセイ	C=30~40	1	本
	C=60~80	4	本
サクラ	C=80~100	3	本
サザンカ	C=60~80	3	本
マテバシイ	C=80~100	4	本
グラウンド南樹木			
キンモクセイ	C=40~60	1	本
	C=60~80	4	本
マテバシイ	C=80~100	1	本
	C=100以上	3	本
グラウンド東樹木			
マテバシイ	C=60~80	1	本
	C=80~100	2	本
キンモクセイ	C=60~80	1	本
	C=80~100	1	本





アミューズ豊田外樹木管理業務委託
(ラブリバー公園テニスコート)

芝刈り 350㎡
全体 7600㎡

低木刈込・抜取除草
A = 7600㎡ A = 4000㎡

※ 高木剪定箇所については、監督員と協議のうえ決定する

凡例
管理範囲



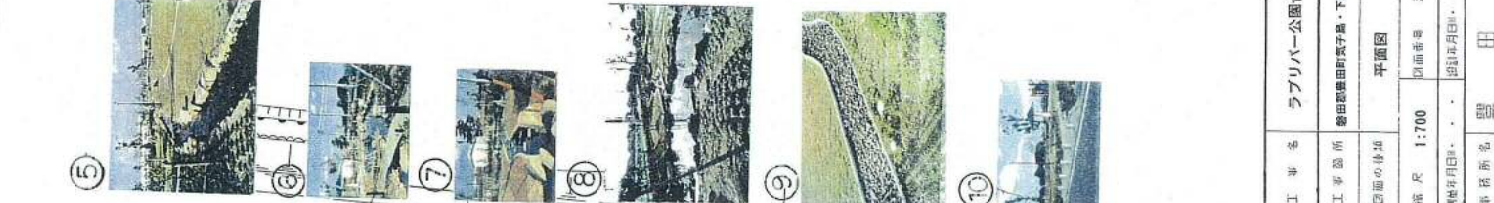
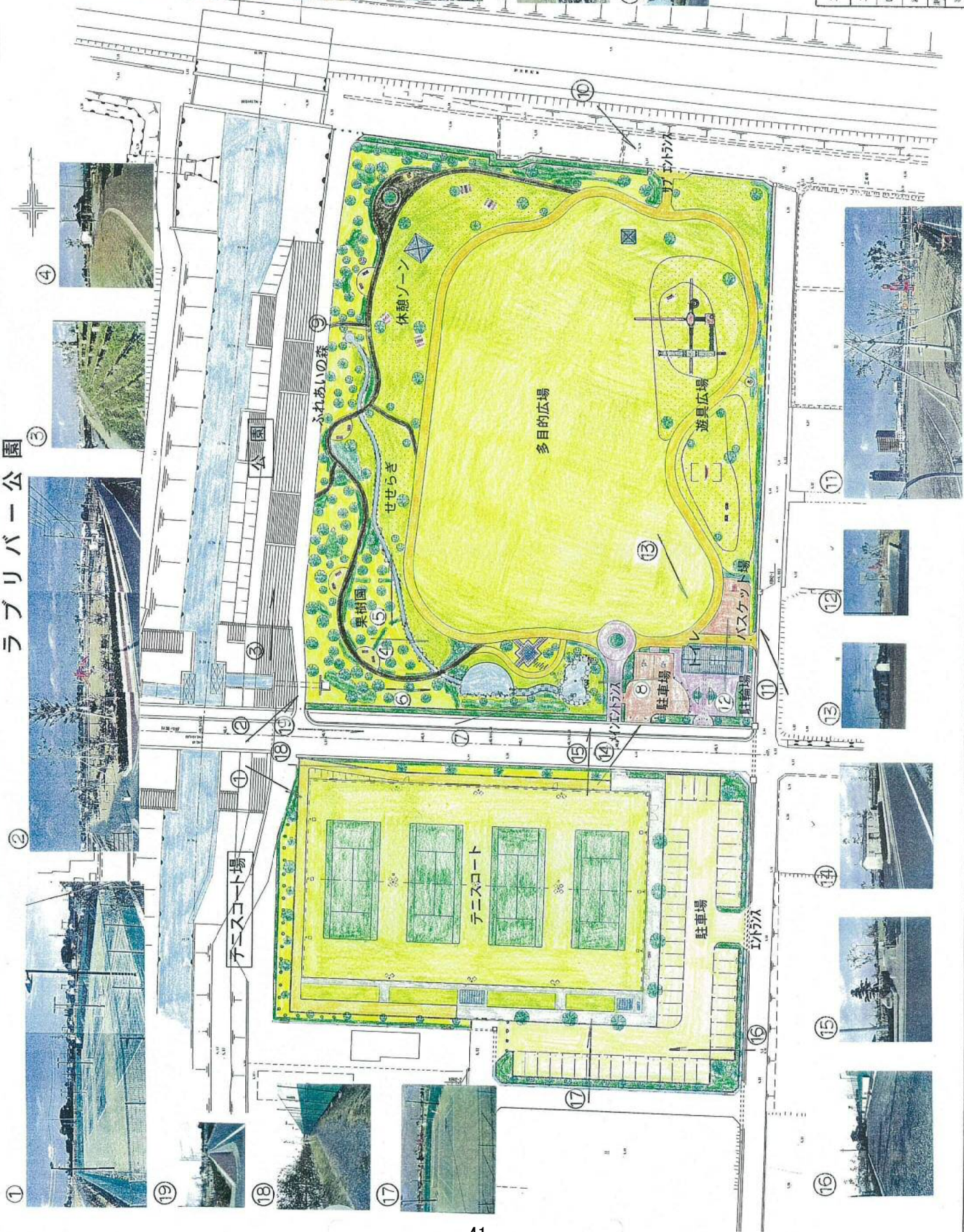
豊田ラブリバー公園テニスコート	仕様・規格	数量	単位
南1エリア樹木			
高木類			
サクラ	C=15～20	3	本
	C=80～100	1	本
シラカシ	C=40～60	1	本
	C=60～80	1	本
	C=80～100	4	本
センダン	C=40～60	1	本
サザンカ	C=20～30	5	本
低木類			
ツツジ（寄植）	H1.2＝未満	15	m2
アベリア（寄植）	H1.2＝未満	61.5	m2
南2エリア樹木			
高木類			
ホルトノキ	C=20～30	1	本
	C=40～60	2	本
ケヤキ	C=80～100	1	本
	C=30～40	1	本
クスノキ	C=80～100	1	本
	C=30～40	1	本
生垣（H=1.2～2.5）			
イヌマキ		39	m
東エリア樹木			
高木類			
ナンキンハゼ	C=80～100	8	本
クスノキ	C=60～80	2	本
サクラ	C=15～20	2	本
	C=80～100	1	本
サザンカ	C=15～20	3	本
ヤマボウシ	C=15～20	1	本
低木類			
ツツジ（寄植）	H1.2＝未満	24	m2

40

北エリア樹木			
高木類			
クスノキ	C=20～30	1	本
	C=30～40	1	本
	C=40～60	2	本
	C=60～80	4	本
	C=80～100	4	本
ムクゲ	C=30～40	2	本
	C=20～30	5	本
モクレン	C=40～60	1	本
エノキ	C=60～80	1	本
生垣（H=1.2～2.5）			
ベニカナメモチ		41	m
低木類			
ボックスウッド（寄植）	H1.2＝未満	24.5	m2
西エリア樹木			
高木類			
ケヤキ	C=30～40	1	本
	C=80～100	1	本
クスノキ	C=30～40	1	本
生垣（H=1.2～2.5）			
イヌマキ		39	m
東エリア			
高木類			
ヤナギ	C=100以上	3	本
クスノキ	C=20～30	2	本
	C=30～40	3	本
	C=40～60	4	本
	C=60～80	1	本
	C=80～100	1	本
サルスベリ	C=15～20	1	本
	C=20～30	1	本
	C=30～40	2	本
ホルトノキ	C=30～40	1	本
エノキ	C=15～20	2	本
サクラ	C=30～40	3	本

西エリア樹木			
高木類			
ベニカナメモチ	C=15～20	8	本
モチノキ	C=15～20	1	本
低木類			
アジサイ	H=1.0未満	4	株
ボックスウッド*（寄植）	H1.2＝未満	43.5	m2

ラブリバー公園

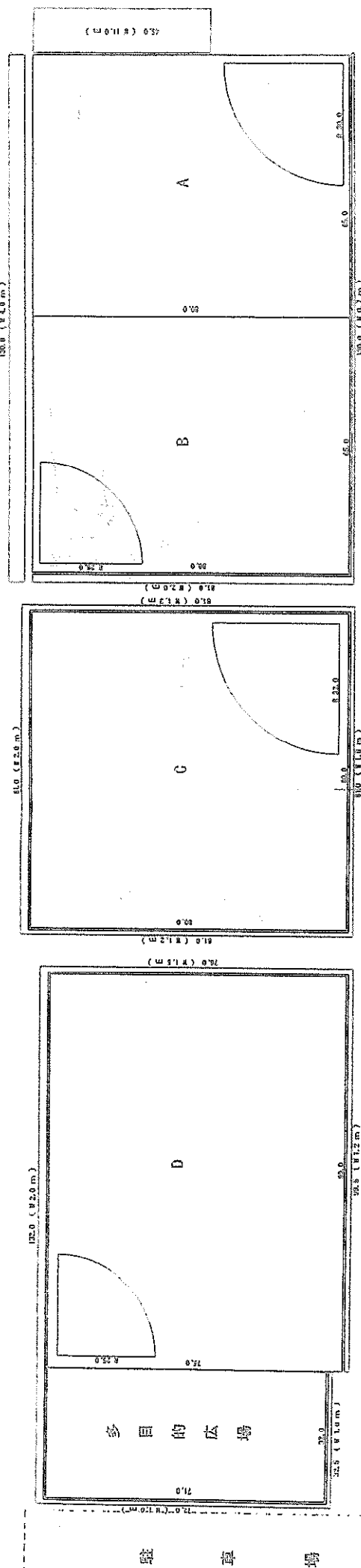


工事名	ラブリバー公園台帳		
工事箇所	静岡市駿河区下本郷町内		
図面の用途	平面図		
縮尺	1:700	図面番号	第1
作成年月日	平成17年10月	設計者	田中
事務所名	田中		

ふりがな		とよだらぶりはーこらえん		ふりがな		とよだらぶりはーこらえん		ふりがな		とよだらぶりはーこらえん		ふりがな		とよだらぶりはーこらえん		ふりがな		とよだらぶりはーこらえん		ふりがな		とよだらぶりはーこらえん	
都市公園の名称 (都市計画公園名)		豊田ラブリバー公園		所在地		豊田市気子島155-1外		設置 年月日		平成11年4月1日		公園 種別		近隣公園		用途 地域		市街地調整区域		豊田都市計画 公園番号		平成18年 4月 1日	
平成 8年度	豊田町庫裏事業・豊田ラブリバー公園整備工事	造成、花壇、築山、噴泉、排水、さく養生。																					
平成 9年度	豊田町庫裏事業・豊田ラブリバー公園整備工事	緑石、花壇、草止め、照明、井水ポンプ、せせらぎ工、排水工等。																					
平成10年度	ラブリバー公園整備工事(合併浄化槽 40人槽)																						
平成10年度	ラブリバー公園整備工事(その2)	舗装、芝生、緑石、ベンチ、丸太橋、草止め、水飲み、流れ、池、排水工等。																					
平成10年度	ラブリバー公園整備工事(その3)	園路石、樹名板、コウデネーション遊具、ブランコ池、舗装工事。																					
平成11年 4月 1日	都市公園法の規定に基づき公告。(使用開始)																						
平成17年 4月 1日	市町村合併により豊田市となる。																						



(旧西堀グラウンド)



グラウンド総算			
位置	延長	幅	面積
A	130.0	4.0	520.0 m ²
B	45.0	11.0	495.0 m ²
C	130.0	0.7	91.0 m ²
D	81.0	2.0	162.0 m ²
多			
計			
位置	延長	幅	面積
D	132.0	2.0	264.0 m ²
多	76.0	1.5	114.0 m ²
計	99.5	1.2	119.4 m ²
多	32.5	1.0	32.5 m ²
計	72.0	1.0	72.0 m ²

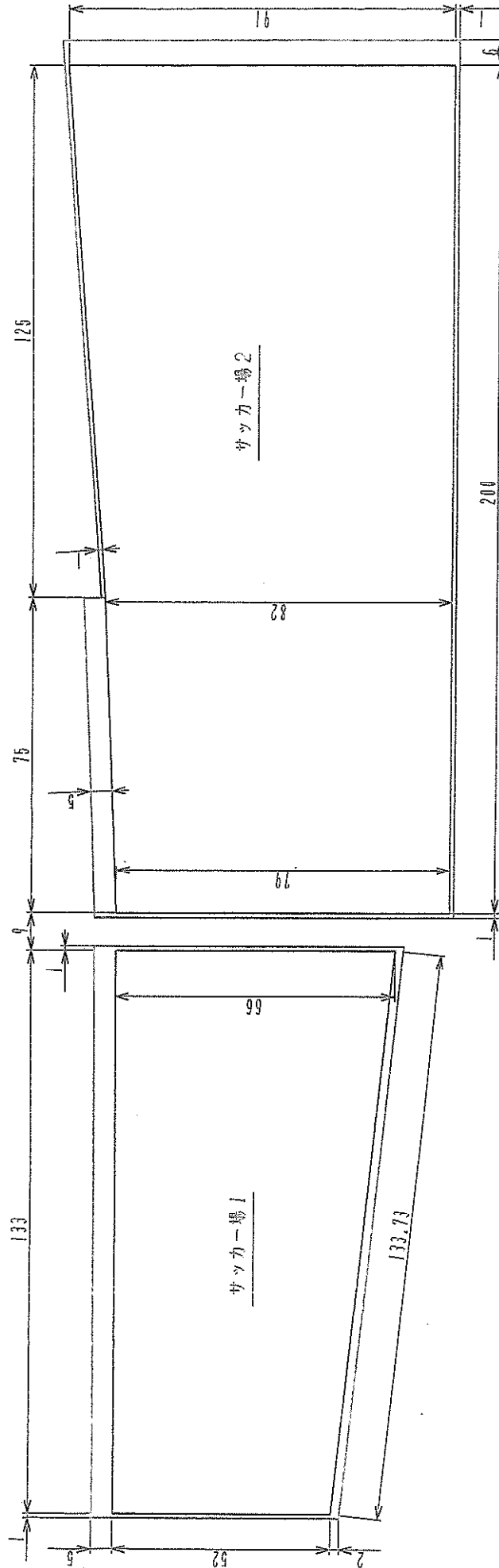
グラウンド総算			
位置	算式	単位	面積
A	$30.0 \times 65.0 - (\pi \times 30.0^2 / 4)$	m ²	4493.1
B	$30.0 \times 65.0 - (\pi \times 25.0^2 / 4)$	m ²	4669.0
C	$80.0 \times 80.0 - (\pi \times 32.0^2 / 4)$	m ²	5595.7
D	$75.0 \times 99.0 - (\pi \times 25.0^2 / 4)$	m ²	6934.1
多	71.0×32.0	m ²	2272.0
計		合計	23963.9

凡例
管理範囲

豊田天竜川グラウンド（北 1/2）

縮尺 1:1000

凡例 管理範囲



グラウンド芝刈り

計 算 式	単 位	面 積
$(52+66) \times 133 \div 2$	m ²	7847

グラウンド除草

計 算 式	単 位	面 積
$5 \times (133+1)$	m ²	670
52+2	m ²	54
$2 \times (133.73+1)$	m ²	269.46
66+5	m ²	71
合 計	m ²	1064.46

グラウンド芝刈り

計 算 式	単 位	面 積
$(79+82) \times 75 \div 2$	m ²	6037.5
$(91+82) \times 125 \div 2$	m ²	10812.5
合 計	m ²	16850

グラウンド除草

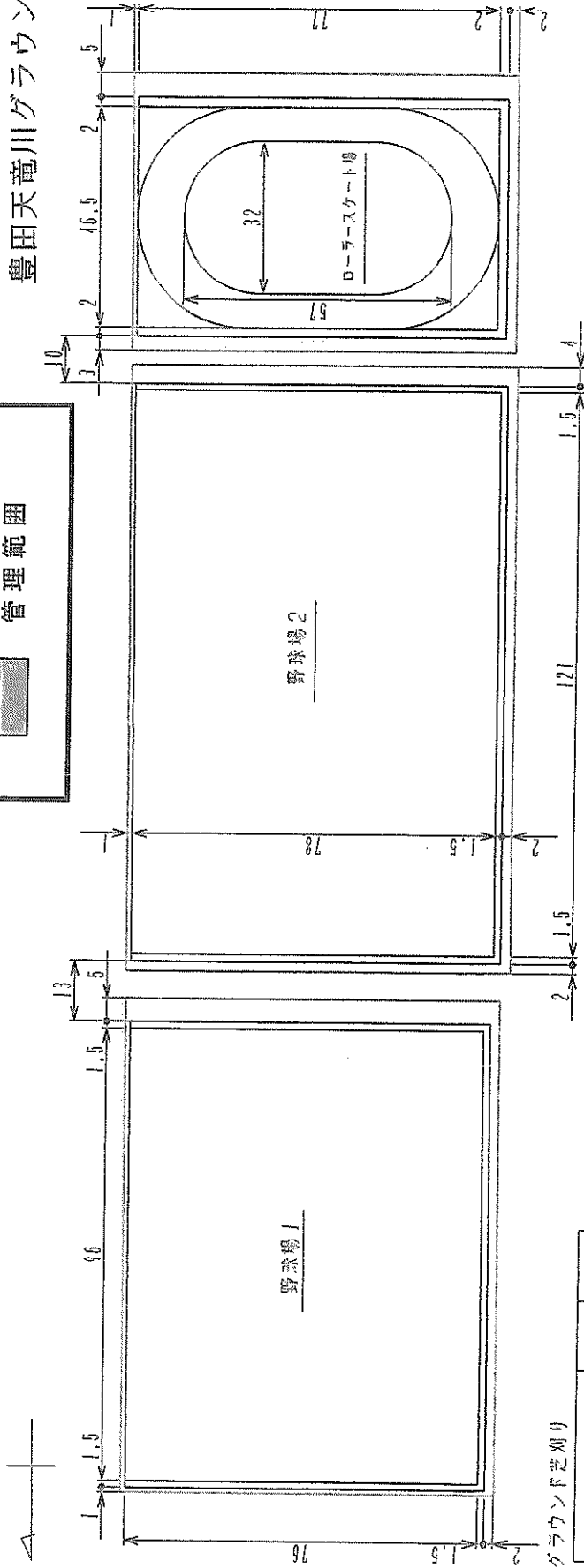
計 算 式	単 位	面 積
125	m	125
$5 \times (75+1)$	m	380
79+1	m	80
200+6	m	206
$6 \times (91+1)$	m	552
合 計	m	1343

豊田天竜川グラウンド(北 2/2)

縮尺 1:1000

豊田天竜川グラウンド管理業務

凡例
管理範囲



グラウンド芝刈り

計算式	単位	面積
96x76	m	7296

グラウンド芝刈り

計算式	単位	面積
78x121	m	9438

グラウンド芝刈り

計算式	単位	面積
46.5x77	m	3580.5

グラウンド除草

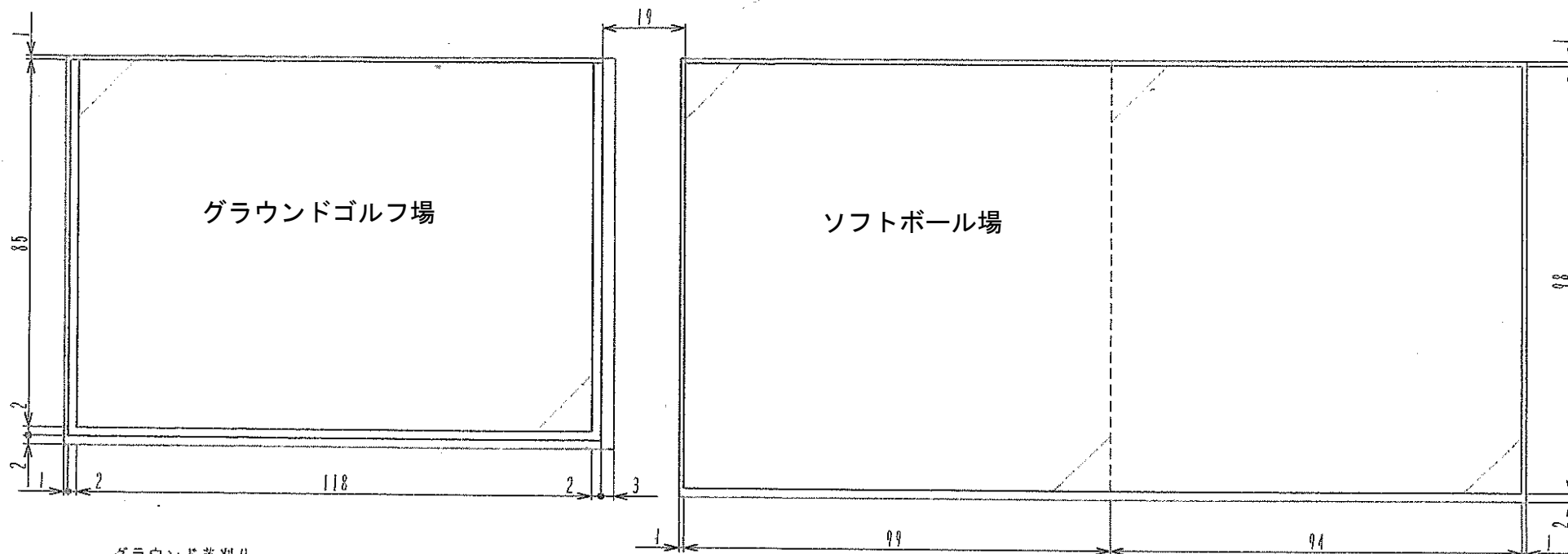
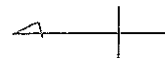
計算式	単位	面積
1.5x(76+1.5)	m	116.25
1.5x(96+1.5)	m	146.25
1.5x76	m	114
合計	m	376.5
96x1.5+1.5x1	m	100
76x1.5+2	m	79.5
2x(1.5+96+1.5+5)	m	208
5x(1.5+76+1)	m	392.5
合計	m	780

グラウンド除草

計算式	単位	面積
1.5x(78+1.5)	m	119.25
1.5x(121+1.5)	m	183.75
1.5x78	m	117
合計	m	420
121x1.5+2	m	124.5
2x(78+1.5+2)	m	163
2x(1.5+121+4)	m	253
4x(1.5+78+1)	m	322
合計	m	862.5

グラウンド除草

計算式	単位	面積
2x(77+2)	m	158
2x(46.5+2)	m	97
2x77	m	157
合計	m	409
2x(46.5+2+3)	m	53.5
3x(77+2+2)	m	243
2x(2+46.5+2+5)	m	111
5x(2+77+1)	m	400
合計	m	807.5



グラウンド芝刈り

計 算 式	単 位	面 積
85×118	m	10030

グラウンド除草

$2 \times (85 + 2)$	m	174
$2 \times (118 + 2)$	m	240
2×85	m	170
合 計	m	584
$2 \times (118 + 2 + 1)$	m	123
$85 + 2 + 2$	m	89
$2 \times (2 + 118 + 2 + 3)$	m	250
$3 \times (2 + 85)$	m	261
合 計	m	723

凡 例

管理範囲



グラウンド芝刈り

計 算 式	単 位	面 積
$98 \times (99 + 94)$	m	18914

グラウンド除草

$94 + 99 + 1$	m	194
$98 + 2$	m	100
$2 \times (99 + 94 + 1)$	m	388
98	m	98
合 計	m	780

改正

平成19年7月6日条例第25号

平成25年12月19日条例第40号

平成27年12月21日条例第55号

令和元年7月3日条例第4号

令和2年12月18日条例第47号

磐田市アミューズ豊田条例

(設置)

第1条 磐田市は、文化の振興と福祉の向上及び健康増進・生涯スポーツの振興を図るため、アミューズ豊田を設置する。

(名称及び位置)

第2条 アミューズ豊田の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
磐田市アミューズ豊田	磐田市上新屋304番地

(事業)

第3条 磐田市アミューズ豊田（以下「アミューズ豊田」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツ又は芸術文化の普及及び振興に関すること。
- (2) スポーツ及び芸術文化に関する情報提供に関すること。
- (3) 高齢者の健康維持増進に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 アミューズ豊田の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者の選定基準)

第5条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、アミューズ豊田の設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。

(4) アミューズ豊田の設置目的に従い、市民の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。

(1) 第3条に掲げる事業の実施に関する業務

(2) アミューズ豊田の利用許可に関する業務

(3) アミューズ豊田の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) その他アミューズ豊田の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。

(事業報告書の提出義務)

第8条 指定管理者は、年度終了後、アミューズ豊田の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第10条 指定管理者は、アミューズ豊田の管理を通じて知り得た秘密（個人に関する情報を含む。）を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(開館時間)

第11条 アミューズ豊田の開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、指定

管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第12条 アミューズ豊田の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日以降の最初の休日でない日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(入館の制限)

第12条の2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、指定管理者は入館を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をするおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害又は迷惑になる物品若しくは動物の類を携行する者

(3) その他管理運営上必要な指定管理者の指示に従わない者

(利用の許可)

第13条 アミューズ豊田を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、アミューズ豊田の利用を許可しない。

(1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) アミューズ豊田の管理上支障があるとき。

(3) 磐田市暴力団排除条例（平成24年磐田市条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による利用であるとき。

(4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、その利用が適当でないとき。

(利用許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、第13条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、アミューズ豊田の利用を制限し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り

消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用の許可条件に違反したとき。
- (4) 公益上指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により、利用者に損害が生じて、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(目的外利用等の禁止)

第16条 利用者は、アミューズ豊田を許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第17条 利用者は、アミューズ豊田を利用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、アミューズ豊田の利用を終了したとき、又は第15条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、速やかにアミューズ豊田を原状に回復しなければならない。

3 指定管理者又は利用者が前2項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者又は利用者から徴収することができる。

(利用料金)

第19条 アミューズ豊田の利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることができる。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第20条 指定管理者は、公益上特に必要があると認められた場合又は規則で定める場合は、前条第

1 項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第21条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、必要と認める場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第22条 指定管理者、利用者及び入場者は、アミューズ豊田の建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行の期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前のアミューズ豊田設置条例（平成6年豊田町条例第2号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成19年7月6日条例第25号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の磐田市アミューズ豊田条例（以下「新条例」という。）第4条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第5条及び第7条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 施行日前に改正前の磐田市アミューズ豊田条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成25年12月19日条例第40号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 5 第6条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第15条の規定による改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定、第16条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条例別表第1及び別表第2の規定、第22条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表第1及び別表第2の規定、第24条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第26条の規定による改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第31条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第32条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第33条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月21日条例第55号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定（利用料金に関する規定に限る。）は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月3日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、

なお従前の例による。

- 5 第4条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第9条の規定による改正後の磐田市新造形創造館条例別表の規定、第11条の規定による改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定、第12条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条例別表第1及び別表第2の規定、第13条の規定による改正後の磐田市豊岡総合センター条例別表第2の規定、第19条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表の規定、第22条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第23条の規定による改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第28条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第29条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第40条の規定による改正後の磐田市渚の交流館条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月18日条例第47号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第19条関係）

アミューズ豊田利用料金表

（ア）施設利用料金

区分			基本利用料金（円）		
			午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
メインアリーナ	3分の1面		1,420	1,620	1,420
	半面		2,130	2,440	2,130
	3分の2面		2,840	3,250	2,840
	全面		4,260	4,880	4,260
サブアリーナ			1,420	1,620	1,420
柔道場			1,420	1,620	1,420
指導員室			690	790	690
選手控室			690	790	690
個	トレーニング	一般	1人1回につき 300円		

人 利 用 等	室		回数券（12枚つづり） 3,080円		
		高等学校生徒	1人1回につき 150円		
		以下	回数券（12枚つづり） 1,530円		
	柔道場		310	310	310
	バウンドテニスコート1面		480	480	480
	卓球台1台		480	480	480

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料金の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料金の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 冷暖房設備を利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に、メインアリーナにあつては3,140円、サブアリーナにあつては1,040円に利用時間数を乗じて得た額を加算する。
利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を加算する。
- 6 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 7 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（イ） 照明設備利用料金

区分		金額
メインアリーナ	3分の1面	1時間当たり 580円
	半面	1時間当たり 870円
	3分の2面	1時間当たり 1,160円
	全面	1時間当たり 1,740円
サブアリーナ		1時間当たり 200円
柔道場		1時間当たり 130円

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは 1 時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

名称	単位	利用料金 (円)	備考
ロールバックスタンド	1 式	11,000	570席
移動ステージ	1 台	220	
演台、花台、司会者台	1 式	550	
アリーナ等放送設備	1 式	1,100	メイン、サブアリーナ 柔道場
メインアリーナ照明設備	1 式	3,300	
スタッキングチェア	1 脚	20	
長机	1 脚	50	
移動バスケットゴール	1 基	440	
大型電光得点表示板	1 台	2,200	附帯機器含む
バウンドテニスコート	1 面	110	
卓球台	1 台	110	
フロアシート	1 本	50	

別表第 2 (第19条関係)

アミューズ豊田利用料金表

(ア) 施設利用料金

区分		基本利用料金 (円)		
		午前 8 時30分から正午 まで	午後 1 時から午後 5 時 まで	午後 6 時から午後 9 時 30分まで
小ホール	全部	9,350	11,740	14,010
	舞台のみ	1,920	2,420	2,880
楽屋 (和室)		460	520	460
楽屋 (洋室)		460	520	460

リハーサル室	690	790	690
研修・会議室	690	790	690

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料金の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料金の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 附属設備利用料金

区分	名称	単位	利用料金 (円)	備考
舞台 設備	平台	1 枚	110	
	指揮者台、指揮者用譜面台	1 式	220	
	演奏者用譜面台	1 本	50	
	演台、花台、司会者台	1 式	550	
	金屏風	1 双	1,100	
	高座用座布団	1 枚	110	
	緋毛氈	1 枚	110	
	上敷ござ	1 枚	110	
	長座布団	1 枚	110	
	めくり台	1 台	110	
	音響反射板	1 式	3,300	
	箱馬	1 個	30	
	看板	1 枚	220	

照明 設備	調光装置(メイン)	1 式	1, 100	
	調光装置(サブ)	1 式	550	
	フットライト	1 列	550	
	ローアーホリゾントライト	1 列	550	
	アッパーホリゾントライト	1 列	550	
	ボーダーライト	1 列	550	
	天井反射板ライト	1 面	550	
	スポットライト (1.5Kw)	1 台	220	
	(1.0Kw)	1 台	220	
	(650w)	1 台	110	
	(500w)	1 台	110	
	センターピンスポットライト	1 台	1, 100	
	特殊効果照明器具 (本体)	1 台	330	
	特殊効果照明付属器具	1 台	330	
	オーロラマシン	1 台	330	
	ミラーボール	1 台	330	
	ストロボマシン	1 台	330	
	ミニブルート 2 灯用	1 台	330	
	波マシン	1 台	330	
	カラーフィルター	1 枚	50	
音響 設備	音響調整卓(メイン)	1 式	1, 100	
	音響調整卓(サブ)	1 台	550	
	マイクロホン (ダイナミック型)	1 本	110	
	(コンデンサー型)	1 本	220	
	(ワイヤレス型)	1 本	110	
	(エアモニター式)	1 式	330	
	オープンテープレコーダー	1 台	330	
	カセットテープレコーダー	1 台	330	
	デジタルオーディオテープレコーダー	1 台	330	

	レコードプレーヤー	1 台	330	
	C Dプレーヤー	1 台	330	
	MDプレーヤー	1 台	330	
	サイドスピーカー	1 式	1, 100	
	ステージフロントスピーカー	1 式	770	
	固定F Bスピーカー	1 式	660	
	移動用F Bスピーカー	1 台	330	
	エコーマシン	1 台	330	
	コンプレッサーリミッター	1 台	330	
	その他の音響器具	1 台	330	
その他	ピアノ	1 台	2, 200	
	16mm映写機	1 台	2, 200	スクリーンを含む
	スライド映写機	1 台	1, 100	〃
	ビデオプロジェクター	1 台	1, 100	〃
	O・H・P	1 台	1, 100	〃
	スクリーン	1 台	440	
	ビデオデッキ	1 台	550	
	その他の映像器具類	1 台	1, 100	
	持ち込み器具コンセント利用料金	1 箇所	110	
	テレビ	1 台	550	ビデオデッキ付
	展示パネル	1 枚	110	

改正

平成19年7月6日規則第23号

平成24年3月23日規則第19号

平成27年3月24日規則第6号

平成27年12月21日規則第61号

平成28年3月24日規則第29号

令和2年12月18日規則第57号

令和3年3月30日規則第18号

令和3年5月27日規則第34号

令和3年9月15日規則第43号

磐田市アミューズ豊田条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市アミューズ豊田条例（平成17年磐田市条例第147号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請書類)

第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (6) 法人等概要書
- (7) 活動実績を証明する書類
- (8) 誓約書
- (9) 法人等の役員名簿
- (10) 納税証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類

(候補者選定の通知)

第3条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知する。

（指定等決定の通知）

第4条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者（指定・不指定）通知書（様式第3号）によりその旨を通知する。

（事業報告）

第5条 条例第8条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- （1） 管理施設の利用状況
- （2） 管理運営業務の実施状況
- （3） 利用料金収入の実績
- （4） 管理経費等の収支状況
- （5） その他市長が必要と認める事項

（指定の取消し等）

第6条 条例第9条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消（業務停止）命令書（様式第4号）による。

（利用許可の申請）

第7条 条例第13条第1項の規定により、磐田市アミューズ豊田（以下「アミューズ豊田」という。）の利用許可を受けようとする者は、アミューズ豊田利用許可申請書（以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、開館日の午前8時30分から午後9時30分までの間にしなければならない。

3 利用許可申請書の受付は、指定管理者が必要があると認め、市長の承認を得た場合を除き、利用日の属する月前6月から利用日までとする。ただし、市民以外の者及び市外の事業所又は団体が、スポーツ施設又はその附帯施設を利用する場合は利用日の属する月前2月から利用日までとする。

（利用の許可）

第8条 指定管理者は、利用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用を許可したと

きは、アミューズ豊田利用許可書（以下「利用許可書」という。）を交付する。

2 利用許可は、利用許可申請書の受付の順序により行うものとする。ただし、公用又は公共用のため指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 利用許可書は、アミューズ豊田を利用する際、指定管理者に提示しなければならない。

（利用許可の取消願）

第9条 アミューズ豊田の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用許可の取消しを願ひ出ようとするときは、アミューズ豊田利用許可取消願に利用許可書を添えて、指定管理者に願ひ出なければならない。

（利用料金の承認申請等）

第10条 指定管理者は、条例第19条第2項に規定する利用料金を定めるときは、アミューズ豊田利用料金承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、アミューズ豊田利用料金承認書（様式第6号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該利用料金を公表しなければならない。

4 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況についてその翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

（利用料金の減額又は免除の申請）

第11条 条例第20条の規定により、利用料金を減額又は免除することができる場合及びその範囲は、次に掲げるとおりとする。

（1） 市、市の機関又は市が属する一部事務組合が主催又は共催して利用するとき 免除

（2） 市内の保育園、幼稚園及び認定こども園の園児又は小中学校の児童及び生徒が、保育又は教育（部活動を含む。以下この条において同じ。）のために教員等の引率のもと利用するとき 免除

（3） 施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で利用するとき 免除

（4） 市内の高等学校の生徒が、教育のために利用するとき 条例別表第1（ア）施設利用料金及び条例別表第2（ア）施設利用料金 50パーセント以内の額

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 条例別表第1（ア）施設利用料金及び条例別表第2（ア）施設利用料金 100パーセント以内の額

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ、アミューズ豊田利用料金減免申

請書を利用許可申請書に添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第12条 条例第21条ただし書の規定により、還付することができる場合及びその利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の責めによらない理由でアミューズ豊田の利用ができなくなったとき 全額
- (2) 利用者が、利用日の7日前までに利用の許可の取消しを願い出たとき 全額
- (3) 利用者が、照明設備又は附帯設備を利用しなかったとき 条例別表第1(イ)照明設備利用料金及び(ウ)附帯設備利用料金又は条例別表第2(イ)附帯設備利用料金 全額

(利用者等の遵守事項)

第13条 利用者又は入場者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 定員を超える人数を収容しないこと。
- (2) 許可を受けないで物品の販売、展示又はこれらに類する行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、若しくは喫煙し、又は火気を利用しないこと。
- (4) 許可を受けないで壁、柱などにはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 許可を受けた設備又は備品以外のものを利用しないこと。
- (6) 危険物を持ち込まないこと。
- (7) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (8) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(利用後の点検)

第14条 利用者は、その利用が終わったとき（利用許可の取消しを受けたときを含む。）は、直ちに設備その他を原状に回復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

(損傷又は亡失の届出)

第15条 指定管理者並びに利用者及び入場者は、アミューズ豊田の建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員等の入場)

第16条 利用者は、職員及び指定管理者が職務のため入場することを拒むことができない。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前のアミューズ豊田条例施行規則（平成6年豊田町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年7月6日規則第23号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 磐田市アミューズ豊田条例の一部を改正する条例（平成19年磐田市条例第25号）附則第2項の規定による準備行為をする場合にあっては、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の磐田市アミューズ豊田条例施行規則（以下「新規則」という。）第2条から第4条までの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の磐田市アミューズ豊田条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新規則の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新規則の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成24年3月23日規則第19号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年3月24日規則第6号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月21日規則第61号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定（利用料金に関する規定に限る。）は、この規則の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月24日規則第29号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（令和 2 年12月18日規則第57号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月30日規則第18号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月27日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月15日規則第43号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際現にこの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市長

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市アミューズ豊田の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあつては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

磐田市長



指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市アミューズ豊田の指定管理者候補者の選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 候補者選定結果

- ☐ 指定管理者候補者として選定します。
- ☐ 指定管理者候補者として選定しません。

3 選定しない理由

第 号
年 月 日

様

磐田市長



指定管理者(指定・不指定)通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市アミューズ豊田の指定管理者の
指定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 決定結果

☐ 指定管理者に指定します。

☐ 指定管理者に指定しません。

3 指定しない理由

様式第4号（第6条関係）
様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

団体名
代表者名 様

磐田市長 

指定管理者指定取消(業務停止)命令書

磐田市アミューズ豊田条例第9条第1項の規定により、指定管理者の指定取消し(業務停止)を命じます。

区分	全部・一部(業務)	
	業務停止期間	
	年 月 日から	
	年 月 日まで	月間
理由		

※ この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

アミューズ豊田利用料金承認申請書

年 月 日

磐田市長

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市アミューズ豊田の利用料金について、下記のとおり承認を受けたいので申請します。

記

1 利用料金申請理由

2 実施予定年月日

3 利用料金

第 号
年 月 日

様

アミューズ豊田利用料金承認書

磐田市長



年 月 日付けで申請のあった磐田市アミューズ豊田の利用料金について、下記
のとおり承認します。

記

1 実施年月日

2 利用料金については、年 月 日付け申請書のとおりとする。

改正

平成18年3月29日条例第22号

平成19年3月27日条例第9号

平成19年7月6日条例第24号

平成23年3月24日条例第15号

平成24年12月25日条例第38号

平成25年3月22日条例第18号

平成25年12月19日条例第40号

平成26年12月22日条例第39号

平成27年7月7日条例第32号

平成27年12月21日条例第54号

平成29年12月19日条例第28号

平成31年3月18日条例第5号

令和元年7月3日条例第4号

令和2年12月18日条例第46号

磐田市体育施設に関する条例

(設置)

第1条 磐田市は、生涯スポーツの振興及び心身の健全な発達を図るため、体育施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第3条 体育施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツの普及及び振興に関すること。
- (2) スポーツに関する情報提供に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 別表第1に掲げる体育施設の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者の選定基準)

第5条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、体育施設の設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) 体育施設の設置目的に従い、使用者の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 体育施設の利用許可に関する業務
- (3) 体育施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他体育施設の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。

(事業報告書の提出義務)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後、体育施設の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第10条 指定管理者は、体育施設の管理を通じて知り得た秘密（個人に関する情報を含む。）を他

に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(開場時間等)

第11条 体育施設の開場時間及び休場日は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

(入場の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育施設の入場を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をし、若しくはこれらに該当する物品、動物の類を携行するおそれがあると認められるとき。
- (2) その他管理上支障があると認められるとき。

(利用等の許可)

第13条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育施設の利用を許可しない。

- (1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 体育施設の管理上支障があるとき。
- (3) 磐田市暴力団排除条例（平成24年磐田市条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による利用であると認めるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その利用が適当でないとき。

(利用許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、第13条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の利用を制限し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用の許可条件に違反したとき。

(4) 公益上指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定によって、利用者に損害を生じても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(目的外利用等の禁止)

第16条 利用者は、体育施設を許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第17条 利用者は、体育施設を利用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、体育施設の利用を終了したとき、又は第15条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、速やかに体育施設を原状に回復しなければならない。

3 指定管理者又は利用者が前2項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者又は利用者から徴収することができる。

(利用料金)

第19条 体育施設の利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第3に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることができる。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第20条 指定管理者は、公益上特に必要があると認められた場合又は規則で定める場合は、前条第1項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第21条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、必要と認める場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第22条 指定管理者、利用者及び入場者は、体育施設の施設又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の磐田市社会体育施設等に関する条例（昭和57年磐田市条例第2号）、福田町社会体育施設等に関する条例（昭和63年福田町条例第20号）、福田町屋内スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成7年福田町条例第24号）、福田町はまぼう公園の設置及び管理に関する条例（平成13年福田町条例第2号）、竜洋海洋センター条例（昭和58年竜洋町条例第12号）、竜洋体育センターの設置及び管理に関する条例（昭和53年竜洋町条例第20号）、竜洋町都市公園条例（昭和60年竜洋町条例第13号）若しくは豊田町運動公園等使用条例（昭和49年豊田町条例第10号）又は解散前の磐南行政組合磐南温水プール条例（平成10年磐南行政組合条例第11号）（以下これらを「合併前等の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前等の条例の例による。

附 則（平成18年3月29日条例第22号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(磐田市都市公園条例の一部改正)

- 3 磐田市都市公園条例（平成17年磐田市条例第195号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成19年 3 月27日条例第 9 号）

この条例は、平成19年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 7 月 6 日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の磐田市体育施設に関する条例（以下「新条例」という。）第 4 条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第 5 条及び第 7 条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に改正前の磐田市体育施設に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成23年 3 月24日条例第15号）

この条例は、平成23年10月 1 日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第38号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月22日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の磐田市体育施設に関する条例（以下「新条例」という。）附則第 4 項及び第 5 項の規定により市長が体育施設の管理をする場合において、この条例の施行の日前に改正前の磐田市体育施設に関する条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為は、新条例附則第 4 項及び第 5 項の規定により市長がした許可その他の行為とみなす。

附 則（平成25年12月19日条例第40号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 5 第6条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第15条の規定による改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定、第16条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条例別表第1及び別表第2の規定、第22条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表第1及び別表第2の規定、第24条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第26条の規定による改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第31条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第32条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第33条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年12月22日条例第39号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月7日条例第32号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(磐田市体育施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による改正前の磐田市体育施設に関する条例(以下「旧体育施設条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、当該使用に係る使用料については、旧体育施設条例の規定による利用料金を適用する。

附 則 (平成27年12月21日条例第54号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の磐田市体育施設に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

(磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例の廃止)

- 3 磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例(平成17年磐田市条例第200号)は、廃止する。

(磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例（以下「旧テニスコート場条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の磐田市体育施設に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、当該利用に係る利用料金については、旧テニスコート場条例の規定による利用料金を適用する。

(磐田市都市公園条例の一部改正)

- 5 磐田市都市公園条例（平成17年磐田市条例第195号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成29年12月19日条例第28号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(市長による管理)

- 2 改正後の磐田市体育施設に関する条例第4条の規定にかかわらず、当分の間、磐田卓球場、磐田アーチェリー場、豊田加茂グラウンド、豊田野球場及び豊田加茂テニスコートの管理は市長が行うものとする。
- 3 前項の場合において、第11条中「指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要があると認めるときは」と、第12条から第14条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第15条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第17条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第19条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「その使用に係る料金（以下「使用料」という。）」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることができる」とあるのは「とする」と、第20条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第21条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第22条中「指定管理者、利用者及び入場者」とあるのは「利用者及び入場者」として、これらの規定を適用する。

附 則（平成31年3月18日条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年7月3日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第9条の規定による改正後の磐田市新造形創造館条例別表の規定、第11条の規定による改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定、第12条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条例別表第1及び別表第2の規定、第13条の規定による改正後の磐田市豊岡総合センター条例別表第2の規定、第19条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表の規定、第22条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第23条の規定による改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第28条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第29条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第40条の規定による改正後の磐田市渚の交流館条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年12月18日条例第46号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の磐田市体育施設に関する条例別表第3の5磐田温水プールの

規定及び同表の6 福田屋内スポーツセンターの規定により行われているプリペイドカード式回数
 利用券の利用に関しては、同表の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

別表第 1 （第 2 条関係）

名称	位置
磐田市総合体育館	磐田市見付4075番地 1
磐田市陸上競技場	磐田市見付4075番地 1
磐田弓道場	磐田市見付4075番地 1
磐田かぶと塚公園グラウンド	磐田市見付4075番地 1
磐田卓球場	磐田市見付4075番地 1
磐田アーチェリー場	磐田市見付4075番地 1
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場	磐田市大久保892番地36
磐田安久路公園多目的グラウンド	磐田市安久路 2 丁目10番地 4
磐田城山球場	磐田市見付190番地
磐田兎山公園野球場	磐田市鎌田2262番地
磐田東大久保運動公園テニスコート	磐田市見付809番地 2
磐田東大久保運動公園グラウンド	磐田市見付809番地 2
磐田天竜川グラウンド	磐田市寺谷地先
磐田稗原グラウンド	磐田市稗原地先
磐田温水プール	磐田市刑部島274番地 3
磐田相撲場	磐田市国府台19番地
福田屋内スポーツセンター	磐田市南島393番地 1
福田南島体育館	磐田市南島387番地
福田公園野球場	磐田市福田中島3756番地43
福田公園テニスコート	磐田市福田中島3756番地43
福田公園多目的グラウンド	磐田市福田中島3756番地43
はまぼう公園グラウンド	磐田市福田3000番地
竜洋海洋センター体育館	磐田市駒場6866番地27
竜洋海洋センタープール	磐田市駒場6866番地27
竜洋海洋公園野球場	磐田市駒場6866番地 5

竜洋スポーツ公園サッカー場	磐田市南平松 8 番地
竜洋海洋公園テニスコート	磐田市駒場6866番地 5
竜洋天竜川西堀河川敷公園グラウンド	磐田市豊岡地先
豊田加茂グラウンド	磐田市加茂618番地
豊田野球場	磐田市一言1062番地 1
豊田加茂テニスコート	磐田市加茂611番地 1
豊田ラブリバー公園テニスコート	磐田市下本郷1005番地 1
豊田天竜川グラウンド	磐田市池田地先
豊岡天竜川グラウンド	磐田市松之木島地先

別表第 2 （第11条関係）

区分	利用時間	休場日
磐田市総合体育館	午前 8 時30分から午後 9 時30分 まで	毎月第 2 火曜日及び第 4 火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。
磐田城山球場		
磐田弓道場		
磐田卓球場		
磐田アーチェリー場		
磐田市陸上競技場	午前 8 時30分から午後 5 時まで	12月29日から翌年 1 月 3 日まで
磐田兎山公園野球場		
福田屋内スポーツセンター	午前 8 時30分から午後 9 時30分 まで。ただし、プールは午前 9 時から午後 9 時までとする。	金曜日 12月29日から翌年 1 月 3 日まで
竜洋海洋センタープール	午前 9 時から午後 9 時まで。た だし、屋外プールは午前 9 時か ら午後 5 時までとする。	9 月 1 日から翌年 6 月30日まで
磐田安久路公園多目的グラウン ド	午前 8 時30分から午後 5 時まで	月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最
磐田稗原グラウンド		
磐田温水プール	午前 8 時30分から午後 9 時30分 まで。ただし、プールは午前 9	初の休日でない日とする。 12月29日から翌年 1 月 3 日まで

	時から午後 9 時までとする。	
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ 球技場	午前 8 時30分から午後 9 時30分 まで	
竜洋スポーツ公園サッカー場		
竜洋海洋センター体育館		
竜洋海洋公園野球場		
竜洋海洋公園テニスコート		
磐田東大久保運動公園テニスコ ート		
豊田加茂テニスコート		
豊田ラブリバー公園テニスコ ート		
福田南島体育館		
磐田かぶと塚公園グラウンド	午前 8 時30分から午後 5 時まで	12月29日から翌年 1 月 3 日まで
磐田東大久保運動公園グラウン ド		
磐田天竜川グラウンド		
はまぼう公園グラウンド		
竜洋天竜川西堀河川敷公園グラ ウンド		
豊岡天竜川グラウンド		
磐田相撲場		
福田公園テニスコート		
福田公園多目的グラウンド		
福田公園野球場	午前 6 時30分から午後 6 時30分 まで	
豊田加茂グラウンド		午前 5 時から午後 7 時まで
豊田野球場		
豊田天竜川グラウンド		

別表第 3（第19条関係）

1 磐田市総合体育館

（ア） 施設利用料金

区分	午前 8 時30分か ら正午まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 6 時から午 後 9 時30分まで
大体育場	円 6,930	円 7,920	円 6,930
小体育場	1,650	1,890	1,650
武道場	2,310	2,640	2,310
大会議室	1,000	1,140	1,000
小会議室	770	880	770
大体育場の 3 分の 2 面、2 分の 1 面又は 3 分の 1 面を利用する場合は、それぞれこの表に定める利用料金の 3 分の 2、2 分の 1 又は 3 分の 1 に相当する額			
武道場の 2 分の 1 面を利用する場合は、この表に定める利用料金の 2 分の 1 に相当する額			

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の 1 時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（イ） 照明設備利用料金

区分	金額
大体育場	1 時間当たり 1,740円
小体育場	1 時間当たり 200円
武道場	1 時間当たり 260円

大体育場の3分の2面、2分の1面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれこの表に定める利用料金の3分の2、2分の1又は3分の1に相当する額
武道場の2分の1面を利用する場合は、この表に定める利用料金の2分の1に相当する額

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額	備考
電光得点表示板	1回	1,320円	
バスケットボール用具	1組	550円	移動式ゴール
バスケットボール用具	1組	220円	壁掛け式ゴール
バレーボール用具	1組	220円	支柱、ネット
フットサル用具	1組	220円	ゴール、ネット
バドミントン用具	1組	110円	支柱、ネット
卓球台	1台	110円	支柱、ネット
庭球用具	1組	110円	支柱、ネット
インディアカ用具	1組	110円	支柱、ネット
バウンドテニス用具	一式	110円	
トランポリン	1台	330円	
柔道畳	1畳	20円	
体操全種目用具	一式	2,200円	
体操器具（ゆか）	1種目	550円	
その他体操用具	1種目	330円	
放送用具	一式	550円	
マイク（追加のみ）	1本	220円	
組立ステージ	一式	1,100円	
シート	1枚	50円	
更衣ロッカー	1回	50円	

上記以外の体操器具	1 種目	50円	
-----------	------	-----	--

(エ) 個人利用

区分		金額
一般	1 人 1 回	300円
	回数券 (12枚つづり)	3,080円
高等学校生徒以下	1 人 1 回	150円
	回数券 (12枚つづり)	1,530円

2 磐田市陸上競技場

(ア) 施設利用料金

区分	午前 8 時30分から正午 まで	午後 1 時から午後 5 時 まで
全部利用	円 7,700	円 8,800
一部利用	6,160	7,040

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の 1 時間相当額を別に徴収する。
- 5 午後 5 時以後利用する場合は、午後 1 時から午後 5 時までの利用時間区分の利用料金の 1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とする。）に相当する額を基準として計算する。
- 6 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 7 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額	備考
放送設備	一式	550円	

陸上競技用具	一式	3,300円	
スターティングブロック	1台	20円	
ハードル	1台	20円	
やり	1本	50円	
円盤	1個	50円	
砲丸	1個	50円	
ハンマー	1個	50円	
走り高跳び用器具	一式	330円	
棒高跳び用器具	一式	550円	
3000m障害物	一式	330円	
表彰台	1組	110円	
長椅子	1脚	10円	
マイク（追加のみ）	1本	220円	
写真判定装置	一式	1,650円	

（ウ） 個人利用

区分		金額
一般	1人1回	220円
	回数券（12枚つづり）	2,240円
高等学校生徒以下	1人1回	110円
	回数券（12枚つづり）	1,120円

3 磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場

（ア） 施設利用料金

区分		午前8時30分から 正午まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時30分まで
サッカーグラウンド		円 13,860	円 15,840	円 13,860
多目的グラウンド		10,160	11,610	10,160
フットサルコート2面		13,470	15,400	13,470
管理棟	会議室（全部利用）	1,000	1,140	1,000

	会議室（2分の1利用）	500	570	500
	多目的室	1,000	1,140	1,000
フットサルコート1面を利用する場合は、この表に定める利用料金の2分の1に相当する額				

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金には競技用具の利用を含む。
- 7 サッカーグラウンド又は多目的グラウンドと同時に利用する場合のフットサルコートの利用料金は、上記利用料金の2分の1に相当する額とする。
- 8 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（イ） 照明設備利用料金

区分	金額
サッカーグラウンド	1時間当たり 3,630円
多目的グラウンド	1時間当たり 1,370円
フットサルコート1面	1時間当たり 190円
2分の1灯を利用する場合は、全灯の利用料金の2分の1に相当する額	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（ウ） 附帯設備利用料金

種類	単位	金額
----	----	----

放送設備	一式	550円
------	----	------

4 磐田城山球場

(ア) 施設利用料金

区分	午前 8 時30分から正 午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時30分まで
全部利用	円 6,000	円 6,860	円 6,000
一部利用	4,770	5,450	4,770

備考

- 1 一部利用とは、観客席以外の利用をいう。
- 2 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 4 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 5 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 6 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 7 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分	金額
野球場	1 時間当たり 4,290円
2 分の 1 灯を利用する場合は、全灯の利用料金の 2 分の 1 に相当する額	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額
----	----	----

スコアボード	1 回	1,580円
放送設備	一式	1,580円

備考 野球場の全部を利用する場合においてスコアボードを利用するときは、スコアボードの利用料金は、徴収しない。

(エ) 物品販売利用料金

区分	単位	金額
指定場所の物品販売	3.3平方メートル	1,330円
物品立売	1 人	670円

5 磐田温水プール

(ア) 施設利用料金

区分		午前 8 時30分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時30分まで
会議室	大会議室	円 1,190	円 1,360	円 1,190
	小会議室	1,000	1,140	1,000

(イ) 個人利用

区分		単位	金額
プール	一般	1 人 1 回	520円
	高等学校生徒以下	1 人 1 回	300円
トレーニングルーム	一般	1 人 1 回	520円
	高等学校生徒以下	1 人 1 回	300円

備考 トレーニングルームの利用は、中学生以上とする。

(ウ) プール及びトレーニングルーム共通利用

区分	単位	金額
一般	1 人 1 回	830円
高等学校生徒以下	1 人 1 回	520円

備考 共通利用は、同日の利用に限る。

(エ) プール及びトレーニングルーム利用回数券

区分	単位	金額
----	----	----

一般	10枚つづり	3,200円
高等学校生徒以下	10枚つづり	2,050円

6 福田屋内スポーツセンター

(ア) 施設利用料金

区分		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
プール	全部利用	18,650円	34,520円	18,650円
	一部利用	1 コース 1 時間 2,150円		
区分		午前 8 時30分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時30分まで
武道場	1 面	1,730円	1,980円	1,730円
ミーティングルーム		690円	790円	690円

備考

- 1 プール一部利用とは、3 コースまでの利用をいう。
- 2 武道場 1 面とは、武道場の 2 分の 1 の区画をいう。
- 3 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 4 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 5 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 6 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の 1 時間相当額を別に徴収する。
- 7 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 8 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分		金額
武道場	1 面	1 時間当たり 130円

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額

を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。

2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 個人利用

区分		単位	金額
プール	一般	1人1回	520円
	高等学校生徒以下	1人1回	300円
トレーニングルーム	一般	1人1回	520円
	高等学校生徒以下	1人1回	300円
武道場		1人1回	350円

備考 トレーニングルームの利用は、中学生以上とする。

(エ) プール及びトレーニングルーム共通利用

区分	単位	金額
一般	1人1回	830円
高等学校生徒以下	1人1回	520円

備考 共通利用は、同日の利用に限る。

(オ) プール及びトレーニングルーム利用回数券

区分	単位	金額
一般	10枚つづり	3,200円
高等学校生徒以下	10枚つづり	2,050円

7 福田南島体育館

(ア) 施設利用料金

区分		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
体育室	全面	円 520	円 600	円 520
	2分の1面	260	300	260
多目的スペース		300	350	300
体育室の3分の2面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれ体育室全面の利用料金の3分の2又は3分の1に相当する額				

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（イ） 照明設備利用料金

区分		金額
体育室	全面	1 時間当たり 400円
	2 分の 1 面	1 時間当たり 200円
体育室の 3 分の 2 面又は 3 分の 1 面を利用する場合は、それぞれ体育室全面の利用料金の 3 分の 2 又は 3 分の 1 に相当する額		

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは 1 時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

8 竜洋海洋センター

（ア） 施設利用料金

区分		午前 8 時30分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時30分まで
体育館	全面	円 1,540	円 1,760	円 1,540
研修室		770	880	770
体育館の 2 分の 1 面を利用する場合は、体育館全面の利用料金の 2 分の 1 に相当する額 体育館及び研修室を個人利用する場合の利用料金は、1 人 1 回につき110円とする。				

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（イ） 照明設備利用料金

区分	金額
体育館	1 時間当たり 400円
体育館の2分の1面を利用する場合は、体育館全面の利用料金の2分の1に相当する額	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（ウ） 附帯設備利用料金

器材名	時間	金額	乗員
OPヨット	1 艇 1 時間	110円	中学校生徒以上 1 人
カヌー	1 艇 1 時間	110円	1 人
ダブルスカル	1 艇 1 時間	220円	2 人
12フィートヨット	1 艇 1 時間	220円	小学生徒 4 人 中学校生徒以上 3 人
ローボート	1 艇 1 時間	330円	5 人
カッター	1 艇 1 時間	440円	7 人

（エ） 個人利用

区分	金額
----	----

プール	当日券	小・小学校生徒未満の者	1 人 1 回	50円
		小・中学校生徒	1 人 1 回	110円
		上記以外の者	1 人 1 回	220円
	回数券	小・小学校生徒未満の者	50円券（24枚つづり）	1,020円
		小・中学校生徒	110円券（12枚つづり）	1,120円
		上記以外の者	220円券（6枚つづり）	1,120円

9 竜洋スポーツ公園サッカー場

（ア）施設利用料金

区分	午前 8 時30分から正 午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時30分まで
グラウンド	円 5,770	円 6,600	円 5,770
会議室	690	790	690
更衣室	460	520	460
審判室	460	520	460

備考

- 1 グラウンド利用料金は、放送設備及び競技用器具の利用を含む。
- 2 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 4 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 5 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 6 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 7 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（イ）照明設備利用料金

区分	金額
グラウンド	1 時間当たり 3,630円

3分の2灯又は3分の1灯を利用する場合は、全灯の利用料金の3分の2又は3分の1に相当する額

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

10 その他の野球場

(ア) 施設利用料金

区分		午前5時から午前8時30分まで	午前6時30分から午前8時30分まで	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後6時30分まで	午後5時から午後7時まで	午後6時30分から午後9時30分まで
磐田兎山公園野球場		円 ＼	円 ＼	円 2,230	円 2,550	円 ＼	円 ＼	円 ＼
福田公園野球場	グラウンドのみ利用	円 ＼	1,270	2,230	2,550	950	円 ＼	円 ＼
	グラウンド及び本部席利用	円 ＼	1,540	2,690	3,080	1,150	円 ＼	円 ＼
竜洋海洋公園野球場		円 ＼	円 ＼	2,690	3,080	円 ＼	円 ＼	2,690
豊田野球場		2,230	円 ＼	2,230	2,550	円 ＼	1,270	円 ＼

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。

6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分	金額
竜洋海洋公園野球場	1 時間当たり 3,130円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額
竜洋海洋公園野球場	放送設備	一式 330円

11 グラウンド

(ア) 施設利用料金

区分	午前5時から午前8時30分まで	午前6時30分から午前8時30分まで	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後6時から午後9時30分まで
磐田安久路公園多目的グラウンド	円 ＼	円 ＼	円 10,160	円 11,610	円 ＼	円 ＼
磐田稗原グラウンド(芝)	＼	＼	2,000	2,280	＼	＼
磐田稗原グラウンド(土)	＼	＼	690	790	＼	＼
はまばう公園グラウンド	＼	＼	1,340	1,540	＼	＼
福田公園多目的グラウンド(全面)	＼	480	840	960	＼	840
磐田かぶと塚公園グラウンド	＼	＼	340	390	＼	＼
磐田東大久保運動公園グラウンド	＼	＼	340	390	＼	＼
豊田加茂グラウンド	340	＼	340	390	190	＼

福田公園多目的グラウンドの2分の1面を利用する場合は、全面の利用料金の2分の1に相当する額

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（イ） 照明設備利用料金

区分	金額
福田公園多目的グラウンド	1時間当たり 900円
2分の1面を利用する場合は、全面の利用料金の2分の1に相当する額	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

12 テニスコート

（ア） 施設利用料金

区分		午前6時30分 から午前8時 30分まで	午前8時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで
磐田東大久保運動 公園テニスコート	1コート	円	円	円	円
		\	1,610	1,840	1,610
福田公園テニスコ ート	1コート	610	1,070	1,230	1,070

竜洋海洋公園テニスコート	1 コート		2,920	3,340	2,920
豊田加茂テニスコート（人工芝）	1 コート		1,610	1,840	1,610
豊田加茂テニスコート（土）	1 コート		690	790	690
豊田ラブリバー公園テニスコート	1 コート		1,150	1,320	1,150

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（イ） 照明設備利用料金

区分		金額
竜洋海洋公園テニスコート	1 コート	1 時間当たり 200円
竜洋海洋公園テニスコート以外のテニスコート	1 コート	1 時間当たり 150円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（ウ） 附帯設備利用料金

種類	単位	金額
----	----	----

竜洋海洋公園テニスコート	ラケット	1 本	110円
--------------	------	-----	------

13 磐田卓球場

(ア) 施設利用料金

区分		午前 8 時30分 から正午まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 6 時から午 後 9 時30分まで
磐田卓球場	全面 (12台)	円 4,190	円 4,790	円 4,190
	2 分の 1 面 (6 台)	2,110	2,420	2,110
3 分の 2 面を利用する場合は、卓球場全面の利用料金の 3 分の 2 に相当する額				

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の 1 時間相当額を別に徴収する。
- 5 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額	備考
捕球ネット	1 台	110円	
持込み器具コンセント	1 か所	110円	

(ウ) 個人利用

区分		午前 8 時30分 から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時30分まで
一般	1 人	円 300	円 300	円 300
高等学校生徒以下	1 人	150	150	150

14 その他の体育施設

(ア) 施設利用料金

区分		午前 8 時30分から 正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時30分まで
磐田弓道場	1 人	円 110	円 110	円 150
磐田アーチェリー場	1 人	110	110	150
磐田相撲場		110	110	—

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の 1 時間相当額を別に徴収する。
- 3 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 4 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 附帯設備利用料金

種類		単位	金額
磐田弓道場	弓具	1 組	110円
	ロッカー	1 回	50円

改正

平成19年7月6日規則第22号

平成23年3月24日規則第8号

平成24年3月23日規則第19号

平成27年3月24日規則第6号

平成27年12月21日規則第60号

平成28年3月24日規則第29号

令和2年12月18日規則第56号

令和3年5月27日規則第34号

令和3年9月15日規則第43号

磐田市体育施設に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市体育施設に関する条例（平成17年磐田市条例第146号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請書類)

第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (6) 法人等概要書
- (7) 活動実績を証明する書類
- (8) 誓約書
- (9) 法人等の役員名簿
- (10) 納税証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類

(候補者選定の通知)

第3条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知する。

（指定等決定の通知）

第4条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者（指定・不指定）通知書（様式第3号）によりその旨を通知する。

（事業報告）

第5条 条例第8条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- （1） 管理施設の利用状況
- （2） 管理運営業務の実施状況
- （3） 利用料金収入の実績
- （4） 管理経費等の収支状況
- （5） その他市長が必要と認める事項

（指定の取消し等）

第6条 条例第9条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消（業務停止）命令書（様式第4号）による。

（利用許可の申請）

第7条 条例第13条第1項の規定により、磐田市体育施設（以下「体育施設」という。）の利用許可を受けようとする者は、体育施設利用許可申請書（以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、磐田市総合体育館、磐田市陸上競技場、磐田温水プール、福田屋内スポーツセンター、竜洋海洋センター体育館、竜洋海洋センタープール及び磐田卓球場の個人利用の利用許可の申請にあつては、この限りでない。

2 前項の規定による申請は、開館日の午前8時30分から午後9時30分までの間にしなければならない。

3 利用許可申請書の受付は、指定管理者が必要があると認め、市長の承認を得た場合を除き、利用日の属する月前2月から利用日までの間とする。

（利用の許可）

第8条 指定管理者は、利用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用を許可したと

きは、体育施設利用許可書（以下「利用許可書」という。）を交付する。ただし、磐田市総合体育館、磐田市陸上競技場、磐田温水プール、福田屋内スポーツセンター、竜洋海洋センター体育館、竜洋海洋センタープール及び磐田卓球場の個人利用の利用許可にあつては、次に掲げる利用券又は回数券の交付をもって行う。

- (1) 磐田市総合体育館利用券
- (2) 磐田市総合体育館回数券
- (3) 磐田市陸上競技場利用券
- (4) 磐田市陸上競技場回数券
- (5) 磐田温水プール（プール・トレーニングルーム）利用券
- (6) 磐田温水プール（プール・トレーニングルーム）回数券
- (7) 竜洋海洋センター体育館利用券
- (8) 竜洋海洋センタープール利用券
- (9) 竜洋海洋センタープール回数券
- (10) 福田屋内スポーツセンター（プール・トレーニングルーム）利用券
- (11) 福田屋内スポーツセンター（プール・トレーニングルーム）回数券
- (12) 磐田卓球場利用券

2 利用許可は、利用許可申請書の受付の順序により行うものとする。ただし、公用又は公共用のため指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 利用許可書は、体育施設を使用する際、指定管理者に提示しなければならない。

（利用許可の取消願）

第9条 体育施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用許可の取消しを願い出ようとするときは、体育施設利用許可取消願に利用許可書を添えて、指定管理者に願い出なければならない。

（利用料金の承認申請等）

第10条 指定管理者は、条例第19条第2項に規定する利用料金を定めるときは、体育施設利用料金承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、体育施設利用料金承認書（様式第6号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該利用料金を公表しなければならない。

4 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況についてその翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の申請)

第11条 条例第20条の規定により、利用料金を減額又は免除することができる場合及びその範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市、市の機関又は市が属する一部事務組合が主催又は共催して利用するとき 免除
- (2) 市内の保育園、幼稚園及び認定こども園の園児又は小中学校の児童及び生徒が、保育又は教育（部活動を含む。以下この条において同じ。）のために教員等の引率のもと使用するとき 免除
- (3) 施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で利用するとき 免除
- (4) 市内の高等学校の生徒が、教育のために利用するとき 条例別表第3施設利用料金 50パーセント以内の額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 条例別表第3施設利用料金 100パーセント以内の額

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ体育施設利用料金減免申請書を利用許可申請書に添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第12条 条例第21条ただし書の規定により、還付することができる場合及びその利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の責めによらない理由で体育施設の利用ができなくなったとき 全額
- (2) 利用者が、利用日の7日前までに利用の許可の取消しを願い出たとき 全額
- (3) 利用者が、照明設備及び附帯設備を利用しなかったとき 条例別表第3のうち当該利用施設の照明設備利用料金及び附帯設備利用料金 全額

(利用者等の遵守事項)

第13条 利用者又は入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 設備又は器物を傷つけないようにすること。
- (2) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (3) 許可なく施設内で物品販売、展示又はこれに類する行為をしないこと。
- (4) 体育施設内へ車を乗り入れないこと。
- (5) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。

- (6) みだりに利用許可の場所以外に立入らないこと。
- (7) 利用を終了したときは、清掃及び整理をし、原状に復すること。
- (8) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(利用後の点検)

第14条 利用者は、その利用を終わったとき（利用許可の取消しを受けたときを含む。）は、直ちに設備その他を原状に回復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

(損傷又は亡失の届出)

第15条 指定管理者並びに利用者及び入場者は、体育施設の建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員等の入場)

第16条 利用者は、職員及び指定管理者が職務のため入場することを拒むことができない。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の磐田市社会体育施設等に関する条例施行規則（昭和57年磐田市教育委員会規則第11号）、福田町社会体育施設等に関する条例施行規則（昭和63年福田町教育委員会規則第1号）、福田町屋内スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福田町規則第1号）、福田町はまぼろ公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成13年福田町規則第6号）、竜洋海洋センター条例施行規則（昭和58年竜洋町教育委員会規則第1号）、竜洋都市公園条例施行規則（昭和60年竜洋町規則第3号）若しくは豊田町運動公園等使用条例施行規則（平成10年豊田町教育委員会規則第12号）又は解散前の磐南行政組合磐南温水プール条例施行規則（平成10年磐南行政組合規則第20号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年7月6日規則第22号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 磐田市体育施設に関する条例の一部を改正する条例（平成19年磐田市条例第24号）附則第2項の規定による準備行為をする場合にあっては、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の磐田市体育施設に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第2条から第4条までの規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に改正前の磐田市体育施設に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新規則の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新規則の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成23年3月24日規則第8号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日規則第19号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年3月24日規則第6号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月21日規則第60号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、この規則の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

（磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例施行規則の廃止）

- 3 磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例施行規則（平成17年磐田市規則第146号）は、廃止する。

（磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

- 4 この規則の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例施行規則の規定により、指定管理者がした許可その他の行為は、改正後の磐田市体育施設に関する条例施行規則の相当規定により指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

附 則（平成28年3月24日規則第29号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行

する。

附 則（令和 2 年12月18日規則第56号）

この規則は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月27日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月15日規則第43号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現にこの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市長

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市体育施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

磐田市長



指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市体育施設の指定管理者候補者の
選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 候補者選定結果

- ☐ 指定管理者候補者として選定します。
- ☐ 指定管理者候補者として選定しません。

3 選定しない理由

第 号
年 月 日

様

磐田市長



指定管理者(指定・不指定)通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市体育施設の指定管理者の指定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 決定結果

☐ 指定管理者に指定します。

☐ 指定管理者に指定しません。

3 指定しない理由

様式第4号（第6条関係）
 様式第4号(第6条関係)

第 号
 年 月 日

団体名

代表者名 様

磐田市長



指定管理者指定取消(業務停止)命令書

磐田市体育施設に関する条例第9条第1項の規定により、指定管理者の指定取消し(業務停止)を命じます。

区分	全部・一部(業務) 業務停止期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間
理由	

※ この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

体育施設利用料金承認申請書

年 月 日

磐田市長

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市体育施設の利用料金について、下記のとおり承認を受けたいので申請します。

記

1 利用料金申請理由

2 実施予定年月日

3 利用料金

第 号
年 月 日

様

磐田市長



体育施設利用料金承認書

年 月 日付けで申請のあった磐田市体育施設の利用料金について、下記
のとおり承認します。

記

1 実施年月日

2 利用料金については、年 月 日付け申請書のとおりとする。

改正

令和元年7月3日条例第4号

磐田市ひと・ほんの庭にこっと条例

(設置)

第1条 磐田市は、本を生かした子育て支援を推進するため、磐田市ひと・ほんの庭にこっと（以下「にこっと」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 にこっとの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
磐田市ひと・ほんの庭 にこっと	磐田市上新屋304番地

(事業)

第3条 にこっとは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育てに係る相談及び支援に関すること。
- (2) 子育てに係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 子育てに係る図書、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書等資料」という。）の収集、整理及び利活用に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(開館時間)

第4条 にこっとの開館時間は、午前9時30分から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 にこっとの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (3) にこっと内整理日（毎月第4木曜日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その前日とする。）

(4) 図書等資料点検期間（毎年1週間以内の範囲において市長が別に定める期間とする。）

（入館の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、にこっとの入館を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

(1) にこっと内の秩序を乱し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) にこっとの施設を損傷し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) その他管理上支障があると認められるとき。

（使用の許可）

第7条 研修室、和研修室又は視聴覚室（以下「研修室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

（使用許可の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、研修室等の使用を許可しない。

(1) その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 磐田市暴力団排除条例（平成24年磐田市条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による使用であると認めるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) にこっとの管理上支障があるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が適当でないとき。

（使用許可の取消し等）

第9条 市長は、第7条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、研修室等の使用を制限し、若しくは使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 使用の許可条件に違反したとき。

(4) 公益上市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により、使用者に損害が生じて、市はその責めを負わない。

（目的外使用等の禁止）

第10条 使用者は、研修室等を許可された目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第11条 使用者は、研修室等を使用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、研修室等の使用を終了したとき、又は第9条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに研修室等を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用料)

第13条 研修室等の使用料は、別表のとおりとする。

2 研修室等の使用者は、前項の使用料を使用の許可を受けた際、納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体若しくはこれらに類する団体の使用に係る場合で、市長が特にやむを得ないと認めるときは、使用日後の期日を指定して使用料を納付させることができる。

(使用料の減額又は免除)

第14条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条第1項に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由で研修室等の使用ができなくなったとき。

(2) 使用者が、使用日の7日前までに使用許可の取消しを願い出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第16条 使用者及び入館者は、にこっとの建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第18条 詐欺その他不正の行為により、第13条第1項に規定する使用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成30年4月1日から施行する。(平成30年8月規則第35号で、同30年8月11日から施行)

(磐田市立図書館条例の一部改正)

- 2 磐田市立図書館条例(平成17年磐田市条例第106号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和元年7月3日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の磐田市立学校の施設開放に関する条例別表の規定、第5条の規定による改正後の磐田市豊田福祉センター条例別表の規定、第7条の規定による改正後の磐田市文化振興センター条例別表第1及び別表第2の規定、第8条の規定による改正後の磐田市民文化会館条例別表第1及び別表第2の規定、第10条の規定による改正後の磐田市熊野伝統芸能館条例別表の規定、第14条の規定による改正後の磐田市豊岡サブセンター条例別表の規定、第18条の規定による改正後の磐田市聖苑条例別表の規定、第20条の規定による改正後の磐田市於保農村婦人の家条例別表の規定、第21条の規定による改正後の磐田市福田農業振興センター条例別表の規定、第24条の規定による改正後の磐田市市民農園条例別表の規定、第26条の規定による改正後の磐田市都市公園条例別表第6の規定、第35条の規定による改正後の磐田市総合健康福祉会館条例別表

の規定、第36条の規定による改正後の磐田市情報館条例別表の規定、第37条の規定による改正後の磐田市交流センター条例別表第2の規定、第38条の規定による改正後の磐田市竜洋なぎの木会館条例別表第1及び別表第2の規定、第39条の規定による改正後の磐田市竜洋体育センター条例別表の規定並びに第41条の規定による改正後の磐田市ひと・ほんの庭にこっと条例別表の規定は、施行日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第13条関係）

使用時間	午前	午後
使用区分	午前 9 時30分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで
研修室	710円	1,140円
和研修室	550円	880円
視聴覚室	850円	1,360円

備考

- 1 使用者が商業宣伝又は営利を目的とする商品の販売（これらに類似する行為を含む。）の用に供する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 使用者が入場料を徴収する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 3 磐田市民及び磐田市内に事務所又は事業所を有する者以外のものが使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 4 使用時間は、準備、片付け等使用に必要な一切の時間を含むものとする。

改正

令和 3 年 3 月30日規則第31号

磐田市ひと・ほんの庭にこっと条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、磐田市ひと・ほんの庭にこっと条例（平成30年磐田市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定により、研修室、和研修室又は視聴覚室（以下「研修室等」という。）の使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、開館日の午前 9 時30分から午後 6 時までの間にしなければならない。

3 使用許可申請書の受付は、使用しようとする日の属する月前 3 月から使用日の前日までの間とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第 3 条 市長は、使用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用を許可したときは、使用許可書（様式第 2 号）を交付する。

2 使用許可は、使用許可申請書の受付の順序により行うものとする。ただし、公用又は公共用のため市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 使用許可書は、研修室等を使用する際、職員に提示しなければならない。

(使用許可の取消し又は変更申請)

第 4 条 研修室等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用許可の取消し又は変更を申請しようとするときは、使用許可書を添えて使用許可取消（変更）申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用料の減額又は免除の申請)

第 5 条 条例第14条の規定により使用料を減額又は免除することができる場合及びその範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市、市の機関又は市が属する一部事務組合が主催又は共催して使用するとき 免除

(2) 市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小学校又は中学校が教育又は保育活動で使用する

とき 免除

(3) その他市長が特に必要があると認めるとき 100パーセント以内の額

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ使用料減免申請書（様式第4号）を使用許可申請書に添えて、市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第6条 条例第15条ただし書の規定により、還付することができる既納の使用料の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第15条第1号に該当するとき 全額

(2) 条例第15条第2号に該当するとき 100パーセント以内の額

（使用者等の遵守事項）

第7条 使用者又は入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けた設備又は備品以外のものを使用しないこと。

(2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。

(3) 危険物を持ち込まないこと。

(4) 他の使用者に迷惑の及ぶ行為をしないこと。

(5) 磐田市ひと・ほんの庭にこっと（以下「にこっと」という。）内の秩序を維持し、清潔の保持に努めること。

(6) 許可を受けないで物品を展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。

(7) その他管理上必要な職員の指示に反する行為をしないこと。

（使用後の点検）

第8条 使用者は、その使用を終わったとき（使用許可の取消しを受けたときを含む。）は、直ちに設備その他を原状に回復し、職員の点検を受けなければならない。

（損傷又は亡失の届出）

第9条 使用者及び入館者は、にこっとの建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（図書等資料の利用）

第10条 にこっと内で条例第3条第3号に掲げる図書等資料を利用しようとする者は、自由に閲覧することができる。

2 にこっとが所蔵する貴重図書、特別取扱資料その他館長が特に指定した資料は、館長が指定した場所において利用しなければならない。

- 3 利用者が退館するときは、利用した図書等資料を所定の場所に返却しなければならない。

(図書等資料の館外貸出し)

第11条 にこっとは、市内に住所を有する者、市外から市内に通勤又は通学する者及び市内に所在する社会教育関係団体、事業所等（以下「団体等」という。）に対して図書等資料の館外貸出しを行う。ただし、館長が広域的な活動を行うため必要があると認めたときは、この限りでない。

- 2 館外貸出しの期間は、図書にあっては2週間（団体等は3か月）以内、視聴覚資料及び電磁的記録によって作成された資料（以下「電子書籍」という。）にあっては2週間以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

- 3 館外貸出しの数量は、にこっつ及び磐田市立図書館（以下「図書館」という。）並びに一般に開放する磐田市立小中学校図書館（以下「開放学校図書館」という。）を合わせて、図書にあっては10冊（団体等は200冊）以内、視聴覚資料及び電子書籍にあってはそれぞれ2点以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

- 4 館外貸出しを受けようとする者又は団体等は、図書館等利用申込書（様式第5号。以下「利用申込書」という。）を館長に提出しなければならない。

(利用者カード)

第12条 館長は、前条に規定する利用申込書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、図書館等利用者カード（様式第6号。以下「利用者カード」という。）を交付する。

- 2 利用者カードの有効期間は、交付の日から館長の定める日までとする。
- 3 利用者カードの交付を受けた者が、前条第1項の規定に該当しなくなったときは、利用者カードを館長に返納しなければならない。
- 4 利用者カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 利用者カードは、図書館及び開放学校図書館と共通で使用することができる。

(館外貸出しの方法)

第13条 利用者カードの交付を受けた者が、館外貸出しを受けるとき（電子書籍を除く。）は、利用者カードを職員に提出しなければならない。

(紛失等の届出等)

第14条 利用者カードの交付を受けた者は、利用者カードを紛失若しくは損傷したとき、又は前条の申込書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出を受けたときは、館長は、利用者カードの再交付をすることができる。

3 利用者カードを再交付したときは、館長は、当該届け出た者から実費を徴収することができる。

(貸出しの停止)

第15条 館長は、館外貸出しを受けた者が、図書等資料を貸出期間内に返納しなかったとき、又はこの規則に違反したときは、その者に対して相当の期間貸出しを停止することができる。

(営利利用等の制限)

第16条 館外貸出しを受けた者は、貸出しを受けた図書等資料を営利に利用し、又は第三者に転貸してはならない。

(利用者等の実費弁償)

第17条 利用者又は使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、図書等資料、施設、設備又は物品を損傷し、又は亡失したときは、市が指定する現品又は相当の代価を弁償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年8月11日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日規則第31号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）
 様式第1号（第2条関係）

磐田市ひと・ほんの庭にこっと使用許可申請書		
磐田市長		年 月 日 申請者 住所 氏名 団体名 次のとおり使用したいので申請します。
使用の日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
使用場所	1 研修室 2 和研修室 3 視聴覚室	
使用内容		
使用人数	人	
使用責任者の住所、氏名	住所 氏名	電話
※使用料	円()	
受付年月日 番号	年 月 日 第 号	

※以下は記入しないでください。

様式第2号（第3条関係）
 様式第2号（第3条関係）

磐田市ひと・ほんの庭にこっと使用許可書		
年 月 日 様 磐田市長 印 次のとおり使用することを許可します。		
使用の日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
使用場所	1 研修室 2 和研修室 3 視聴覚室	
使用内容		
使用人数	人	
使用責任者の住所、氏名	住所 氏名	電話
※使用料	円()	
許可年月日 番号	年 月 日 第 号	

※以下は記入しないでください。

注意

- 1 この許可書は、使用の際に必ず持参してください。
- 2 使用のための準備及び使用後の原状回復は、使用者の責任で行ってください。
- 3 使用の目的以外に使用できません。
- 4 許可による権利を他人に譲渡又は転貸できません。

様式第3号（第4条関係）
 様式第3号（第4条関係）

磐田市ひと・ほんの庭にこっと使用許可取消（変更）申請書				
磐田市長		年 月 日 申請者 住所 氏名 団体名		
年 月 日付け第 号で許可を受けた施設について使用を取り消したい・変更したいので、次のとおり申請します。				
取消し又は変更の事由				
使用の取消し・変更日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分 変更後の日時 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分			
使用場所	1 研修室 2 和研修室 3 視聴覚室			
使用内容				
使用人数	人			
使用責任者の住所、氏名	住所 氏名		電話	
取消しに係る使用料の還付口座	銀行 信用金庫 農協	支店	種別 口座番号	口座名義
還付金額	納付済使用料 円		還付金額 円	
許可年月日 番号	年 月 日 第 号			

様式第4号（第5条関係）
様式第4号（第5条関係）

磐田市ひと・ほんの庭 にこっと使用料減免申請書	
年 月 日 磐田市長 申請者 住所 氏名 団体名 次のとおり、研修室等使用料の減免を受けたいので申請します。	
使用の日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
使用場所	1 研修室 2 和研修室 3 視聴覚室
減免を受けようとする理由	
使用人数	人
使用責任者の住所、氏名	住所 氏名 電話
※使用料の計算	使用料 円 × 減免措置 (%) = 円
使用許可年月日・番号	年 月 日 第 号
受付年月日番号	年 月 日 第 号

※以下は記入しないでください。

様式第5号（第11条関係）
 様式第5号（第11条関係）

図書館等利用申込書		申込日	年 月 日									
フリガナ					性 別	男 ・ 女						
氏 名					保護者名							
生年月日	年 月 日				電話番号	自宅	—	—				
住 所						携帯	—	—				
勤務先名 (学校名)												
Eメールアド レス												
※ 太線の中だけ記入してください。 在住 在勤 在学 隣接 団体					確 認	免・保・学・個・他()						

様式第6号（第12条関係）
様式第6号（第12条関係）

（表）

磐田市立図書館等利用者カード	
利用者コード	氏 名

（裏）

磐田市立図書館	住所・電話番号
磐田市ひと・ほんの庭	にこっと 住所・電話番号

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施処理するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は指定管理者の指定が取り消された後においても同様とする。

2 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務の実施により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知させ、その遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、この協定による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第6 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託等の禁止）

第7 乙は、この協定による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

（資料等の返還）

第8 乙は、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した

個人情報記録された資料等(当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。)は、当該業務完了後又は履行中であっても甲の指示があったときは、直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示した方法によるものとする。

- 2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承認を受けたときは、甲立会いの下に、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報記録された資料等(当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。)を廃棄することができる。

(苦情処理)

第9 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(調査)

第11 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時に調査することができる。

(指示)

第12 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

第13 甲は、乙が特記事項に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

リスク分担表

種	類	リスクの内容	費用の負担区分	
			市	指定管理者
募集要項リスク	書類の誤り	募集要項等市が作成した書類によるもの	○	
		申請書等指定管理者が作成した書類によるもの		○
制度関連リスク	関係法令等の変更	施設、設備の設置基準等に関する法令等の変更によるもの	○	
		指定管理者の管理運営の業務一般に関する法令の変更によるもの		○
	税制の改正	施設の設置、管理運営業務に影響を及ぼす税制改正によるもの	○	
		上記以外の一般的な税制改正によるもの		○
維持管理リスク	運営コストの変動	金利の変更によるもの		○
		物価の変動によるもの（公共料金を含む）ただし、物価変動が著しい場合は別途協議による。		○
		指定管理者が利用料金の額を決定・変更したことによる利用者減、収入減によるもの		○
	需要変動・施設競合	需要想定と実施結果との差異によるもの 施設競合による利用者減、収入減によるもの		○
	管理物件の損傷	管理物件の構造上の瑕疵によるもの	○	
	計画の変更	市の指示により業務の全部又は一部を中止又は業務内容・費用負担を変更したことによるもの	○	
		用途変更等、市の事情により施設の利用目的を変更したことによるもの	○	
		指定管理者の事情によるもの		○
	債務不履行	指定管理者の事業放棄や破綻などによる業務及び協定内容の不履行によるもの		○
	資金調達	資金調達ができなかったことによる管理運営業務の中断等に関するもの		○
	個人情報の漏洩	市の指示又は指導の不備、設備の瑕疵等によるもの	○	
		指定管理者として講ずべき措置の不備等管理上の瑕疵によるもの		○
	許認可の遅延、失効、取消	市が取得すべき業務の開始・継続に要する許認可の遅延等によるもの	○	
		指定管理者が取得すべき業務の開始・継続に要する許認可の遅延等によるもの		○
	運営リスク	管理運営上の瑕疵による臨時休館・利用不能等によるもの		○
		管理物件の不備や施設改修等による臨時休館・利用不能等によるもの	○	
		セキュリティ	指定管理者の警備不良によるもの	
社会リスク	周辺地域・住民及び利用者への対応	施設の管理運営に対する地域住民又は利用者からの要望、苦情、反対、訴訟に関するもの		○
		施設設置及び施設の瑕疵に対する地域住民又は利用者からの要望、苦情、反対、訴訟に関するもの	○	
		地域との協調に関するもの		○
指定期間終了時		指定管理者の指定期間が終了した場合、又は指定を取消した場合の撤収に関するもの		○



磐田市は、地域ブランド調査2021で「スポーツのまち」全国1位に選出されました。これは磐田市のもつ豊富なスポーツ資源から来るイメージがもたらした結果です。今後はこれらの資源を含め、スポーツのもつ魅力や効果を市民と共有するための取り組みを通じ、スポーツに興味のない人や、スポーツをする時間がない人たちにも、スポーツのもたらす楽しさや喜びを感じてもらい、一人でも多く「スポーツっていいよね!」と感じる市民を増やすことを目指していきます。

1 市民意識の向上～スポーツは身近で気軽なもの～

スポーツとは、競技スポーツだけを指すものではなく、誰もが自分の好きなように自由に体を動かすことを楽しむことです。形にとらわれないスポーツの魅力を発信することを通じ、スポーツの楽しさを全ての市民と共有します。

【市民スポーツ活動支援事業】

- 「〇〇はスポーツだ!」ポスターの活用・関連事業の実施
- すき間時間でできる運動メニューの紹介
- 体を動かせる場所の紹介



2 市民のスポーツ機会の充実～いつでも誰でもスポーツを～

様々な教室、大会、イベントの実施を通じて、市民がスポーツに参画する機会を提供します。特に、子どもや親子、初心者を対象にした事業を行うことで、新しくスポーツを始める、始めたい人たちを応援します。

【市民スポーツ活動支援事業】

- 親子ふれあい体育教室、わくわくスポーツ教室の開催
- 発達支援親子のびのびスポーツ教室の開催
- 中学生スポーツ体験会の開催
- 市民スポーツテストの実施



3 トップレベルのスポーツを体感する～磐田のスポーツ資源を活かそう～

磐田市は、プロスポーツチームの活動拠点であると同時に、数多くのトップアスリートを輩出してきました。この豊富なスポーツ資源を活用し、トップレベルのスポーツを観たり、応援したり、体感する機会を提供します。

【ジュビロ磐田ホームゲーム小学生一斉観戦事業】

○ジュビロ磐田ホームゲーム小学生一斉観戦の実施

【ジュビロ磐田ホームタウン推進事業】

○ジュビロ磐田幼児合同スポーツ教室の開催

○ラグビー体験教室の開催

○スタジアム同窓会の実施

【市民スポーツ活動支援事業】

○キッズスポーツキャンプの開催

○ボールゲームフェスタの開催

○本市ゆかりの選手、チームの応援企画（展示、横断幕、PV等）の実施



©JUBILO IWATA

4 安心・安全なスポーツ施設を～よいよいスポーツ施設にするために～

体育施設の老朽化が進む中でも、市民が安心・安全にスポーツを楽しむことができるよう、施設の計画的な修繕を進めます。

また、民間企業のノウハウを活かし、効率的な施設運営を行うため、指定管理者制度を活用します。

【体育施設管理事業】

○体育施設の改修修繕工事の実施

○体育施設の運営業務委託の実施

○体育施設内の備品の更新



5 スポーツに関わる団体等との連携～皆でスポーツを盛上げよう～

市内に拠点を持つ、スポーツ団体・大学などと連携してスポーツ振興に取り組むことで、より広範で多彩な事業展開を可能にします。また、スポーツ資源を活かしたまちづくりについて、共に考え、推進していきます。

【市民スポーツ活動支援事業】

○すき間時間でできる運動メニューの開発（静岡産業大学）

○初心者向け教室の開催（スポーツ協会）

○障がい者スポーツの普及（スポーツ推進委員）

○スポーツボランティア団体との連携（S I V C）

○ジュビロ磐田メモリアルマラソン大会の実施（スポーツ協会・ジュビロ磐田）

